

Bulletin of the Institute of Buddhist Culture
of Tsurumi University
No. 20, 2015

鶴見大学仏教文化研究所紀要 第二十号 抜刷
平成二十七年三月三十一日 発行

曹洞宗大本山總持寺所蔵「理由書」と御移転の背景

下室覚道・水落絢香

曹洞宗大本山總持寺所藏「理由書」と御移転の背景

鶴見大学仏教文化研究所

下室 覚道

鶴見大学大学院文学研究科

水落 絢香

はじめに

大本山總持寺の御移転がなされなかつたならば、鶴見大学は存在せず、仏教文化研究所は勿論ない。それ故、筆者達もここに存在しないことになる。御移転があつたからこそ、この地で勉学に励むことができるのである。この不思議な因縁を考える時、御移転の重要さが単に教団内の出来事では済まされないと感じる。それでは御移転の理由は何か。

本稿は前半部で様々な角度から御移転の理由を探り、後半部で大本山總持寺に所蔵されている「理由書」の翻刻を示し、当該文献に記載されていない提出先や提出時期等を考察するものである。

共著者の水落絢香は現在鶴見大学大学院文学研究科文化財学専攻博士前期課程に在籍しており、卒業論文より御移転について取り組んでいる。¹⁾

一、御移転理由の考察

御移転の理由に関して「總和会報」第九八号には次のように記されている。

開創以来、今日まで六九〇年の歴史を誇る大本山總持寺は、これまで幾多の災難に遭遇し、明治三十一年

(一八九八) 四月十三日悲運な火災が起る。明治維新の廃仏毀釈や前田家の援助停止、寺領の没収、輪住制および五院の廃止等が加わり、これも御移転の要因のひとつであるという。⁽²⁾

この記事は簡潔に御移転の理由をまとめている。箇条書きにすれば、

- ・火災
- ・廃仏毀釈
- ・前田家の援助停止
- ・寺領の没収
- ・輪住制・五院の廃止

これらに関して少しく補足説明しながら論をすすめていきたい。この中の火災は直接原因であるが、その他の理由は、明治という新たな時代が引き起こした時代変化に因るものである。

まず、火災であるが、『曹洞宗近代教団史』には次のように記されている。

一九九八(明治三十一)年四月十三日、總持寺は突然大火に遭いました。午後九時過ぎに大祖堂御真殿左側から出火し、火は瞬く間に燃え広がり、仏殿・紫雲台・跳龍室・放光堂・大庫裡等に延焼し、勅使門前に流れる鬼溪より内部の諸堂は全て灰燼に帰し、翌十四日の午前二時頃鎮火しました。⁽³⁾

この火災を発端として、御移転の動きが始まったのである。

最盛期には敷地約五万坪、堂宇八〇余、塔頭二二ヶ寺を有した總持寺であるが、明治三一(一八九八)年四月一三日に発生した大火の災禍により、七堂伽藍の大部分を焼失し、これを機に神奈川県横浜市鶴見に移転した。⁽⁴⁾

それでは、何故火災によって御移転しなければならなかったのか。同じ場所に再建すれば良いではないかという疑

問が生ずるが、それが出来なかつた理由として、時代の変化が挙げられる。

明治政府により、明治初年の太政官布告、いわゆる「神仏分離令」（「神仏判然令」）と神道国教化政策によつて、仏教寺院、仏像、仏具などの破壊が引き起こされた。これが「廃仏毀釈（運動）」と呼ばれる。明治政府は、神道と仏教の分離が目的であり、仏教排斥を意図したものではなかつたが、結果として多くの仏教寺院が廃合され、僧侶の神職への転向、仏像・仏具の破壊が行われた。この廃仏毀釈を一因として、總持寺も困窮に追い込まれたのである。

一八七四（明治七年）、五院及び塔頭寺院が売却された記録が、「總持寺文書」明治資料九〇六に残されています。⁽⁵⁾

また、明治四（一八七二）年正月五日付太政官布告で「寺社領上知令」が布告され、境内地を除き寺や神社の領地を国が接収した。いわゆる「上知令」も大きな打撃であつた。

明治四（一八七二）年に社寺領上地令を發布し、境内を除く社寺領をことごとく没収、社寺は大きな打撃を受けた。總持寺も前田家から寄進された四〇〇石を失つたばかりか、版籍奉還により前田家の援助も期待できず、にわかに財政的危機にひんし、一気に衰退した。⁽⁶⁾

明治政府は寺院から土地を奪い、その経済に深刻な打撃を与えたのである。廃仏毀釈以上に寺院の存続に深刻なダメージを与えた。このように明治新政府の宗教政策により、多くの仏教寺院がダメージを受け、總持寺も例外ではなかつた。

明治政府の宗教政策により輪住制が廃止され、五院も廃止されました。また版籍奉還・廢藩置縣により、加賀藩の援助が途絶しました。そして、寺社領上地令により寺領四百石も没収されました。輪住制と五院の廃止などによつて、能登の門前町は大きな打撃をうけ疲弊をしました。⁽⁷⁾

ここに、輪住制と五院の廃止が記されているが、これらについて見てみよう。

輪住とは、「輪番住職」の省略で、短期間で住職が交替する方法である。特に、總持寺においては、輪番住職は峨山一派によって占められるのである。納富常天氏は次のように説明している。

輪住制とは、總持寺の住持を峨山一派の僧侶が輪番でつとめ、かつ短期間で交代する制度である。これは當時の禪宗・五山官寺制度において、師から弟子への継承を禁じ、名僧を自由に招聘する制度や、永平寺における道元禪師の孫弟子寂円一門による終身制とも異なる独自のものだった。⁶⁾

この、總持寺の輪住制度は峨山禪師の置文を淵源として成立したという。⁹⁾ 峨山禪師の置文とは次の文章である。

峨山禪師は康安二年（一二三六）二月九日、置文を示し、その中で、
總持寺未來住持職ノ事

右彼ノ寺ハ瑩山和尚韶碩ニ讓与スル処ナリ。仍テ後代ノ住持職ニ於テハ、韶碩法嗣ノ中ニ於テ、器用ノ仁ヲ選ビテ住持職ヲ補スベシ。末代ニ於テ此ノ旨ヲ守リ住持スベキノ状件ノ如シ。¹⁰⁾（原漢文）

右記のように總持寺輪住を門下に遺誡したのである。

ところで、總持寺の輪住制は「五院輪住制」と呼ばれる。これは峨山禪師の多くの門下の中でも、特に、大源宗真、通幻寂靈、無端祖環、大徹宗令、実峰良秀の五哲とよばれる弟子達は、總持寺の境内に普蔵院・妙高庵・洞川庵・伝法庵・如意庵の五院をそれぞれ建立し、この五院によつて本山である總持寺を輪番で守っていくシステムである。輪住制の時期に関しては、先学によつて見解は異なるが、伊藤良久氏は、「一四二五年前後より一四三〇年以前の間」に成立したと考えられる¹¹⁾と論じている。輪住制の利点に関しては、

この制度の利点としては、同一門派内において交代で住持を出すことにより協力して本山護持の体制が組める点と、住持が数年をおきに交代するので多くの僧侶に住持になる名誉が巡ってくる点です。しかし、この後者の利点が、時代を下ると形骸化してくることも事実¹²⁾です。

一五〇七（永正四）年頃から「転衣」の資格を得るための形式的住持の制度が定着してきた。これは今日も行われている瑞世である。⁽¹³⁾ 竹内道雄氏は次のように、輪住制について記している。

思うに峨山禪師が輪住制度を定めた最大の目的は曹洞宗教団の本山であり曩祖の塔廟である総持寺を永久に護持し、発展させるにあった。（中略）このような大本山の護持・発展の源となる純粋な信仰と責任感と和合を生み出すためには、この輪住制度はまことに格好な制度と言つてよかつた。すなわちこの輪住制度の成立によつて本山護持の榮譽と責任が一部の者に専有されることなく、児孫の中の有能な人物に分配されることになり、総持寺教団全体がいやがうえにも活況を呈するようになったのである。しかもこの輪住制度は一つの合議制度をなして、総持寺教団に関する重要事項はすべて五院の協議によつて決定されたのである。総持寺文書の大半はその最後に「仍聯判如件」とか、「仍評定如件」と記されている。したがつて教団の運営について一箇寺院や一住職のみの裁量による独断は許されない仕組みになつていたのである。⁽¹⁴⁾

輪住制によつて本山中心の和合が行われ、独断を許さない仕組みであるという。この輪住制によつて、総持寺教団は大いに発展したのである。

総持寺教団発展の源泉は、制度的には輪住制度であり、思想的には洞上五位思想であるが、その制度を實際に運営し、その思想を体得して行動し、道元・瑩山両祖の宗教を広く民衆の間に弘めたのは、峨山禪師の法嗣たち⁽¹⁵⁾がその主流であつた。

竹内道雄氏は、総持寺教団の発展の源泉を制度からは「輪住制」、思想からは「洞上五位思想」と捉えている。このような、この五院輪住制を明治維新政府は廃止させたのである。

明治維新の新政府による神仏分離令、廃仏毀釈の宗教政策は、全国の仏教寺院にとりまして、未曾有の混乱をもたらしました。総持寺も決して例外ではなく、存亡の危機さえ迎えることになります。明治元年六月、

總持寺には「五院輪住制」を廃止して、「独住制」にすべしとの布告がありました。總持寺は五院輪番の機構によって、五百年もの長きにわたり、運営されてきました。この制度は、封建時代にあつて、すぐれた人材の登用と、きわめて民主的な「五院」の評議によって運営され、献納金で本山を支える基盤となっていました。この機構の廃止は、總持寺にとつて命運を左右する最大の難問でありました。しかし、永いあいだ護持してきた「五院」を中心とする「輪住制」は、明治三年（一八七〇）七月、四万九七六六世の大仙和尚をもって廃止され、多くの犠牲を強いられたのです。ここに四万九七六七世は、本山独住一世となり、旃崖奕堂禪師（一八〇五—一八九七）が入院されました。明治八年一月には「五院」の諸堂をすべて廃止して、本山に合併し、また全国の五院の末寺もすべて本山總持寺の直末としました。¹⁶⁾

何故廃止させたかと言えば、納富常天氏は次のように述べている。

「總持寺住持職は、宗門中の碩学知識者なるべき」とする政府の趣旨により、總持寺繁栄の鍵でもあつた輪住制を廃止し、独住制（終身制）に改めた。¹⁷⁾

また、民主的な五院輪住制度を民主的な明治政府が廃止するという矛盾を指摘している文章もある。

明治三十一年（一八九八）、四月一三日の夜、能登の總持寺で大祖堂より火災があり、一夜にして伽藍を烏有に帰してしまいました。この火災が契機となり、總持寺が能登・門前町より移転を決意してから、早や九〇年の歳月が時を刻みました。もちろん、この火災が御移転の第一の理有にあげられますが、もう一步移東の本質を探ってみますと、明治維新の神仏分離令の布告が、大きく影響していると考えられます。さらにはまた、「五院」による「輪住制」は、人事がきわめて民主的制度でありましたので、これを明治政府が「廃止を沙汰する」という矛盾した決定も見逃せないように思われます。總持寺は「五院輪住制」をもって、寺が護持されてきた歴史を顧みますと、ほかに取るべき方策があつたのでありましようか。今後の課題であります。¹⁸⁾

また、後にも触れるが、五院輪住制の廃止には、大本山永平寺の存在も大きかったのである。

一八六七（明治元）年六月六日、明治新政府は永平・總持兩寺宛に文書を送ります。政策を進めんとする新政府から当時の曹洞宗を見た時、看過できない大問題が宗門内に惹起していました。それは、明治初頭から続く宗務行政面での主導権をめぐる、永平寺と總持寺が対立するという事態を指しています。永平寺側は、それまで関三刹中心だった宗政の改革と永平・總持兩寺のどちらかが宗政上の主導権を持つべきであると主張し、強く「総本山制」施行を訴えました。この訴えは總持寺側より退けられ、これにより生じた対立は明治二十年代半ば頃まで続くこととなります。⁽¹⁹⁾

江戸時代より続く永平寺と總持寺との対立の影響が、明治政府を動かしたのである。

両者対立のままでは前述の国策を実行するに支障を来すと考えた新政府は、永平寺には学寮の創設と宗門制度の関する「碩徳会議」開催を勧め、總持寺には輪住制度の廃止、独住制度への移行、そして總持寺から永平寺への昇住を求め、両者の対立の早期解決を試みました。⁽²⁰⁾

明治元年輪住制を廃止し、永平寺への一元化を求めたのである。永平寺と總持寺の対立は後に触れる「能山分離独立運動」に繋がっていく。

以上、一般的な御移転理由を見てきたが、公文書に見られる移転理由を見てみたい。焼失後、神奈川県の鶴見に御移転が行われるまでには立場により賛否様々な動きがあったが、それらの文書における移転理由のみを列挙してみる。『新修門前町史資料編2 總持寺』より、該当箇所のみ列挙する。

①明治三十二年十一月十三日、東京府下曹洞宗寺院住職の總持寺東京移転建白書の各条文

第一、一宗ノ本山ヲ北陸辺陲ノ地ニ置クハ時勢ニ適セザル事

第二、一宗本山を北陸辺陲ノ地ニ置クハ不便ナル事

第三、本山ヲ都会付近ニ移転セシムルハ經濟上有利ナル事

第四、本山ヲ都会付近ノ地ニ移転セシムルハ布教伝道ニ益アリ

第五、御本山ノ移転地ハ東京付近ナルヲ要ス事

(『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』⁽²¹⁾)

②明治三十三年五月、長野県北部曹洞宗寺院住職・檀信徒の総持寺東京移転請願

然れば何時までも地理の便否を問わず時勢の如何をも察せず深山幽谷に蟄居して唯一一箇半箇を接得すると云ふ昔の流儀を守り居り候はゞ遂には時勢に後れ社会の無用物の如くに視做され信徒の帰向を失ひ空しく本山云ふ名義のみを株守するの不幸に陥るやに相考候、

(『明教新誌』四四六七号、明治三十三年五月二十日)⁽²²⁾

③明治三十九年七月十日～十一日、総持寺移転につき総持寺永平寺両貫首往復親書

猶一層の御賛同を蒙り度は、從來当本山の所在地は御了知の如く、余りに土地僻陲に失し、殊に半島崎嶇の地勢に候得者、(中略)今後の時勢上に照察するも、甚だ遺憾の次第と存候、依て焼失以来末派道俗中に於ても、東京付近、左なくとも今少しく交通参拝に便利なるべき地に移転再建せんことを企望し、

(『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』⁽²³⁾)

④明治三十九年七月二十九日、総持寺移転の件につき曹洞宗諮詢会評定

然ルニ一方ニ於テハ有志ノ士アリテ従前ノ本山所在地ハ余リニ土地僻陋ニシテ交通参拝ニ不便、且今後ノ時勢ニ照察スルモ本山永遠ノ計図トシテハ此ノ際断然東京付近ノ地ニ移転シテ化門ノ紹隆ヲ期セサルヘカラストノ旨趣ヲ以テ移転再建ノ必要ナルコトヲ建議スルアリ、
(『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』²⁴)

⑤明治三十九年十月、能本山移転の真相に関する非移転同盟会訴文

其理由ニ曰ク

能登ノ一角ハ交通不便ノ土地ナリ、宗門ノ振ハサルハコレカタメナリ、鶴見ノ地方ニハ有力ナル出金者アリ、再建ノ前途易々タルノミ宗門ノ発展ハ繁萃熱鬧ノ地ニアラサレハ不可ナリ

開祖ノ靈跡モ伽藍ノ莊嚴ヲ作ルタメニハ棄ルヲ惜マス

移転ノ理由ハ如上ノ言ニ過キス、コノ單純ナル理由ノ下ニ東洋仏教中ニ覇タル所ノ一宗本山ヲ動カシ、

(門前区所藏『能本山移転事件顛末』²⁵)

⑥明治四十年一月十日、能本山総持寺移転出願に対する門前地域住民の請願書

其口ニ藉クモノハ交通不便ト宗務発展、再建勸資ノ困難トヲ以テスレドモ、(後略)

(門前区所藏)²⁶

⑦明治三十九年二月二十六日、総持寺移転再建敷地献納願

我宗モ亦此時ヲ逸セス焼失セル本山ノ伽藍ヲ再建シ、以テ宗門ノ対面ヲ維持シ、太祖国師真儀ノ奉安ヲ完全ニシ、愈ヨ祖風扇揚ヲ挙ケンコトハ本来共ニ目下ノ休務ト存候、然レトモ従前本山ノ所在地タル地勢僻陋ニ

シテ、今後ニ於ケル宗門興隆ノ永図ニ適セサルコト論ナキ次第ニ候得者、必ス帝都接近ノ地ニ移転セラレ、以テ大ニ化門ノ拡張ヲ期セラルルコト当然ノ儀ニ候、

(『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』²⁷)

⑧明治三十九年十二月五日、総持寺鶴見移転願

其理由は従来の所在地は土地僻陋に失し、交通不便にして、一宗の大本山の所在地としては、全国末派僧侶及び檀徒信徒等の登山参拝に頗る不便を相感候得共、維新以前に在つては、山法上・時勢上及び寺門維持上に於ても、別段不都合の点も無之候得共、明治維新に際し、当寺特殊の山法たる輪番住職の儀も廃止せられ、寺門維持の道も大に従前と相異り候に就ては、本末の都合上、成るべく他の便宜の地に移転するの希望を有する説も間々相起り候得共、 (後略)

(『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』²⁸)

これらの記述を見れば、「輪住制廃止」など先に挙げた移転理由も見られるが、多くは「土地僻陋、交通不便」ということが第一に挙げられており、そのために首都であり交通便利な東京近郊に移転すべきことが記されている。また、「宗門の発展」、「興隆を意図する」、「時勢」という言葉も見出される。

本稿の後半で取り上げる「移転理由書」もほぼ同類の記述である。「移転願」における移転理由には「土地僻陋」「交通不便」「登山参拝ニ頗る不便」「山法上」「時勢上」「寺門維持上」「奥之院」などの言葉が見出されるが、これらは「理由書」と重なるからである。「理由書」ではさらに細かく移転理由が示されるのである。御移転理由に関する各章の題名についてのみ記せば、

第一 土地僻陋ニシテ交通参拝ニ不辦ナル事

第二 山法ノ沿革ヨリ交通便利ノ地ニ移轉スルノ必要すアル事

第三 石川縣下本宗檀信徒及一般人民ハ移轉ニ反對スルノ理由及實力ヲ有セサル事

第四 絶對ニ非移轉ヲ主張シ又ハ太祖有縁ノ地ニ移轉スヘシトスルハ共ニ所以ナキ僻説ナル事

第五 本宗ニ於ケル全國一般ノ大勢ヨリ移轉ノ便益ヲ立證スル事

第六 舊來ノ境地ニ本山ヲ再建スルコトハ事實上不可能ナル事

とあつて、その第一章、第二章に「土地僻陬」「交通不便」の語が見出される。

思うに、明治維新になって輪番制度が廃止されたことが大きな痛手であることも分かる。時代の変化に適していくことが要であり、そうしなければ時代に取り残され、衰退の一途を辿るといふ危機感もあつたと思う。内田樹氏は日本人は「辺境人」であるという。「辺境人」とは何か、

外部のどこかに、世界の中心たる「絶対的価値体」がある。それにどうすれば近づけるか、どうすれば遠のくのか、専らその距離の意識に基づいて思考と行動が決定されている。そのような人間のことを私は本書ではこれ以後「辺境人」と呼ぼうと思ひます。⁽²⁹⁾
と述べている。

それでは、少しく、「僻地意識・辺境意識」について見てみよう。御移転の中心人物とされる石川素童禪師は、ご自身の大本山總持寺への瑞世拝登を振り返り、次のように記している。

愈よ無事に式も終んでお暇乞して門前へ出てから、復た振圓つて御開山様に頭を下げて、「この不便な御本山では、一生の中復た再び拝登するやうなことは恐らく有りますまいから……」と、涙を漏して国へ帰った。⁽³⁰⁾

瑞世が終わり門前で、再登することはないと感じるほど、能登が不便であり、僻地であつたのである。

ところで、中村元氏は、瑩山禪師の功績として、〈深山幽谷〉のものから〈町の人々〉へという大転換をもたらし

たとし、それはカトリック修道院におけるクリュニー修道院と対比されている。

世の人々は、〈中世〉というとき、その時期においては一様の調子をつづけていたと思うが、決してそうではない。長い中世の歴史には変化もあれば発展もある。その一つの現象として、修道院が〈深山幽谷〉のものから〈町の人々〉のものへと転化したのである。その転換をなしとげたのが、わが国では瑩山禪師であり、ヨーロッパはクリュニー (Cluny) の修道院であった。これは歴史的な大転換である。能登の總持寺は広通不便なところにあつたが、平野にある門前町をもなったものである。いわば町とむすびついた本山であつた⁽³¹⁾。能登は不便であつたが、それは「町と結びついた本山」であり、キリスト教の歴史におけるクリュニー修道院に比較される程、重要な歴史的大転換であると指摘されている。

大本山永平寺が深山幽谷とすれば大本山總持寺は当時としては町に繋がる本山であつたとされるが、これは道元禪師と瑩山禪師の思想の差異によるものかもしれない。

道元禪師は、日本がインドや中国に比べ、仏法から見て辺境であることを随所に記されている。『正法眼蔵』は春秋社本、『伝光録』は曹洞宗務庁本を使用。

いまわれらがごときの辺地遠方の披毛戴角までも、あくまで正法をきくことえたり。いまは田夫・農父・野老・村童までも見聞する、しかしながら祖師航海の行持にすくはるるなり。西天と中華と、土風、はるかに勝劣せり、方俗、はるかに邪正あり。

『正法眼蔵』「行持下」(二卷一七三頁)

あはれなるかな、小国辺地に生まれぬるに、如是の邪風ともしらせむることは。天竺・唐土にはいまだなし、我國にのみあり、悲しむべし。あながちに鬢髪をそりて、如来の正法をやぶる、深重の罪業と云べし。

『正法眼蔵』「禮拜得髓」(二卷三〇九頁)

われら、仏生国をへだつること十万余里の山海のほかにむまれて、辺邦の愚蒙なりといへども、この正法をきき、この袈裟を一日一夜なりといへども受持し、一句一偈なりといへども参究する、これただ一仏二仏を供養せる福徳のみにはあるべからず（後略）、

『正法眼蔵』 「伝衣」 （二卷三五六頁）

ゆえいかんとなれば、天上・人間の樹林、はるかに殊異あり、中国・辺地の所生、ひとしきにあらず、海裏・山間の草木、みな不同なり。

『正法眼蔵』 「無情説法」 （二卷五頁）

袈裟は標幟の仏衆なり。この辨肯、難値難遇なり。まれに辺地の人身をうけて、愚蒙なりといへども、宿殖陀羅尼の善根力現成して、釈迦牟尼仏の法にむまれあふ。

『正法眼蔵』 「陀羅尼」 （二卷三七頁）

ひそかに観想すべし、後五百歳にうまれて、辺地遠島に処すれども、宿善くちぎして古仏の威儀を正伝し、染汚せず、修証する、随喜歡喜すべし。

『正法眼蔵』 「洗面」 （二卷五二頁）

まことに、われら辺地にむまれて末法にあふ、うらむべしといへども、仏仏嫡嫡相承の衣法にあふたてまつる、いくそばくのよろこびとかせん。

『正法眼蔵』 「袈裟功德」 （二卷三〇二頁）

又、この日本国は、海外の遠方なり。人のこころ至愚なり。むかしよりいまだ聖人うまれず、生知うまれず、いはんや学道の実士まれなり。

『正法眼蔵』 「溪声山色」 （一卷二七九頁）

とふていはく、西天および神丹国は、人もとより質直なり。中華のしからしむるによりて、仏法を教化するに、いとはやく会入す。我朝は、むかしより人に仁智すくなくして、正種つもりがたし、番夷のしからしむる、うらみざらむや。

『正法眼蔵』 「辨道話」 （二卷四八〇頁）

道元禪師は、日本はインドや中国と異なり辺地遠島であり、仏教に暗いこと、しかし、道元禪師ご自身は宿善によって正法に見えたことが喜びをもって記されている。

これに対して、瑩山禪師は辺境の思想があるのであろうか。『伝光録』より一カ所提示すれば、

然れば精細に功夫し綿密に参学して、衲衣下の事を明らむべし。此一大事因縁、正像末の、時隔てなく、梵漢和、国異ならず。故に末法悪世と悲むこと勿れ。遠方辺地の人と嫌ふこと勿れ。此事本より千仏競ひ来りて与へんとすといふとも、仏力も終に及び難からん。然れば子に授る道に非ず、父に受る道に非ず、但自修自悟自身自得すべし。

『伝光録』 四二章（二四五頁）

第四二章梁山縁觀禪師の章であるが、瑩山禪師は、インド、中国、日本という国の違いや正法、像法、末法の時代の隔てはないので、日本が遠方で僻地にあると嫌ってほならないと説かれている。

道元禪師と瑩山禪師とその活躍された時代は凡そ五十年の違いがあり、世の中も変化していると思うが、両祖の日本国に対する辺境意識は若干の違いがあると言えよう。

道元禪師は辺境で僻地の日本は正法が弘通していない、しかしながら宿殖善根により仏法に値うことができたことが感激を以て示されている。それに対して、瑩山禪師はすでに道元禪師が伝えた正法が広まっていたのであろう、辺境意識はあるが低いように思われる。

道元禪師と瑩山禪師との思想を反映したのであろうか。永平寺は深山幽谷にあり、總持寺は僻地とはいっても町と繋がった場所であると、中村元氏は論じられている。

納富常天氏は永平寺と總持寺のあり方が異なっていることを指摘されている。

總持寺末が一万六一九七ヶ寺。永平寺が二三七〇ヶ寺となっており。なぜ永平寺はこんなに少ないのか、ということになります。總持寺は二世峨山禪師がたくさんの優れた弟子を育成し、全国に據点を築いていて、總持寺の檀家を増やし、末寺を創っていったということが一つあげられます。それに対し永平寺は、「一個半個の弟子の育成」という道元禪師の精神に基づき、ちゃんとした出家者、専門僧の育成に力を入れたといふことも、永平寺の末寺が少ない一つの原因であると思います。⁽³²⁾

弟子の育成方法、檀信徒との関係などの違いにより、末寺の数が大幅に異なったという。正伝の仏法を護持する点では両者同じであるが、この相違点を近代においても継承することによって、大本山總持寺の御移転が挙行されたと思われることはできないであろうか。

御移転の中心人物とされる石川素童禪師は、次のように述べている。

蓮の花の尊いのは、彼の汚ない淤泥の中に咲いて、更にその淤泥に汚されぬことである。これが美しい池の中に咲くならば夫れ程尊くはない。お互いもこの世の中に在って世の中と戦い、世の中に染まらずに勝つて行く

から尊いので、世の中は厭ぢやと山の中へ入って、唯一人済し込んでいたので決して尊くも偉くもない。⁽³³⁾

世の中は厭だといって深山幽谷に向かうのは尊くも偉くもない、世の中に在って世の中に染まらないようにすべきであると説かれている。石川素童禪師によれば、瑩山禪師も山の中へ引つ込んだのではないとされる。

常済大師が一代の教化は唯だ北陸のみで、京都へも鎌倉へも出られなかったが、あれは全く北陸の開修を思召されたからである。決して山の中へ引込んで居るとの意ではない。⁽³⁴⁾

御移転に関しては、大本山總持寺独住四世の石川素童禪師の影響が強いと言われる。納富常天氏は次のように説明されている。

明治になってから、一般の寺と同じような住職制度になったわけですが、その独住第四世の石川素童禪師という方が大決断をいたしまして、總持寺をこの鶴見へ移されたのです。⁽³⁵⁾

あるいは、次のような表現がなされている。

監院の石川素童を中心に再建運動が起こります。⁽³⁶⁾

このように、御移転を大決断された禪師、御移転の中心人物などと見なされているが、石川禪師ご自身はあくまで畔上禪師のご功績とされている。

總持寺が不幸にして焼失したのは去る明治三十四年で、畔上禪師の時であったが、この移転することを御決めたくなったのも亦畔上禪師である。禪師は此の御再建が未だ緒に着かない前に御遷化になって、誠に残念なことであったが、その御功績は、本山の中興と共に萬代の後まで伝へねばならぬことである。⁽³⁷⁾

しかしながら、石川禪師の影響力がやはり強いと言わざるを得ないと思う。それでは石川禪師の思想はどのようなものであったであろうか。先に挙げたように、公文書における御移転理由の多くが、僻地、交通の不便なところから脱し、布教教化に力を入れることが説かれるが、具体的な布教とは何であろうか。石川素童禪師は、一般の在俗の方々

に対する社会活動とされている。この場合、僧侶に限った坐禅弁道というものも含まれるであろうが、在俗の方々に特に青年教育を重視している。『獅子吼』によってみてみたい。

仏教は隱遁主義であるから、この活社会と無関係であると云ふ者があるが、夫れは大なる誤であつて、静中に大活動あることを知らぬ者である。そんな事は古禅僧が社会に活動せられたことを見れば直ぐ解るのである。故に仏教は青年の宗教として最も適當である。今日、寺院が老人のみ行く處のやうに思われているのは、久しい間の布教上の弊習いであつて、之れを以て直ちに仏教その者を非難するのは誤である。この弊害を打破して、新時代的の布教をすることは、今日の僧侶が重大な責任であつて、之れが又仏祖の御心にも適當ことである。我が大本山總持寺は久しく能登の山奥にあつたのであるが、明治三十四年に火災に罹つて、廣大な伽藍は全部烏有に歸して終つた。その再建に就いて色々な話もあつた中に、ドウしても時世に順応して時代的に發展するには、第一、地の利を占めなければならぬと云ふので、遂に東京の近くに移転する事になつたのであるが、之れは仏教が活動的宗教なることを世間に知らしめた。大本山の移転に就いて色々な利益もあるが、先づこの活動的宗教なることを知らしめたのは、我が仏教のために喜ぶべきことである。更にその布教の上に、今後倍々時代的に發展して、仏教は正に青年の宗教である。³⁸⁾

この考え方のもと、大正一三年に横浜市中区大岡町總持会館に於いて、光華女学校が開設され、現在の学校法人總持学園に続く「教育」の萌芽がここに示されていると思ふ。さらに、次のようにも記されている。

今日では不良少年の感化とか、出獄人の保護とか、病院や宿屋、又は青年のために寄宿舎などを建てるも宜い。キリスト教の人達は、久しく熱心に遣つて居るが、佛教者は決して之を他人に委ねず、自ら起つて之を行つて、興法利生の祖意に契ふやうにせねばならぬ。³⁹⁾

これは、總持寺の社会事業につながる考えだと思われる。『総持寺誌』には、次のように社会事業に関して記載され

ていゝ。

社会事業は社会的弱者の保護並に救済を目的とする施設である。私達の社会には貧しい者、困っている者、事のない者、病気に罹つて居る者、身体に故障ある者など物質的に又身体の上に、心の面に、色々な理由で世の中の通常の生活に適応することの六カ敷い人や漸く生活はしているが病氣その他、一朝ことある場合にはすぐさま困窮に陥る危険性をもつ人もある。これらの人を称して社会要保護者と呼ぶことができると思う。

社会事業はこれらの者を直接の対称として物質的に或は精神的に温かい保護救済の手をさしのべる事である。そして社会事業を行うにはその名称はどうであろうと一方的に収益を目的とすることは、その事業本来の目的に反するといわなければならない。この事業は全く奉仕の聖業である。

従つて事業の経営に要する費用は経営者によつてまかなわれ、対象者に要求すべきものではない。若し対象者より受くるものがあるとすれば極めて低廉なることはいうまでもなく、その負担に耐えられる程度の額でなければならぬ。

上は社会事業の運営に於ける一端を述べたのであるが、その目的たる保護救済を達成するにはなんとしても精神的啓蒙と教養とを必要とすることはいうまでもない。この点から社会事業の最終目的を社会人類の保護救済を目ざして我等人生の安心立命に到らしむるであらうと確信する。

私達は世の中に一人でも不幸の者のないようにする為には御互に精進努力せなければならぬと考えるのである。

以上述べたようにこの事業を達成する為め総持寺開祖常済大師の精神を体し下化衆生の一端として斯業を開始されたものである。⁽⁴⁾

このように、磐山禪師が困窮者や病氣の人を救済する目的として社会事業を開始されたことは、現在の鶴見大学歯学

部附属病院が設立した事情と通じていると考えられる。

仏の大慈悲心に根底を置き、大乘仏教の思想と信仰を現実の生活に具現するための事業として八十有余名の従業員が日夜努力しており、本山の社会事業は大乘仏教の「布施」の思想から行われているもので、その布施とは自利、利他共存共栄を目的とする社会奉仕の観念であり、その事業は単なる施与ではなく、又一方の上に上から下への救済の思想ではなくて、自他共に全生命をかけて相互共存と人間完成を行うとするものであるから、そのなす所はすべて御開山の教えられる感恩報謝の行持である。ゆえに本山社会事業の従事者は上は総裁禅師様から下は小使に至るまで、皆この心を心として奉仕している訳である。⁽⁴⁾

右記の文章からもわかるように、本山の社会事業は感恩報謝の行持の心から成り立っている事が分かる。

また、前鶴見大学学長、現在鶴見大学仏教文化研究所特別顧問である木村清孝氏も次のように社会事業について触れられている。

大正三年あたりに石川素童禅師が、神奈川県会の願いを受けて、県立薫育院という社会福祉関係の教育施設に院長として招かれたというのが発端のようであります。さらに、その後の鶴見病院に相当するものを手掛けるようになります(以下略)⁽⁴⁾。

右記の記述からもわかるように、石川素童禅師が社会福祉関係の教育施設に院長として招かれ、その後鶴見病院に相当するものを手掛ける事から、社会事業を積極的に行われてきたと思われる。この精神は總持学園の建学の精神につながり、現在の鶴見大学附属病院を有する歯学部の中に繋がると考える。その理由を示すものとして、現在、鶴見大学歯学部長小林馨氏は、次のように述べられているからである。

岩本禅師様は歯学部創設の大発起人として、第一に歯科衛生生に関する事が、道元禅師様の『正法眼蔵』『洗面陀羅尼經』としてお示しになられている事、それから二番目に、總持寺の御開祖瑩山禅師様が總持寺は社会

体制に参加して、多くの人間と信頼を結ぶために強化活動をするとおっしゃっている。岩本禪師様は病院等の社会福祉事業や教育事業に力を入れているのが、總持寺の仕事だとおっしゃい、これに長尾先生が納得されて、今の私共の鶴見大学歯学部はあるわけです。⁽⁴³⁾

右記の記述から、歯学部の大発起人である岩本禪師も瑩山禪師のお言葉を受け、總持寺が社会福祉事業や教育事業に力を入れる事と念頭において鶴見大学歯学部はあり、歯学部だけではなく大学全体の建学の精神である「大覚円成、報恩行持」につながっていると考えられる。

右記に見られる大本山總持寺が関わる様々な社会活動について、石川禪師も瑩山禪師の御心に適うものであると見なしている。

我が大本山總持寺が、能登の山奥から此の輦轂の下たる鶴見に移転したに就て、世間では色々と言ふ人がある。中には「誠に時代的大発展で、佛教の覚醒である」と言ふ人もあれば、或は「禪宗の宗意に合わぬ、御開山常済大師の御心にも適はぬ」と言ふ人があるが、これは大へんな間違ひで、禪宗は必ず山の中でなければならぬと云ふ道理は毛頭無い、況して、御開山常済大師の御心に適はぬと云ふことは断じて無いのみならず、却てこれこそ大師の御心に適ふことである。何時も云ふことであるが、この活社會を離れては佛教も禪宗もない。活きた社會を導き、活きた仕事をして行くこそ佛教の價値がある。(中略) 況して一萬四千ヶ寺、一千萬の檀信徒を有する我が曹洞宗の大本山として、時代的發展の中心となるには、甚だ物足らぬことである。然も猶ほ色々な不便を忍び、依然として彼處にいたならば、本山は自ら衰亡に歸するのみである。火災のために彼の大伽藍が烏有に歸したのは誠に惜しいことではあつたが、却て之が動機となつて、宗門空前の偉業たる此の移転が決行されたのは、禍を転じて福を為すと云ふものである。⁽⁴⁴⁾

右記には、「禪宗は山の中でなければならぬ」という考え方ではなく、すすんで社会にでていくべきであり、それ

が瑩山禪師の御心に適うものである。それ故、火災惜しいことであつたが、能登から関東に御移転することは素晴らしいことであると見なしている。

また、石川禪師の考え方には仏教は一般社會より一步先を行くべきであるという考えもあつた。

仏教の今日の勢力は全く墮力である。ここで時代的新勢力を扶植せぬばならぬのである。今日の仏教は一般社會よりは非常に遅れて居る。自らこれよりも先きに進んで導くべきものが、却て遅れていて導かれつつある、而して夫れに追ひ付くために屹々として居るのである。何時までも古い習慣に捉はれず、何とか新しい方面に開拓して行かねばならぬ。⁽⁴⁵⁾

さらにまた、石川禪師には國際的な感覚もあつたと思われる。

折角、建るのであるから、五年や十年は遅れても、日本佛教の總持たる大伽藍を建ねばならぬ、それに鶴見は、日本の大玄闕たる横浜の側であるから、外国人が汽船を待つ間にも、日本の佛教はドンなものである、佛教の本山はドンなものであると一寸參詣に来て、あゝ立派なものであると驚いて渴仰の念を發すやうに、何も彼も立派にして置かねばならぬ、それ等の事が因縁になつて、仏教が段々と欧米人の間に信仰されるやうになることである。そう云ふ風になつてこそ、初めて御開山常濟大師の御精神を發揮したと云ふことが出来る。これが本山移転の意義である。⁽⁴⁶⁾

伽藍の立派さを見て欧米人が驚き、そして、新たな信仰の道を見いだすであらうと説かれている。

以上、御移転理由として、火災、僻地など様々な理由を見てきたが、それ以外にも理由が考えられるので、私見を記してみたい。

まず、両本山対立、特に「能本山分離独立運動」の影響もあるのではなからうか。現在、曹洞宗は大本山永平寺・大本山總持寺という両大本山制度を採用しており、同格・対等であり、共に信仰の帰趨である。しかし、これまでの

歴史は両本山の対立の歴史であった。栗山泰音禪師は『總持寺史』の自序において次のように記している。

曹洞宗の歴史は真に困った歴史である。困った歴史とは何か、それは歴史の半が醜悪なる両寺の闘争史であるからである、醜悪なる闘争史とは何か、それは格式の争いであり、名分の争いであり、榮譽の争いであり、利弊の争いであるからである。⁽⁴⁷⁾

曹洞宗の歴史の半分は闘争の歴史であるという。また、江戸時代に関して、『曹洞宗近代教団史』には結論として次のように述べている。

このように江戸時代は、両大本山の支配ではなく、関三利を中心とした行政組織で運営されてきました。それは、大僧録・録所さらに本末関係という組織立てられた構造でした。明治新政府は、以上述べてきた両大本山の複雑な対立関係と幕府が築いた支配体制を一掃することを目指しますが、そこに新たな対立の火種を生むこととなります。⁽⁴⁸⁾それが、後に述べる、輪住制度・五院制度の廃止へも影響するのです。

両大本山の対立関係と幕府体制を一掃するために明治新政府は曹洞宗に対しても働きかけをしたが、それが火種を生み、「能本山分離独立運動」に至るまでの激しい対立を招いたのである。「能本山分離独立運動」とは、

能山分離独立運動というのは、能登の本山総持寺およびその末派寺院が永平寺およびその末派寺院を含んだ曹洞宗教団から分離して、独立した別の曹洞宗の一派を形成しようという運動である。⁽⁴⁹⁾

であって、この対立は明治二八年に終結するが、そもそも、江戸時代以前から続く両大本山の対立により、明治新政府によって「輪住制度・五院制度」が廃止される。これも先に述べたように、財政的な打撃を受けることになり御移転の理由となった。しかし、それだけではなく、「能本山分離独立運動」に至る対立が間接的に御移転に影響したのではないかと推測される。それでは明治時代における対立を時系列的に見てみよう。

明治元年（一八六八）

永平寺臥雲禪師が、関三利の宗制撤去と永平寺を「総本山」となすことを出願する。これに対して、總持寺は異議の申し立てをするが、明治政府は裁定として、永平寺・總持寺に対してそれぞれ沙汰を下す。總持寺に対しては、輪住制度を廃止し独住制となし、永平寺に昇住すべきことを命じた。⁵⁰⁾

明治二年（一八六九）

總持寺は永平寺を「総本山」とすることの不当性を訴えた。それに対し明治政府は両寺院とも本山であることを認め、永平寺を總持寺の上位となす裁定を下し、また、輪番制の廃止を命じた。⁵¹⁾

明治三年（一八七〇）

總持寺「輪住制」廃止。「独住制」を為し、梅崖奕堂独住一世となる。

明治五年（一八七二）

明治政府は、永平寺・總持寺の争論を止めさせ、両寺一体たるべき要領五カ条を下し、協和盟約を締結すべきことを勧告した。その第一条には、永平寺が上位なることを明記。

永平寺・總持寺是ヲ曹洞一宗ノ兩本山トス。而シテ永平寺ハ始祖道元ノ開闢タルヲ以テ席（序）順総持寺ノ上タルベシ。⁵²⁾

兩大本山はお互いに「盟約書」を取り交わす。總持寺の「独住制」認可さる。

明治二十年（一八八七）

大内青巒を中心に「曹洞扶宗会」が成立、『洞上在家修証義』を編集。同会は永平寺を「総本山」、總持寺を「大本山」として、總持寺より永平寺に昇住する案を有していた。

明治二十四年（一八九二）

永平寺貫首選挙の不正の有無をめぐって永平寺派と總持寺派に分かれて互いに論難が続き、ついに裁判沙汰にまで持ちこまれた。これを契機に、「曹洞宗革新同盟会」が結成された。⁽⁵³⁾

明治二十五年（一八九二）

「革新同盟会」は、両大本山分離独立の建言書を總持寺貫首畔上禪師に差し出す。そしてこの建言書が受け入れられ、畔上禪師は、官長の権限を以て、随意両大本山分離独立の達書を發布し、両山盟約の無効を永平寺に、さらに曹洞宗本支局の廃止・曹洞宗議会の消滅を告げ、且つ副島種臣内務大臣に曹洞宗宗制の取消し、両大本山分離独立の請願をおこなった。その後、おのの別に管長を設置することを要求。明治政府は畔上管長を解任。また、永平寺系の分離反対派は、有志を募り、「曹洞宗両本山非分離同志会」⁽⁵⁴⁾を組織した。

明治二十六年（一八九三）

内大臣井上馨は、森田悟由、畔上樺仙、石川素童、北野元峰ら十一人を官邸に招き、協議した。しかし、両山協和の解決策は不成立。その後、政府の干渉により、「能本山分離独立運動」⁽⁵⁵⁾は逆転・挫折した。

明治二十七年（一八九四）

帝国議會において両山紛争が取り上げられる。一二月畔上貫首が罪過を懺謝し、森田禪師も永平寺を退董。その後、「非常法規」にもとづいて森田禪師が永平寺貫首に、畔上禪師が總持寺貫首にそれぞれ特選された。⁵⁵

明治二十八年（一八九五）

青松寺において両大本山協和の大法会が厳修された。

以上が「能本山分離独立運動」の概略である。最終的には明治二十八年に両大本山は協和したが、その三年後に火災に遭い、御移転がなされるのであるが、「能本山分離独立運動」の混乱期である明治二十五年における大本山總持寺の監院は石川素童禪師であった。そして、監院として分離独立推進派として手腕を振るった。

・五月二十八日、總持寺の石川素童監院は、同寺末寺院に対し、分離独立の事業を翼賛すべき旨を念達しており、總持寺側の決意の固さが示されました。

・六月二十七日、石川監院は、總持寺末派寺院に対し、分離独立実現の趨勢にあるのでなお一層努力すべき旨を特達しており、繰り返し分離独立運動を強めています。⁵⁷

この点からすれば、個人的推測であるが、永平寺に対するライバル意識というのがあったと考えられる。永平寺と同じ日本海側に居られなかったのかもしれない。少なくとも、明治二十八年の両大本山協和大法会から、明治三十一年の大火災まで三年しか離れていないのであり、協和がなされたとはいえ、両本山の激しい対立は忘れ去られてはいなかったと思われる。日本海側から離れ、大本山永平寺から距離を保てば、未来の争いは回避されると考えたかもしれない。

次に、御移転に関してもう一つ考えられる理由が、天皇の存在である。明治という新しい時代に変わり、「尊王攘夷」

の思想のもと、天皇を中心とする考えが強まった。そうした中で、江戸が東京とされ、明治政府はそこに都を置いた。天皇も東京に移る、いわゆる、「東京奠都」が行われた。このような時代に、天皇のお側近くに移転するという発想があったのではなからうか。石川素禪師は次のように記している。

偶ま本山が火災に罹つて御再建の議が起つたに就いて、願はくば輦轂の下に寺基を遷して倍々時勢に順応し、大に宗風を挙揚して、歴朝の恩遇に報ひねばならぬと云ふことになって、去る明治三十九年に地を鶴見に拵んで土木を経営し、放光堂、伝灯院、跳龍室等先づ成つて、四十二年十一月五日に盛大な移転遷祖式を行つたが、その翌年の二月、明治天皇は特別の御思召を以て御手許金一千圓を再建の補助資金として御下賜になった。之れは申すまでもなく、陛下が本山の移転に就いて、格別の思召を下されたもので、末派の道俗は共に優渥なる聖慮のある所を体せねばならぬ。殊に今までは綸旨や勅諭はあつても、御内帑を賜はつたことは之れが始めてであるから、更に深い意義のあることと思ふ、之れを以て見ても總持寺の再建事業は、決して曹洞一宗の狭い事業ではなくて、正に国家的の大事業である。⁵⁸

大本山總持寺の皇室との関係は、元亨二年（一二三二）瑩山禪師に帰依された後醍醐天皇は綸旨を下され、總持寺を勅願所として、「曹洞賜紫出世第一の道場」と定められた。その後も後村上天皇、後奈良天皇、後陽成天皇、後光明天皇と綸旨が下賜されました。このように歴史的にみても皇室との関わりが強く、明治時代においてもその傾向を維持発展させようという意図があつたのではなからうか。

天皇が「勅願」をする寺院としての歴史と、当時の鎮護国家の雰囲気と、そのような状況で天皇が居住する東京近郊である鶴見にご移転移したのではなからうか。先の石川禪師の言葉にも「御内帑を賜る」とか、「国家的な事業である」とあるように、天皇、国のためという意識が強かったと考えられる。

最後に大本山永平寺との位置的バランスを見てみたい。相撲も東西横綱があるように、両大本山も共に日本海側に

位置するよりも、東西、つまり、日本海側、太平洋側に離れて位置しているほうがバランスが良いと感じる。このような見解は、当時なかったのであらうか。

以下は私見であるが、「日本のへそ」に対して、各地で「我が町こそ日本のへそ」と名乗る市区町村がある。⁵⁹ どれが正しいへそ(中心)であるかについては、それぞれの算出の根拠が異なるが、へその一つである長野県を中心にとれば、福井県の大本山永平寺と神奈川県の本山總持寺はちょうどバランスの良い位置にあるとは言えないであろうか。

いづれにしる、時代の流れに積極的に順応していく、未来に目を向けるという態度が大本山總持寺の特徴といえよう。⁶⁰

註

- (1) 学部時代には成績優秀により、總持学園大本山總持寺奨学生に選ばれた。
- (2) 「総和会報」(第九八号、二〇一一年二月一日、一頁)
- (3) 『曹洞宗近代教団史』(二〇一四年、曹洞宗総合研究センター、一二九頁)
- (4) 『曹洞宗報』(二〇一四年、八月号、六六頁)
- (5) 『曹洞宗近代教団史』(二〇一四年、曹洞宗総合研究センター、八八頁)
- (6) 納富常天「明治維新」(『御移転百周年記念出版大本山總持寺の成立と発展―新たな百年に向けて―』二〇一二年、鶴見大学、一〇頁)
- (7) 納富常天「總持寺の今昔―鶴見御移転前後を中心に―」(『郷土つるみ』二〇〇七年三月、六二巻、一六頁)
- (8) 納富常天「2世・峨山禪師」(『御移転百周年記念出版大本山總持寺の成立と発展―新たな百年に向けて―』二〇一二年、鶴見大学、八頁)
- (9) 伊藤良久「總持寺輪住制度成立の一考察」(『印仏研』四七牧第一号、一九九八年、一五九頁)
- (10) 竹内道雄『總持寺の歴史』(一九八一年、大本山總持寺出版部、四三頁)
- (11) 伊藤良久(『宗学研究』第四二号、二〇〇〇年、一七六頁)
- (12) 『曹洞宗近代教団史』(二〇一四年、曹洞宗総合研究センター、一一五頁)
- (13) 広瀬良弘氏は輪住制に関して次のように述べている。

以上のことを考慮すると、輪住することは（借住も含めて）、一人前の僧として扱われる資格を得ること、栄誉には相違ないが、反面、寺院持、あるいは、資格取得のためという義務感が強く現れるに至るのである。ひいて言うならば、輪住制は栄誉の分配から義務化への傾向をたどって行ったとみることができる。（広瀬良弘「瑩山禪師に始まる曹洞宗輪住制について」（『宗学研究』一六、一九七四年、九八頁）。）

- (14) 竹内道雄『總持寺の歴史』（一九八一年、大本山總持寺出版部、四四頁）
- (15) 竹内道雄『總持寺の歴史』（一九八一年、大本山總持寺出版部、五二頁）
- (16) 『曹洞宗大本山總持寺』（一九九六年、大本山總持寺、一一三頁）
- (17) 納富常天「明治維新」（『御移転百周年記念出版大本山總持寺の成立と発展 新たな百年に向けて』二〇一二年、鶴見大学、一〇頁）
- (18) 『曹洞宗大本山總持寺』（一九九六年、大本山總持寺、一一四頁）
- (19) 『曹洞宗近代教団史』（二〇一四年、曹洞宗総合研究センター、四三頁）
- (20) 『曹洞宗近代教団史』（二〇一四年、曹洞宗総合研究センター、四四頁）
- (21) 『新修門前町史資料編2 總持寺』（二〇〇四年、石川県門前町、二二四頁）
- (22) 『新修門前町史資料編2 總持寺』（二〇〇四年、石川県門前町、二二六頁）
- (23) 『新修門前町史資料編2 總持寺』（二〇〇四年、石川県門前町、二二九頁）
- (24) 『新修門前町史資料編2 總持寺』（二〇〇四年、石川県門前町、二三一頁）
- (25) 『新修門前町史資料編2 總持寺』（二〇〇四年、石川県門前町、二四一頁）
- (26) 『新修門前町史資料編2 總持寺』（二〇〇四年、石川県門前町、二四三頁）
- (27) 『新修門前町史資料編2 總持寺』（二〇〇四年、石川県門前町、二四八頁）
- (28) 『新修門前町史資料編2 總持寺』（二〇〇四年、石川県門前町、二五一頁）
- (29) 内田樹『日本辺境論』（二〇〇九年、新潮社、四四頁）
- (30) 石川素童『獅子吼』（一九一七年、松栄社書店、二五六頁）
- (31) 中村元「瑩山禪師の思想的位位置づけ―随想―」（『瑩山禪師研究』一九七四年、瑩山禪師奉讚贊刊行会、三七頁）
- (32) 納富常天「總持寺の今昔―鶴見御移転前後を中心に―」（『郷土つるみ』二〇〇七年三月、六二卷、九頁）
- (33) 石川素童『獅子吼』（一九一七年、松栄社書店、八三頁）

- (34) 石川素童『獅子吼』(一九一七年、松栄社書店、一三三頁)
- (35) 納富常天『總持寺の今昔―鶴見御移転前後を中・心に―』(『郷土つるみ』二〇〇七年三月、六二卷、二頁)
- (36) 納富常天『總持寺の今昔―鶴見御移転前後を中心に―』(『郷土つるみ』二〇〇七年三月、六二卷、二頁)
- (37) 石川素童『獅子吼』(一九一七年、松栄社書店、一六三頁)
- (38) 石川素童『獅子吼』(一九一七年、松栄社書店、二二〇頁)
- (39) 石川素童『獅子吼』(一九一七年、松栄社書店、一三四頁)
- (40) 『總持寺誌』(一九六五年、大本山總持寺、四〇〇―四〇一頁)
- (41) 『總持寺誌』(一九六五年、大本山總持寺、四〇二頁)
- (42) 木村清孝『御移転がもたらしたもの』(『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第十七号、二〇二二年、六頁)。
- (43) 小林馨 歯科医師の教育における建学の精神―患者さんに感謝を―(『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第十九号、二〇一四年、四二頁)
- (44) 石川素童『獅子吼』(一九一七年、松栄社書店、二五三―二五五頁)
- (45) 石川素童『獅子吼』(一九一七年、松栄社書店、二五六頁)
- (46) 石川素童『獅子吼』(一九一七年、松栄社書店、二六四頁)
- (47) 栗山泰音『總持寺史』(一九二四年、大本山總持寺)
- (48) 『曹洞宗近代教団史』(二〇一四年、曹洞宗総合研究センター、七七頁)
- (49) 竹内道雄『總持寺の歴史』(一九八一年、大本山總持寺出版部、一一九頁)
- (50) 『曹洞宗近代教団史』(二〇一四年、曹洞宗総合研究センター、七九頁)
- (51) 『曹洞宗近代教団史』(二〇一四年、曹洞宗総合研究センター、八一頁)
- (52) 竹内道雄『總持寺の歴史』(一九八一年、大本山總持寺出版部、九五頁)
- (53) 竹内道雄『總持寺の歴史』(一九八一年、大本山總持寺出版部、一二〇頁)
- (54) 『曹洞宗近代教団史』(二〇一四年、曹洞宗総合研究センター、九八頁)
- (55) 竹内道雄『總持寺の歴史』(一九八一年、大本山總持寺出版部、一二四頁)
- (56) 竹内道雄『總持寺の歴史』(一九八一年、大本山總持寺出版部、一二五頁)
- (57) 『曹洞宗近代教団史』(二〇一四年、曹洞宗総合研究センター、一〇〇頁)

(58) 石川素童『獅子吼』(一九一七年、松栄社書店、二七七頁)

(59) 「日本のへそ」に関しては様々な説があり、それぞれの市区町村が名乗りを挙げている。いくつかを提示する(市まで)。兵庫県西脇市、滋賀県栗東市、岐阜県郡上市、群馬県渋川市、栃木県佐野市、山梨県韭崎市、石川県珠洲市、徳島県三好郡、長野県辰野町、長野県上水内郡、長野県佐久市、長野県松本市、栃木県田沼市、千葉県銚子市、…。

(60) この考え方をこれからも堅持し、継承していく事が明日の曹洞宗を担っていかねばならないかと考える。

二、「理由書」の翻刻

本章では、曹洞宗大本山總持寺所蔵の「理由書」を翻刻する。翻刻するに至った経緯は、共著者である水落が、尾崎正善氏の紹介により曹洞宗大本山總持寺資料編纂室の調査の手伝いを行う事がきっかけである。「理由書」の体裁は、縦帳袋綴装紙捻綴(縦二十八、九cm・横二十、三cm、紙数は五十八丁、紙質は楮紙)の冊子体である。

〈凡例〉

「理由書」

縦帳袋綴装紙捻綴(縦二十八、九cm・横二十、三cm、紙数は五十八丁、紙質は楮紙)冊子体

・ 原文・本文註の字体は原則として史料に沿った漢字を使用した。

・ 原文・註の仮名遣いはそのままとした。変体仮名については、「者」(は)、「江」(え)、「尔」(に)、「于」(に)、「耳」(に)、「而」(のみ)、「二而」(にて)、「与」(より)は、そのまま残した。また、「々」、「々々」、「々々々」、「々々々々」、「并」はそのまま残した。

・ 闕字・平出については原文通り一字空け・改行とした。

・ 原文・註の史料の判読不能の文字は□とした。

- ・ 本文・註の朱書きの文字はゴシック体とし、右に（朱書）とした。
- ・ 本文・註の史料の捺印については、実際に捺印されているものに関して、「印」の文字を○印とした。
- ・ 本文・註の「」は史料名を示し、表題名が不明の史料の場合は冒頭文を表題名とした。
- ・ 註は、参考文献や関係する史料を示した。

理 由 書

今般當寺ヲ神奈川縣橋樹郡生見尾村字鶴見ニ移轉致度理由ニ付本願書ニ其概要ヲ記載致置候得共猶盡サ、ル所アリ且少数ト雖モ移轉反對ノ意見ヲ抱ク者モ有之二付願書御取調上御參考ノ為メ彼此ノ所見ヲ對照シ順ヲ逐ツテ其理由ノ詳細ヲ左ニ陳述可致候

第一 土地僻陬ニシテ交通參拜ニ不辨ナル事

凡ソ世間ノ事歴史ヲ尚ヒ舊慣來由ヲ重ンスルコトノ大功ナルハ論ヲ竝タス殊ニ宗教上ノ事ニ至リテハ庶般概ネ信仰上ニ關スルモノナレハ大低ノ不便不自由ヲ忍ヒテモ其舊慣來由ヲ改ムルコトヲ欲セサルハ自他ノ齊ク認メテ疑ハサル所ニ有之候依テ當總持寺ノ如キ苟クモ一宗ノ大本山トシテ殊ニ其門脈ノ廣キコト諸宗派中ノ上部二位スル者ニ在リテハ其人人心ノ離合向背ニ關スルコトモ随テ大ナルモノニ候得者今其移轉ノ事ノ如キ容易ニ企圖シ決行スヘキニアラサルハ勿論ノ儀ニ有之候殊ニ從來ノ地ニ再建スルコトハ事業ノ順當ヲ得タルカ上諸事比較上容易ニシテ格別ノ造作モナキコトニ候得者若シ移轉ノ難事ヲ顧慮シテ其實行ヲ危フムカ又ハ從來ノ地ニ再建シテ當本山百世ノ遺算ナキコトヲ明カニスルニ於テハ何ヲ苦ンテカ好ンテ此比較上難事タルヘキ移轉再建ノ事ヲ企テ幾分ニテモ舊慣來由ヲ輕視スルノ非難ヲ招ク者可有之候哉

然ルニ斯ク舊慣來由ノ重ンスヘキコトヲモ熟了シ移轉事業ノ比較上難事タルヘキコトヲモ豫メ熟了スルニモ拘ラス萬

難ヲ排シテ此移轉ノ事ヲ断行セサルヲ得サルモノハ本願書ニモ略述致置候如ク石川縣鳳至郡櫛比村ナル從來ノ境地ハ其門末全國ニ瀰蔓セル一宗大本山ノ位置トシテ土地餘リニ僻陬ニ失シ交通隨テ宜シカラス為メニ末派僧侶及ヒ檀徒信徒ノ登山參拜ニ不辨不利ナルコト最大唯一ノ理由ナリト存候尤モ移轉ヲ要スルノ理由ハ其他ニモ數多有之候得共當本山ニシテ交通參拜ニ便利ナルヘキ土地ニ移轉シ得ハ其他ノ理由ハ自ラ消滅スルモノニ有之候依テ今全國一宗ノ意嚮ヲ察スルニ當本山ノ移轉ヲ希望スルコトハ宗門上下一般ノ輿論トモ稱スヘキモノニシテ從來ノ地ニ再建スルカ如キハ當本山百世ノ遺算タルコトハ且ク措キ目下其實際ニ於テモ頗ル困難ノ次第二有之候然ルニ或ハ一部少數者ハ唯歴史ノ尚フヘク靈地ノ重ンスヘキコトニ籍口シ宗門大多數ノ意志ト便益トニ反抗シテ唯自分等ノミ開祖國師ノ本意ヲ奉シ本山ノ靈地ヲ重ンスルコトニ忠ナルモノ、如ク吹聴シ移轉ノ大勢ヲ阻害センコトヲ試ミ居候得共本山ノ靈地ノ重ンスヘク開祖國師ノ本意如何ト云フカ如キハ宗内何人ト雖モ彼等ノ指数ヲ待テ始メテ知ル者ニ無之宗門ノ大多數ハ眞ニ本山ノ靈地ヲ重ンシ開祖國師ノ本意ニ報答スルノ意志彼等ニ幾倍スルノ深キモノアレハコソ舊來ノ靈地ハ永代別ニ尊嚴ニ保持スルノ道ヲ立テ宜シク時勢ニ順應シテ教化ノ發展ヲ期スルモノニ有之候

然ルニ當本山ノ移轉ニ反對スル或ル一部ノ少數者ハ其反對ノ辞柄トシテ唯舊來ノ靈地ヲ離ル、コトハ宗教上ノ信仰ヲ滅殺シ隨テ宗門ヲ衰微スル所以ナリト弁断シ宗門大多數者ノ唱道スル土地僻陬交通不便ノ理由ヲ論難シ能州ノ土地僻陬ニシテ交通不辨ナルコトハ今ニ始マリタルニアラス土地ノ僻陬ハ本山開闢以來ノ事ナリ然レトモ近來ハ道路モ漸次ニ開通シ汽車汽船ノ便モアレハ決シテ交通不便ニアラス且從前土地僻陬交通不便ノ地ニ在リタル時ニ於テスラ隆盛ヲ極メタル本山力今ニ及ヒ他ノ繁華ノ地ニ移轉セサレハ興隆ヲ圖ル能ハストハ其教化力ノ無能ヲ自白スルモノニシテ偶マ本山ノ自滅ヲ意味スルニ外ナラスト申觸シ居候

斯ノ如キハ往時當本山ノ隆盛ナリシ所以ノ道ヲ知ラス當本山ノ盛衰興廢ニ何等ノ關係ヲ有セサル者力又ハ唯當本山ノ土地ノ一名物ノ如ク思ヒテ之力他ニ移轉スルコトヲ無意識ニ看過セハ土地人士ニ對シテモ何トナク相濟マサル力如

キ感想ヨリ移轉ノ理由ヲ攻撃シテ之方反對ヲ試ムル者カ左ナクハ極メテ卑賤ナル自家目前ノ小利害ノ為メニ當本山百世ノ長計モ全國宗門一般ノ趨勢ヲモ辨ヘサル者ノ愚論ニ過キサルモノニシテ斯カル者等ノ反對ニ依リ幾分ニテモ當本山移轉ノ實行ヲ阻害セラル、カ如キコトアルハ頗ル迷惑ノ次第二存候尤モ能州ナル本山ノ境地ノ土地僻陬交通不便ナルコトハ今二始マリタルニアラサルハ勿論ノ事ニ候得共往時ノ交通不便ハ唯リ能州ノミニアラス今日ヨリ之ヲ觀レハ全國皆交通不便ニシテ現今ハ一夜就眠ノ時間ヲ以テ裕ニ東西兩京ノ間ニ旅行シ得ラル、モ往昔ハ五十三亭猶十有餘日ヲ費スニアラサレハ到達シ能ハサルノ實況ナリトス然ルニ今能州本山ノ地ノ如キ單ニ金澤以北ノミニ就テ之ヲ云フモ僅々三十里ニ滿タサルノ道程汽車ニ倚リ汽船ニ倚リタル上更ニ嶮峻ナル五里ノ山路ヲ辛クシテ腕車ニ倚ルカ然ラサレハ窮屈ナル山籠ニ倚ルカ左ナクハ雨雪泥濘ノ中ト雖モ猶着鞋歩行ノ勞ヲ取ラサルヘカラス而カモ七尾穴水間ニ於ケル汽船ノ如キ其發着ノ度数モ少ナク其時間ノ都合等モアリ且穴水本山間ニ於ケル山路ノ如キハ頗ル夜行ニ不便ヲ感スレハ僅少ノ里程ヲ以テシテ往復共ニ七尾又ハ穴水ニ宿泊スルヲ常トス又羽昨以北本山マテノ外浦街道ノ如キ掘松富來間ノ山路ト云ヒ富來釵地間ノ大福寺峠ト云ヒ歩行ハ素ヨリ縦ヒ腕車山籠ノ便ニ倚ルト雖モ冬期風雪ノ日ノ如キハ到底旅行ニ堪フヘキニアラス今能州人志ノ如キハ幼時ヨリ此交通ノ不便ニ慣レ此土地ノ僻陬ニ慣レ且其不便不利ヲ忍ハサレハ近郷隣村ノ交際用辨モ為シ得サレハコソ格別ニモ想ハサレトモ時間ト勞苦トヲ惜ミテ百里ニ百里ノ道程ト雖モ履痕猶泥土ニ印スルヲ厭フヲ一般ノ人情トセル今日ノ他國人士ヲシテ如何ニ信仰上ノコト、ハ云ヘ其宗門ノ本山カスカル不便不利ノ地ニアレハコソ斯ク其時間ト勞苦ト旅用トヲ費サ、レハ登山參拜スル能ハスト感セシメハ餘程信仰心ノ深キ者ト雖モ先ツ其登山ヲ見合スコトハ免レ難キ次第ニ有之候殊ニ其時間ノ上ニ就テ云フモ金澤本山間ノ往復ニハ内浦外浦共必ス三日四日ヲ費サ、ルヘカラス現今ニ於ケル三日四日ノ旅行ハ東京ヲ發シテ長崎ニ至ルカ左ナクハ東京ヲ發シテ札幌ニ至リ得ルノ時間ナリトス依テ今當本山ヲ東京附近ノ地ニ移轉スルトキハ宗門ニ於ケル全國一般ノ檀信徒ハ特ニ本山ニ參拜スルコトノ便利ナルハ勿論或ハ東京横濱鎌倉等遊覽ノ次ヲ以テスルモ或ハ商業其他萬般用向ノ為メ東

海道筋ヲ旅行スルノ次ヲ以テスルモ別ニ多クノ費用ト時間トヲ要セスシテ容易ニ参拜シ得ラル、モ若シ永ク能州ノ地ニ在ランカ如キハ金澤以北方斯ク不便不利ナルノミナラス其京阪地方ヨリスルモ其信越地方ヨリスルモ既ニ金澤澤ヲ旅行スラ多クハ特ニ入込ノ地ナルニ依リ其不便不堪ヘサルコト勿論ノ儀ニ有之候

第二 山法ノ沿革上ヨリ交通便利ノ地ニ移轉スルノ必要アル事

次ニ當本山山法ノ沿革上ヨリ交通便利ノ地ニ移轉スルコトノ必要ナル所以ヲ述フルニ之カ順序トシテ先ツ當本山カ如何ナル來歴緣由ニ依テ北陸ノ一手嶋國ナル能州殊ニ其一邊境タル櫛比ノ地ニ開闢セラレタルカノ次第ヨリ記述スルノ必要アリト存候

案スルニ當本山開祖弘徳圓明國師カ北國殊ニ能州ノ地ニ本山ヲ開創セラレタルハ敢テ深キ理由アルニアラス唯其生緣ヲ本トセル偶然ノ緣由ニ起因シ展轉相續シテ遂ニ本山ノ境地ヲ得タルモノニ有之候然ル所以ハ開祖國師ハ其傳記ノ示スカ如ク越前多禰ノ生緣ニシテ其附近ノ名藍且當時ノ高僧タル永平寺⁽⁶⁾二代懷辨禪師ニ就テ得度セラレタルハ抑モ北國化緣ノ端緒トモ云フヘク爾後懷辨禪師ノ命ニ依リ永平寺三代義介禪師ノ弟子ト為ラレ義介禪師加州大乘寺⁽⁷⁾ニ移ラル、ニ及ヒテ之ニ随侍シテ大乘寺ノ大檀那タル富樫家ノ緣族某ノ請ニ依リ一旦某采地タル阿州海部郡ニ赴キテ城滿寺ヲ建立アリシモ幾モナク又加州ニ歸リテ義介禪師ニ侍シ爾後大乘寺ノ席ヲ継キ更ニ可鐵鏡ノ請ヲ得テ加州ニ淨住寺ヲ開キ尋テ滋野信直夫妻ノ歸依ヲ得テ能州酒井ニ永光寺⁽⁹⁾ヲ開キ又羽咋⁽¹⁰⁾郡司得田某ノ請ニ依テ能州宝達山下ニ光孝寺ヲ開キ最⁽⁸⁾後ニ元享元年四月十八日瑞夢ニ依テ諸嶽寺定賢律師ノ請ヲ容シ茲ニ能州櫛比莊ニ當本山總持寺ヲ開闢セラル、マテ皆悉ク其土地附近ニ在錫セラレタル因緣ニ基カサルハナク此點ヨリ觀察スレハ國師カ直接ノ化緣ハ單ニ加能二州ノ小區域ニ限ラレタルモノニシテ其隅マ北國以外ニ開カレタル阿州城滿寺ノ如キハ國師滅後幾クモナク廢絶シテ今ハ其舊跡スラ考證スルニ難キモノアリ然ルニ或ル一部ノ論者ハ奇ヲ好ミ事ヲ構ヘテ國師カ當時ノ志ハ京師ニ在リタレトモ京都ノ地ハ既ニ大ニ臨濟諸山ノ為メニ侵略セラレテ驥足ヲ伸スニ可ナラサルモアルニ依リ特ニ北國ノ地ヲ擇ハレタリト

云フト雖モ國師自身ニシテ若シ斯カル経路ノ志アラハ單ニ加能二州ノ間ニ蟄在シテ区々タル寺院ノ開闢ヲ以テ甘ンセラルヘキモノニアラス然ラハ國師ノ眞意果シテ如何ト云フニ其嗣タル當本山二代峩山禪師ノ氣宇卓學識量非凡大ニ為スアルヲ監識シテ先ツ十條龜鏡^①ヲ定メ法孫ノ瀾蔓ヲ圖リ本山護持ノ根基ヲ堅クスルノ目的ヲ以テ輪番住持ノ制ヲ設ケ一切ノ後事ヲ拳ケテ之ヲ二代禪師ニ親囑セラレタルモノニ有之候其十條龜鏡ノ要ニ曰ク

- 一 當寺者依無檀越以托鉢欲勤住持然依皇情為勅願所故予嗣法門人盡未來際以富山為本寺勤輪次之住持可奉祈宝祚長久事
- 一 當寺者雖為吾宗第三刹依勅許為出世之道場傳法之門人等於向後可寄當寺規矩事
- 一 予之門人同心和合而可修理當寺事

右條々盡未來際不可違背若有犯法者不可為予之門弟子速可令擯出焉仍如件

正中元年^甲三月十六日

總持寺瑩山判

開祖國師ノ眞意ハ此時既ニ輪番住持ノ制ヲ以テ末代ニ至ルマテ居ナカラ全國ノ末派ヲ經綸統轄スルノ概アルモノニシテ此掟ノ遵行ヲ以テスルトキハ本山ノ境地カ北陸ノ邊境ニ在ルト否トノ如キ素ヨリ問フヲ要セサル所ニ有之候而シテ二代峩山禪師能ク開祖ノ意志ヲ繼承シテ本山五院ノ制ヲ設ケラレ康安貞治兩度ノ洪範ニ於テ左ノ如ク定メラレ候

總持寺未來住持職事

右彼寺者瑩山和尚讓與紹碩處也仍於後代之住持職者於紹碩法嗣之中撰器用仁而可補住持職於末代守此旨可住持之狀如件

康安二壬寅二月九日

住持紹碩 判^②

總持寺山門住持職事

紹碩門下守嗣法次第五箇寺可住持若此中有山門廢者法眷等相寄評定之仍為後證垂示如件

貞治三年十二月十三日

總持寺紹碩 判⁽¹³⁾

斯クノ如ク十條龜鏡及ヒ二祖ノ洪範ヲ本トシテ上院列祖（普藏院太原禪師⁽¹⁴⁾妙高庵通幻禪師⁽¹⁵⁾洞川庵無端禪師⁽¹⁶⁾傳法庵大徹禪師⁽¹⁷⁾如意庵實峰禪師⁽¹⁸⁾ノ五祖ハ皆二代峩山禪師ノ弟子ニシテ二十五哲中ノ秀拔ニ有之候）夫々洪範ヲ定メラレ茲ニ二輪番住寺ノ基ヲ開キ爾來明治維新ノ際ニ至ルマテ五百數十年間全國未派中三百三十八箇寺ノ輪番地アリテ毎年五人ツ、各派頭ノ本山ニ輪住シ五人又交々本山現方大二昇住シテ本山擁護ノ任ニ當リタルモノニシテ苟モ此山法ノ存續センカギリハ如何ニ土地ハ僻陬ナルモ如何ニ交通ハ不便ナルモ其輪番住持ハ勿論規定ニ基キタル多クノ附隨者モ悉ク上山スルコトニ違背アルヘキ謂レナク且特殊ナル當本山ノ規格ニ基キテ出世轉衣ノ為メ上山スル僧侶モ往時ハ每年約三百六十人ト算定セラレ加フルニ近古以來ハ藩主前田家ノ深厚ノナル歸崇アリテ寺領草高四百石ヲ附セラレタルコトナレハ舊幕時代ニ於ケル當本山ノ殷盛ハ實ニ廣大ナルモノニシテ此輪番制度ナル山法ノ存スルカ為メ一山ノ常在員ハ僧侶二百八十二人俗人百七十六人合計四百五十八人ノ現員ヲ本山ヨリ支給スル扶持米役金ヲ以テ養ヒタルモノニ有之候然ルニ明治維新ニ際シ官命ヲ以テ輪住制ヲ廢止セラレ獨住制ヲ行フノ今日ト為リテハ本山維持ノ道モ亦大二昔日ニ若カサルカ上ニ未派ノ道俗ニ對シ牽制的ニ登山參拜セシムルノ道モ素ヨリアルヘキ謂レナク土地僻陬交通不便ナル當本山ハ如何ニ教化ヲ發展シテ信仰歸依ヲ厚カラシムルモ時勢ノ變遷ハ自ラ生存競争ノ劇甚タ促カシテ各人皆時間ト金錢トヲ悋ムノ結果日本全國ノ上ヨリ概觀シテ此較上土地ハ僻陬ニ夫シ交通ハ不便ヲ極ムル地ニ少クトモ濟ムヘキ時間ト金錢トヲ殊更ニ多ク費シテ態々登山參拜スル者ハ無之否ナ決シテ絶無ニハ限ラサレトモ何等カノ特殊ナル事情ノ存スルニアラサレハ先ツ通常ノ僧侶及檀信徒ニ於テハ登山參拜セサルコト勿論ニシテ其參拜者ノ如キ極メテ少數ニ過キサレハ之ヲ以テ今後ニ於ケル本山ノ化緣ヲ擴張スルコトハ到底不可能ノ次第ニ有之候

然ルニ少数ナル反對者等ハ當本山カ土地僻陬交通不便ノ地ニ在ルカ故ニ登山參拜ニ支障アリト云フニ對シテ真言宗ニ於ケル紀州高野山日蓮宗ニ於ケル甲州身延山ノ例ヲ引キ共ニ土地僻陬ナルモ登山參拜ニ何等ノ差支ナシト辨スレトモ彼等ハ毫モ其事體ノ真相ヲ辨ヘサルモノニ候何ントナレハ高野山ト云ヒ身延山ト云ヒ之ヲ他宗派ノ本山ニ比スレハ交通ノ不便素ヨリ論ナキモ高野鐵道及中央鐵道ノ開通セル今日其不便ハ決シテ當本山ノ如ク不便ナラス且ツ土地ノ僻陬ナルコトハ當本山ハ各宗各派ノ本山中唯一無比ノ僻陬ナルコト勿論ニシテ殊ニ思ハサルノ甚シキハ高野山ト云ヒ身延山ト云ヒ各其宗門ニ於ケル本山ノ性質及ヒ山法ノ組織共ニ特殊ノモノアリ為メニ現在ノ境地ニ在ルコトハ敢テ何等ノ支障ナキモノニシテ當本山ト雖モ若シ本段ニ述フルカ如ク永ク從前ノ輪番制度ヲ持續シ得ハ或ハ舊來ノ境地ニ於テ其土地ノ僻陬交通ノ不便ハ之ヲ忍ビ得ラルヘキ點モ可有之ト存候

第三 石川縣下本宗檀信徒及一般人民ハ移轉ニ反對スルノ理由及實力ヲ有セサル事

前記第一第二ノ理由中ニ於テ當本山ノ移轉ニ少数ノ反對者アルコトヲ陳述セシモ該反對者ハ當本山ノ他ノ地ニ移轉スルコトノ道理上性格上共ニ非違ナリトシテ反對スルニアラス其表面ノ口實ハ縱ヒ如何様ニ粉飾スルモ其實際ハ唯土地感情及幾分ノ損益問題ヲ拘有スルニ過キサルモノニ有之候然ル所以ハ少数ナル該反對者力單ニ舊來本山ノ所在地ナル石川縣下中ノ能州地方殊ニ本山門前附近ノ小区域ニ限ラレタルハ何ヨリ明確ナル證據ニシテ若シ本人ノ移轉力道理上性格上共ニ不都合ナリトセハ道理ト性格トヲ知ルコトハ單ニ能州殊ニ門前附近人士ノ特質ニモアラサレハ全國一般ノ檀信徒モ共ニ反對スヘキ筈ナルニ其之レナキハ少数反對者力反對理由ノ薄弱ナルの證ニ有之候尤モ門前附近ニ於ケル檀信徒ノ外能州又ハ石川縣ト云ヘル地方名稱ノ下ニ幾分力反對ノ氣勢ヲ示ス者ナキニアラサルモ是等ハ或ル人情上實緣上ノ關係ヨリ前述小部分者ノ誘惑若クハ依頼ヲ受ケテ他動的ニ進止スルモノニシテ自ラ深ク別ニ反對ノ必要ヲ感セサル者ト存候猶此外全國中ニ於テモ一二地方ノ極メテ小部分ニ移轉發表ノ當時些方反對ノ聲ヲ放ツ者ナキニアラザリシモ是等ハ皆門前附近人士トハ或ル別種ノ誤解若クハ感想上ヨリ為メニスル所アリテ反對スルモノニシテ素ヨリ算ア

ルニ足ラサル者ニ有之候

石川縣下ニ於ケル本宗檀信徒及ヒ縣下一般人氏力當本山ノ移轉ニ反對スルノ理由ナキコトハ唯彼等ハ靈地上信仰上ノ事ヲ榜標トシテ幾許ノ議論ヲ試ムルモ靈地ノ尊嚴ヲ永遠ニ維持スルコトハ別ニ其途アリテ敢テ彼等ノ懸念ヲ要セス又信仰上ノ事ハ全國一般ノ檀信徒カ本山ノ移轉ニ於テ何等信仰ノ滅殺ヲ感セサレハコソ大ニ其移轉ノ舉ヲ贊シ却テ移轉ニ依テ容易ニ自宗ノ大本山ニ參拜シ脚痕實際ニ其淨境ニ印シ耳目實際ニ其法儀ニ參シ目前至心ニ開祖ノ眞儀ヲ拜スルコトヲ得ルニ於テ却テ其信仰ヲ増シ其善根ニ培フコトニ辨益アルコトヲ喜フモノニシテ毫モ靈地ノ衰滅ヲ招クニモアラサレハ信仰心ヲ滅殺スルニモアラス然ルニ今斯クノ如キ区々ノ反對ヲ試ミテ移轉ノ舉ヲ妨ケントスルハ門前及ヒ其附近ニ於ケル小部分ノ為メニ日本全國ノ希望便益ヲ犠牲トシテ顧ミサルモノニシテ謂レナキノ甚タシキモノニ有之又假リニ石川縣下ニ於ケル本宗檀信徒ノ全部及ヒ縣下一般人民力實際當本山ノ移轉ニ反對スルニ相違ナキモノトスルモ其不都合ハ更ニ前述ノ理由ヨリ甚タシキモノアリ然ル所以ハ世間凡ソ一事件アルニ當リテ之カ反對ヲ主張シ其實行ヲ阻害セント欲セハ少クトモ左ノ四箇ノ條件ヲ具備セサル可ラス曰ク第一正當ノ理由ヲ有スルコト第二多數ヲ制スルコト第三直接ノ關係者トシテ責任ヲ有スルコト第四反對實行ノ資力ヲ有スルコト此中謂ユル此件ノ反對者カ非移轉ニ於ケル正當ノ理由ヲ有セサルコトハ前文詳述スル所ノ如ク其多數ヲ制スル能ハサルコトモ又前文詳述スル如クナルモ其數ノ餘リニ懸隔シテ比較スルニモ足ラサル明證ハ今石川縣下一般ノ檀徒力全部反對スルモノト假定スルモ全國一般ニ於ケル本宗ノ檀徒數ハ約百十一萬四千七百七十四戸ニシテ石川縣下一般ノ檀徒數ハ僅力ニ三千三百九十戸ニ過キサレハ遙力ニ三百二十八分ノ一二モ足ラサル少數ニシテ其主張ノ貫徹セサルハ素ヨリ當然ノ次第ナリトス次ニ直接ノ關係者トシテ責任ヲ有セサルヘカラサルコトニ於テハ更ニ甚タシキモノアル所以ハ今石川縣下ニ於ケル本宗ノ寺數檀戸數ヲ國市郡二分チテ表示スルニ左ノ如ク有之候

| | | 川 石 | | | | | | | | | | 縣 | |
|---|---|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|
| 合 | 計 | 登 能 | | | | | 賀 加 | | | | | 市郡 | |
| | | 小計 | 珠洲郡 | 鳳至郡 | 鹿島郡 | 羽咋郡 | 小計 | 江沼郡 | 能美郡 | 河北郡 | 石川郡 | 金澤市 | |
| | | 一一〇 | | | | | | | | | | | 寺數 |
| | | 五六 | 一一 | 二一 | 一九 | 五 | 五四 | 二 | 二 | 一 | 四 | 四六 | 檀戶數 |
| | | 三、三九〇 | 二、一八七 | 五二八 | 九四六 | 四八二 | 一、二〇三 | 九二 | 一四 | | 一一〇 | 九八七 | 一箇寺ニ對スル平均檀戶數 |
| | | 平均 三〇 | 平均 三九 | 四八 | 四五 | 二五 | 平均 二二 | 四六 | 七 | | 二七 | 二一 | |

右ハ當本山々内寺院及ヒ之ニ属スル少数ノ檀戶數ハ此ヲ除キタルモノトス

斯クノ如ク寺數モ僅少ナルカ上ニ檀戶數モ亦僅少ナルヲ以テ先ツ其寺數ノ上ヨリスルモ石川縣下全部ノ本宗寺數ハ其掲ノ如ク僅力ニ百十箇寺ナレハ全國寺數ノ壹萬四千百四十六箇寺ニ比シテ僅二百二十八分ノ一ニスラ滿タス而力モ其寺院ノ全部ハ皆移轉ニ同意シテ偶マ一二ノ寺院力或ル止ムナキ事情ノ為メニ表面上ノミ其向背ヲ決シ兼子居ルニ過キス又石川縣下ノ現住戶數ハ十四萬四千零九十八戸ニシテ本宗檀戶數ノ三千三百九十戸ハ僅力ニ其四十分ノ一強ニ過キス次ニ一箇寺院ノ檀數ヲ有スル割合ヨリスルモ全國寺院一箇寺ノ檀戶數ハ平均七十四戸強ニシテ其多キ地方ハ長野鳥取長崎岩手青森秋田諸縣下等ノ如キハ其檀戶數平均百四十戸乃至二百五十戸ヲ有スルニモ拘ハラズ今石川縣下ノ如キ

ハ其一箇寺平均戸数僅カニ三十戸ニ過キサレハ斯ク全國平均戸数ノ稍手数ニモ違セサルモノニシテ斯カル地方ハ全國中大阪府ト滋賀縣ト當石川縣ノ三地方アルノミニ有之候

然ルニ之ニ反シテ他ノ眞宗ノ當縣下ニ於ケル優勢ハ實ニ拔郡ノモノニシテ縣下各宗派總寺数千二百四十七箇寺ノ内本宗ノ如キハ其十分ノ一二モ足ラサルニ他ノ眞宗ニ於テハ實ニ八百八十四箇寺ノ大多数ヲ有シ其内殊ニ大谷派ノ如キハ加州ニ三百七十箇寺能州ニ四百三十一箇寺合計八百零一箇寺ニシテ其相續講ニ屬スル講員ノミニテモ十五萬三千八百零八人ノ多数ヲ有スル程ナレハ其檀戸数ノ多キコトモ推シテ知ルヘク依テ當縣下ニ於テ他ノ眞宗大谷派ニ對シテハ本宗ノ寺数稍ク八分ノ一ヲ超ヘ大谷派ノ寺数ハ各宗及ヒ本願寺派ニ對シテ幾ント其二倍ヲ有シ全國中同派ニ屬スル八千六百十三箇寺ノ門末ハ當縣下ニ於テ幾ント其十分ノ一ヲ有スルモノニ有之候

故ニ他ノ眞宗大谷派ノ如キ當縣下中到ル所ノ在々處々其寺院ト門徒ノアラサル處ナキモ本宗ノ如キハ前掲ノ如ク加州トシテハ唯金澤ノ市中ニ於テ少数中ノ大部分トモ云フヘキ四十六箇寺ヲ有シ能州トシテハ鹿島鳳⁽²⁰⁾至珠洲⁽²²⁾ノ三郡ニ於テ十箇寺乃至二十箇寺内外ノ少数寺院ヲ有スルモ其他石川郡ノ四箇寺ノ如キ内二箇寺ハ唯郡部ニ屬スル市内寺院トモ云フヘク羽咋郡ノ如キハ僅カニ五箇寺ノ少数寺院アルノミナレハ他ノ能美江沼ノ二郡ニ於ケル各二箇寺ツ、ヲ合シテ石川能美江沼羽咋ノ四郡ニハ先ツ本宗寺院及ヒ檀徒ナント云フモ不可ナキ程ノ少数ニシテ其河北郡ノ如キハ眞ニ二箇ノ寺院モナケレハ一戸ノ檀家モナク實ニ本宗トハ分毫ノ關係ヲ保タサル無縁ノ方面ニ有之候依テ今又當縣下ニ於ケル本宗檀戸数ト一般人民ノ現住戸数トノ比較如何ヲ表示スルニ左ノ如クニ有之候

| 合 計 | | 川 石 | | | | | | | | | | 縣 國 | |
|---------|---------|-------|-------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|------|
| | | 登 能 | | | | | 賀 加 | | | | | 市 郡 | |
| | | 小計 | 珠洲郡 | 鳳至郡 | 鹿島郡 | 羽咋郡 | 小計 | 江沼郡 | 能美郡 | 河北郡 | 石川郡 | 金澤市 | 現住戸數 |
| 一四四、〇九八 | 五四、二八〇 | 七、七四一 | 一六、五九 | 一六、一四〇 | 一四、二四〇 | 八九、八一四 | 一〇、八三五 | 一九、一一一 | 一二、八七九 | 一八、四八六 | 二八、五〇七 | 九八七 | 三、四六 |
| 平均 二、三五 | 平均 四、〇二 | | | | | 平均 一、三三 | | | | | | | |

右現住戸數ハ明治三十二年末調査ニ依リタルモノトス

斯クノ如ク一般現住戸數ト本宗檀戸數トハ莫大ナル縣隔ニシテ其最モ本宗檀戸數ノ多キ鳳至珠洲ノ二郡ト雖モ一般現住戸數百戸ニ對シテ五戸若クハ六戸強ニ過キス其他ハ一戸二戸三戸及ヒ一戸ニモ滿タサル郡ノ多キコトナレハ徒ラニ其聲ヲ大ニシ其勢ヲ虚ニシテ縣下一般ノ反對ナト、聲言スルモ其比較的多数ヲ有スル金澤市及ヒ鳳至珠洲ノ二郡スラ前掲ノ如ク微妙トシテ算フルニ足ラサル程ノ少数ナレハ自ラ其主張ヲ貫徹シテ全國本宗々徒一般ノ形勢ヲ左右スルノ理由ト實力トヲ有スヘキモノニアラス況ンヤ其他ノ各郡及河北郡ノ如キ本宗無縁ノ地ノ者等カ苟クモ當本山ノ移轉ニ反對ナト云フコトノアルヘキ謂レハ萬々無之筈ニ候然ルニ或ル一種ノ誤解若クハ為ニスル所アルノ輩カ當本山ノ移轉ヲ以テ地方問題ナト云ヘル名稱ノ下ニ其反對妨害ヲ試ミントスルカ如キハ眞ニ謂レナキコトニシテ凡ソ地方ニ於ケ

ル政治ノ事教育ノ事若クハ殖産興業ノ事ノ如キ又ハ信仰以外ニ於ケル名所舊跡ヲ保存スルカ如キ其地方人民トシテ之ヲ云フノ權利アリ義務アリ其責任アル者ニ於テ始メテ之ヲ云フヘキモノニシテ今宗門ノ事ノ如キハ元來全國其信徒ノ意嚮如何ニ基クヘキモノニシテ他ノ宗派ニ縱ヒ何事ノアリトスルモ本宗々徒ニ何等ノ利害モナク關係モナク且其權利義務モナキカ如ク當本山力從來ノ如ク當縣下ニナルト他ノ地方ニ移轉スルトハ他宗派ノ檀信徒若クハ宗派ヲ意味セサル普通縣下人民ニ於テ果シテ何等ノ關係カアルヘキ哉唯當本山ヲ以テ多少縣下ニ於ケル名所舊跡ノ如キ意味ニ於テ其移轉ヲ欲セサルノ希望アリトスルモ當本山ハ別ニ當本山ノ必然ナル主體アリ運用アリテ通常一般ナル名所舊跡ノ看ヲ為スヘキニアラス若シ斯クモ名所舊跡ノ保存ヲ要シ其衰頽滅絶ヲ厭フノ念アリトセハ彼ノ石動山²⁶天平寺ノ如キ泰澄大師開創北國總勸化ノ由緒ヲ存シ能登一國ノ名山ト聞ヘタル靈地ナリシモ七堂伽藍ノ輪奐總テ一空ニ歸シ五十八坊ノ殘礎今ハ唯秋草離々ノ間ニ没シテ其痕跡ヲスラ討タルニ由ナキ廢絶ニ歸シタルモ縣下人民ハ其在リタル往昔ヲ忘レタルモノ、如ク之ヲ惜ムノ感ヲスラ有セス其信仰ノ存セサル所其責任ノ係ラサル所ハ其觀念モ亦薄カラサルヲ得ス依テ從來當本山ノ存在ニ對シテ何等ノ信仰モ何等ノ冥加ヲモ運ハス又今後トテモ當本山ニ何等ノ因縁ヲモ有セサル縣下普通ノ人民殊ニ本宗ニ無縁ノ他宗派信徒等カ今當本山カ他ニ移轉スルト云フヲ聽キテ宛カモ地方問題ノ如ク呼號シ又ハ土地ノ一名所ヲ失フカ如ク絶喚シテ之ニ反對ヲ試ムルカ如キハ果シテ何等ノ心行フ是レ他ナシ彼等ト雖トモ素ヨリ斯クマテ没分曉ニハアラサルヘキモ唯極メテ少数ナル地方本宗檀信徒等ノ誘惑若クハ依頼ニ依テ何トナク反對ノ氣勢ヲ示スニ過キサルモノニシテ是等反對ノ輩コソ直ニ自ラ本宗ノ事體ニモ通セス其利害興廢ニモ關セサルコトヲ證明スルモノニシテ妥動モ亦甚タシキモノト存候故ニ是等ノ輩ハ當本山ノ移轉ト否トニ就テ直接ノ關係ヲ有スル責任者ニモアラヌ又移轉ニ反對シテ其意見ヲ實行スルノ資力ヲ有スルモノニモアラヌ前述四箇ノ條件ニ於テ總テ闕如セルモノニ有之候

第四 絶對ニ非移轉ヲ主張シ又ハ太祖有縁ノ地ニ移轉スヘシトスルハ共ニ所以ナキ僻說ナル事

既ニ前述ノ如ク一部少数者ハ當本山ノ移轉ヲ以テ太祖開闢ノ地ヲ離ル、ハ其靈聖ヲ害シ宗徒ノ信仰ヲ殺クモノナリト

ノ口實ノ下ニ絶對的ニ反對ヲ試ムルトモ是レ所以ナキノ僻説ニシテ凡ソ神佛ノ事必スシモ最初開創ノ地ヲ離ルヘカラストノ理由ハ萬々アルヘキ筈ナキモノトス然ル所以ハ我國ニ於テ最モ神聖ナル靈地トシテ崇敬セラル、伊勢宗廟ノ如キ宇治神宮ノ事ハ別トシ其山田神宮ノ如キ實ニ雄略天皇二十二年ヲ以テ丹後國眞井原ヨリ此地ニ移サレタルモノニシテ今ノ山田ハ最初ヨリノ神蹟ニアラス又彼ノ眞宗兩本願寺ノ如キ宗祖親鸞上人ノ自ラ建ツル所ニモアラス最初ヨリ今ノ東西六條ニ開創セシニモアラス上人ノ滅後十一年其季女覺信孫如信ト共ニ一寺ヲ大谷墳墓ノ側ニ設ケタルヲ基トシテ茲ニ始メテ久遠實成阿弥陀本願寺ノ號ヲ賜ヒ後六十餘年ヲ經テ建武三年大谷ノ堂宇ハ兵燹ニ罹リテ燒失シ後山科大阪石山紀州鷲森泉州堺及ヒ攝州天滿等都鄙處々ニ移轉シテ天正十九年遂ニ今ノ京都堀川ニ移リ慶長七年更ニ分レテ京都烏丸ニ東本願寺ヲ建テタルモノトス而カモ宗祖カ嘉祿二年下野高田ニ於テ自ラ開キタル專修寺スラ爾來二百四十年ヲ經テ寛政六年ニ至リ今ノ伊勢一身田ノ地ニ移轉セルモノニシテ之カ爲メニ毫モ其靈聖ヲ害シ其信仰ヲ殺キタルニアラス却テ其宗祖墳墓ノ地ニシテ最初開闢セラレタル本願寺コソ今ハ唯祖廟別院トシテ其靈聖ヲ保存セラレ初メヨリ宗祖ニ何ノ因縁モナク宗派ニ何ノ關係モナキ東西六條ノ地コソ實ニ一宗本山ノ靈境トシテ現ニ其宗徒ノ歸崇ヲ深カラシメツ、アリ又本宗ニテハ現ニ太祖國師ノ本師タル徹通禪師²⁸ノ道場トシテ特權ノ門地ヲ有セル加州大乘寺ノ如キ其開創ノ當時ニ於テハ金澤ノ西南約一里半ナル野々市ニ在リタルヲ明徳四年兵火ノ爲ニ燒カレテ久シク復興ノミチナカリシヲ寛永年間ニ及ヒテ一旦金澤市中ニ轉シ更ニ下テ元禄年中ニ至リテ今ノ野田山ニ移リタルモノニシテ寺院ノ境地ハ必スシモ最初ノ境地ニ限ルヘキモノニハ無之候

次ニ又或ル一部少数ノ輩ニ於テハ今當本山カ忽地ニ他ニ移轉スルコトハ前述ト同一ノ理由ヲ以テ之ヲ不可トスルモ交通ノ不辨ハ亦忍フヘカラサルノ事情アルヲ諒トセルカ故ニ其移轉ハ據ナキモノトシテ之ヲ無縁ノ地ニ移スコトハ其靈聖ヲ保ツト太祖ノ本意ヲ奉スルトノ二點ニ因リテ切メテハ太祖有縁ノ地ニ移轉センコトヲ望ム云々ト如何ニモ移轉ノ擧ニ同情ヲ寄スルモノ、如ク敢テ無謀ニ反對スルモノニアラサルカ如ク粉飾スル者有之候得共是等ノ輩ハ前述ノ如キ

露骨ナル絶對的反對者ヨリモ一層狡獪ナルモノニシテ其真相ハ當本山カ何レノ地ニ在ルモ敢テ意ニ今スルニアラサルモ或ル一種ノ感想上ヨリ餘リ繁榮ノ地ニ移ルコトヲ欲セス故ニ且ク其言ヲ飾リテ世ノ俗耳ヲ瞞スルモノニ外ナラス然ル所以ハ彼等カ謂ユル太祖有緣ノ地トハ何レノ處ナリヤト云フニ加州大乘寺同淨住寺及ヒ能州永光寺ノ三箇所ヲ指スモノニシテ其道理上事實上共ニ不當ナルコト實ニ言語ニ断ヘタルモノニ候得者今左ニ一々之ヲ辨斥可致候

抑モ前記三箇寺カ何故ニ當本山ノ移轉地ニ不當ナルヤト云フニ先ツ三箇寺ニ共通セル不當ノ點ハ何レモ一宗大本山ノ境地トシテハ其規模ノ餘リニ狭少ナルニ在リ殊ニ金澤淨住寺ノ如キハ其境内僅カニ七百七坪五合宗内普通寺院ノ規模ト同一ニシテ而カモ市中人家櫛比ノ處ニ在レハ本山ノ移轉地ナト、ハ實ニ論外ノ次第トス又土地ノ僻陬ナルコトモ三箇寺共ニ今ノ本山所在地トハ五十歩百歩ノミ尤モ從來ノ所在地ヲ以テ標準トセハ幾分カ交通モ便利ニ土地モ僻陬ニアラサルヘキモ既ニ第一二段ニ述ヘタル如ク時勢ノ進運ニ順應シテ日本全國ヲ通觀シタル上ニ於テ其便利ヲ圖ラントスルニハ金澤ノ地ト雖モ敢テ本山ノ境地ニアラス故ニ能州永光寺ノ所在地ニ至リテハ勿論ノ事ナリトス次ニ各寺カ特有セル不當ノ點ニ於テハ先ツ大乘寺ノ事ヨリ述ヘシニ同寺ハ云フマテモナク越本山永平寺ノ直末殊ニ其四門首ノ一二係リ前ニ述ヘタル如ク太祖國師ノ本師タル徹通禪師ノ開創ニシテ太祖ハ其二世ニ當レハ如何ニ大本山タル當總持寺ト雖トモ資位ニ在ル太祖ノ道場ヲ移サシカガメニ其本師唯一ノ道場ヲ動カスカ如キハ之ヲ太祖ノ本意ト云フヘキ乎又同列本山タル永平寺ニ對シテ其直末門首ノ境地ノ讓與ヲ要ムルニト禮儀ト道理トニ適ヒタルモノト云フヘキ乎依テ今ノ大乘寺ハ其寺コソ太祖ニ有緣ナシ其境地タル最初ヨリ既ニ三タヒ移轉セラレテ太祖ニ何ノ因緣モナキ土地ナルニ於テハ敢テ有緣ノ地ト云フヘキニアラス次ニ永光寺ノ事ニ至リテハ同シク太祖ノ道場ニシテ當本山ノ直末ニハ列スレトモ古來同寺ト當本山トハ實ニ一種特別ノ關係アリテ通常直末ノ看ヲ為スヘキニアラス殊ニ當本山ハ太祖開創ノ靈地ニシテ其賜紫出世ノ道場勅願所タルコトモ素ヨリ太祖ノ恩德ニ因ルト雖トモ其宗門ノ繁興今日アルハ實ニ二祖峩山禪師ノ鴻業偉績ニ基クモノニシテ當本山ハ當本山タル特殊ノ性格由緒ヲ存ス然ルニ峩山禪師ノ法眷タル明峰禪師²⁹ヲ以テニ

祖トセル永光寺ニモ亦永光寺トシテノ獨自一巳ナルモノアリテ今本山ノ都合ノ為メニ其境地ヲ移動セシメラル、力如キ素ヨリ永光寺ノ志ニモアラサルヘケレハ又斷シテ當本山ノ志ニモアラス當本山及ヒ永光寺ノ志ニアラスト云フハ直チニ或ル一面ニ於テ峩山禪師及ヒ明峰禪師ノ本意ニアラスト云フヲ意味スルモノナリ次ニ淨住寺ノ事ニ至リテハ其系統又大乗寺末ニ属シテ永平寺ノ孫未ナレハ當本山トハ同開山ノ間柄ナレトモ其ニ祖無涯禪師ハ當本山ニ祖峩山禪師ノ法眷ナルモ其寺トシテハ又些力獨自一巳ナルモノヲ存ス故ニ前述ノ諸點ヨリ觀察スレハ三箇寺共ニ事實上當本山ノ移轉スヘキ境地ニモアラサレハ其道理ニ適フモノニモアラサルコト明白ノ次第ニ有之候

然レトモ前記三箇寺ノ内ニ於テ若シ自ラ本山ノ移轉ヲ望ム者アリトセハ又幾分力勘考ニ資スヘキ點ナキニアラサルモ他ノ東京附近ノ未派寺院中ニ於テハ既ニ幾箇寺トナク本山ノ移轉敷地ニ相當スヘキ境地ノ讓與謂ユル獻納ノ儀ヲ申出テタルモノアルニモ拘ラス彼ノ三箇寺ノ如キハ斯カル意嚮ノアルナシヲスラ耳ニセサルハ之ヲ望マサル何ヨリ明確ノ證據ニ有之候然ルニ論者ハ實際上如何ナル手續ニ依リテ彼ノ三箇寺ノ内ヘ移轉セシメントスルヤハ知ラサレトモ若シ當本山ヨリ要求シテ移轉ノ儀ヲ申込マントスレハ本山ニ於テモ太祖有緣ノ地ヲ要スルカ如ク彼ノ三箇寺ニ於テモ皆各太祖有緣ノ地ヲ要スレハ自ラ他ニ移ルコトヲ欲セサルハ勿論本山トシテモ自ラ有緣ノ地ヲ欲スルカ為メニ他ヲシテ有緣ノ地ヲ失ハシムルハ本意ニアラス殊ニ凡ソ一箇寺ノ寺籍ヲ有スル以上ハ其住職ノ意志ハ素ヨリ其干與人ノ意見モアリテ当然宗門ノ制規ニ依ルモノヲ除クノ外縦ヒ本山ト雖モ恣ニ其境地ノ讓與ヲ促スヘキニアラス然レトモ若シ一宗大本山ト云フノ名實上ヨリ其實行ヲ為シ得ラル、モノトスルモ彼ノ淨住寺ノ如キハ論外トシテ之ヲ除キ大乘寺又ハ永光寺ノ如キ他ニ其寺ニ相當スヘキ換地ト伽藍ト立替トヲ為シ與フルノ必要アルヲ以テ本山ハ移轉先ト舊境内ト及ヒ換地ト一時二三箇所ノ大事業ヲ企ツルコトニ為リ到底其能力ニ堪エヘカラス而力モ其得ル所ハ依然トシテ土地僻陬ノ不利ヲ免カレスシテ却テ一ノ靈地ヲ動カス力為メニ二ノ靈地ヲ動カスノ繁雜ニ了ルモノトス故ニ如上ノ道理ト事實トヲ綜合シテ彼此子細ニ觀察シ來レハ此太祖有緣ノ地ニ移轉スヘシト云フ説ノ如キハ實ニ一顧ノ價タモナキ無謀無責任ノ僻

説ニシテ彼等ハ何等ノ眞實モナク何等ノ獻替モナキ一時ノ宣言タルコトヲ證明スルモノニ有之候

第五 本宗ニ於ケル全國一般ノ大勢ヨリ移轉ノ便益ヲ立證スル事

道理ノ有無ハ必スシモ之ヲ唱道スル者ノ數ノ多少ニ基クモノニアラサレハ少數者ノ説ト雖モ時ニ眞理ニ契合スルコトアリ多數者ノ説ト雖モ或ハ一時ノ俗論ニ陥ルコト間々有之候得共今當本山ノ移轉ノ如キ右來神佛ノ靈地ニシテ移轉セシ類例ニモ乏シカラス又其道理トシツモ今輒ク本山ノ性格ヲ變更スルカ如キコトアリテコソ容易ナラサル重大事ナレハ何人ト雖モ斯ル愚説ヲ唱道スル者モナク若シ之レアラハ其勢力ノ強弱數ノ多少ニ拘ラス之ニ反抗シテ極力其非ヲ鳴スヘキハ當然ナレトモ抑モ今固ノ事ノ如キハ素ヨリ本山ノ性格ニ分毫ノ異變アルニアラス唯其堂宇ノ敷地タル境域ヲ移轉スルノミニシテ舊來ノ所在地ニハ素ヨリ其靈聖ヲ保存スルノ途ヲ立ツルモノナレハ道理ニ於テ何人ト雖モ之ニ反對アルヘキニアラス殊ニ交通ノ便否如何ト云フカ如キハ單ニ事實上ノ問題ニシテ敢テ道理ノ判斷ヲ俟ツヘキニアラス而シテ其交通ノ便利ヲ圖ルヘキ標準ハ數ノ多少ト事實ノ如何トニ依テ之ヲ定ムヘキモノニシテ今當本山ヲ東京附近ノ地ニ移轉スルヲ以テ便利トスル者多キニ於テハ少數者ノ不便ハ之ヲ忍ハサルヘカラス然ルニ頑迷ナル反對者ハ唯東京附近ト云ヘル方面上ノ感想ヨリ關東東北及ヒ東海道筋ノ東部ハ之ヲ便利トスルモ東海道筋ノ西部近畿以西及ヒ北國一帯ノ地方ノ如キハ從來ノ所在地ヲ以テ便利トスルモノ、如ク吹聽シ同志ヲ近畿以西ノ地ニ求メント欲シタル由ナルモ今ノ世ニ於テ斯カル事實ニ迂ナル者ハ無之筈ニ候得共萬一普通ノ地理上ヨリ觀察スレハ一應尤モノ如ク相聞ヘ候テモ不本意ニ付本宗全國ニ於ケル寺數壇戸數ノ形勢上ヨリ今假リニ之ヲ東部西部及ヒ所在地ノ三二分チ左ノ表示ニ依リ東京附近ノ地ニ移轉スルコトノ便益ナル事實ヲ立證可致候

| 合 計 | 地在所 | | 部 西 | | | | 部 東 | | | | | 方 面 | 寺 數 | 檀 徒 數 | 一箇寺ニ對スル平均檀徒數 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----|-----|-------|-------|-------|-----------------------|-------|--------------|-------|-------|-------|--------|---------|-----------|--------------|-------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|-------|------|-----|----|----|
| | 加能 | 九州 | 四国 | 山陰 | 兩越 | 甲信北越 | 東海 | 北海道 | 東北 | 關東 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小 計 | 一縣 | 一圓 | 一圓 | 山廣島山口 | 鳥取島根岡 | 富山福井滋賀京都 大坂奈良和歌山兵庫 | 三縣 | 三重愛知 静岡岐阜 | 一圓 | 六縣 | 一府六縣 | 一〇、一〇四 | 一、八五三 | 三、二四一 | 一、四三七 | 二、四五一 | 二、四二二 | 一六三、三九八 | 平均 | 八〇 | | | | | | | | | | | |
| 一四、一四六 | 一一〇 | 一一〇 | 三、九三二 | 九一〇 | 二二四 | 一、一四九 | 一、六四九 | 一、八五三 | 三、二四一 | 一、四三七 | 二、四五一 | 二、四二二 | 一六三、三九八 | 一、一一四、七七四 | 三、三九〇 | 三、三九〇 | 二九三、六八一 | 八一、一七三 | 一九、八一三 | 一〇二、二五三 | 九〇、四四二 | 八一七、七〇三 | 一七三、三六二 | 一七三、二四八 | 一四、五二五 | 二九三、一七〇 | 一、一〇六 | 一、一九 | 一六七 | 平均 | 七八 |

右東部西部ヲ分チタル標準ハ主トシテ東京附近ノ地ニ移轉スルヲ便益トスル方面ト舊來ノ境地ニ在ルモ幾分力忍
 ヒ易キ方面トヲ分チタルモノニシテ先ツ東部ヨリ云ハンニ關東東北北海道愛知静岡山梨長野ノ各方面ヨリハ東京
 附近ノ地ニ至ルヲ以テ便益トスルコト論ヲ俟タス唯岐阜ハ飛驒ヲ含ミ新泻中ノ上越後ノ如キハ里程ノ遠近上ヨリ
 幾分力能州ニ至ルヲ便利トスルカ如ク辨スルヤモ知ラサレトモ美濃一國ノ如キ高田以北ノ中下越後及ヒ佐渡ノ如

キハ必然東京ニ至ルヲ便利トス且飛驒ノ如キ上越後ノ如キ一懸下ノ形勢ヨリ論スルモ本宗ニ於ケル寺數檀戶數ノ上ヨリ論スルモ素ヨリ小部分ニシテ之ヲ以テ大部分ヲ動カスヘキニアラス又飛驒ト虽トモ上越後ト虽トモ旅費時聞其他各種ノ便否上ヨリ打算スルトキハ能州ニ至ルヨリモ却テ東京ニ至ルヲ以テ多クノ便益ヲ有スルモノトス次ニ西部ノコトヲ云ハンニ是レトテモ富山一縣ハ別トシテ福井縣ト虽モ越前ノ敦賀郡及ヒ若狭一國ハ最早ヤ東京ニ至ルヲ以テ便益トスレハ其他西部ニ表示セル近畿以西ノ方面ハ東京ニ至ルヲ以テ便益トスルハ勿論ナレトモ今假リニ數歩ヲ讓リテ是等ノ方面ヲ都テ能州ノ地ニ至ルコトヲ忍ビ易キモノトシテ且ク其比較ヲ示シタルモノトス

如上ノ表ニ依テ觀察スルニ加能二州ハ勿論兩越近畿以西ノ地タル山陰山陽及ヒ四國九州ノ全體カ殘ラス從來ノ所在地ニ本山ヲ置クコトヲ便益トスルコトヲ主張スルモノト假定スルモ既ニ其數ノ上ニ於テ加能二州ト西部全體トヲ合スルモ東部ニ對シテハ寺數ニ於テ百ニ對スル僅カニ四十ノ割合ト為リ檀戶數ニ於テ又百ニ對スル僅カニ三十六ノ割合ト為ル依テ到底東部ノ敵ニアラス殊ニ近畿以西ヨリ來ル者ニ對シ江州米原ニ於ケル鐵道ノ分岐點ニ立チテ汝ハ是レヨリ東京ニ行クヲ便益トスルカ能州ニ行クヲ便益トスルカト問ハ、十人カ十人共ニ東京ニ行クヲ以テ便益ナリト答フルコトハ頗ル明白ノ次第ト存候依テ今地理上ヨリ僅カニ加能二州ニ同情ヲ寄スヘキ地位ニ在ル越前一國及ヒ越中一國ノ形勢ヲ觀察センニ越前ノ一國ハ越本山永平寺ノ膝下トシテ舊幕時代ノ法度條目ノ中ニ於テモ特別ニ同本山ニ勤ムヘキ掟ノアリシ程ナレハ今モ猶其因縁ヲ襲套シテ當本山ノ移轉非移轉ノ如キ別ニ意見若クハ當本山ニ特別ノ關係アル者ヲ除クノ外其兩説以外ニ立チテ且ラク其趨向ヲ觀望セルモノ、如ク次ニ越中一國ノ如キハ又越前ト趣ヲ異ニシテ舊幕時代ニハ加能越三州ト鼎稱シ加能二州ト同ク特ニ當本山ニ勤ムヘキ法度條目ノ定メアリタル程ナルモ一宗本末ノ便益ノ為メニハ小部分ナル自己ノ利害ヲ顧ミス先ツ大體ニ於テ移轉ノ是ナルコトヲ認メテ加能二州ニ於ケル非移轉者ト同一ノ歩調ヲ取ラサルハ勿論却テ移轉ニ賛成シ居ルコト一國ノ形勢トモ云フヘク更ニ縮メテ加能二州ノ真相ヲ精察スレハ是亦少シク本山ノ實情ト末派ノ便益トヲ考フルモノハ當今ノ時勢トシテ僅カニ一地方殊ニ僅少部分ノ損益ノ為メニ移轉ノ

挙ニ反對スヘカラサルヲ看取シテ陰ニ陽ニ賛成ノ意ヲ表シ居心程ナレハ前掲ノ素示ノ如キ畢竟何等ノ對立ヲモ為シ得サルモノニシテ移轉ヲ便益トスルコトハ實ニ本宗全國一般ノ大勢ナルコトヲ立證シ得ルモノニ有之候

第六 舊來ノ境地ニ本山ヲ再建スルコトハ事實上不可能ナル事

以上陳述スル所ノ理由ニ依テ當本山ニ於ケル移轉ニ必要ナル所以及ヒ移轉ニ反對スル者ノ理由ト實力トヲ有セサル所以ヲ詳述致候得共更ニ今日ノ場合ト為リテハ舊來ノ境地ニ當本山ノ諸殿堂ヲ再建スルコトハ事實上到底不可能ナル所以ヲ左ニ陳述可致候

一 全國一宗ノ意嚮概ネ移轉ニ決定セル事

何事モ因縁會遇トハ申シナカラ一山諸堂殿ノ全部焼失セシコト、云ヒ土地僻陋交通不便ノコト、云ヒ去ル明治三十一年ノ火災以來宗門一般ノ希望ハ期セスシテ移轉再建ノ一途ニ趨向シ今日ノ時勢トシテ若シ斯カル僻陋不便ノ地ニ比較上鉅多ノ費用ヲ投シテ本山ヲ再建スルモ自ラ一代ニ一度ノ登山參拜スラ為ス能ハサル程ナレハ之ニ向テ多大ノ寄附ヲ為スコトハ無益ナリト云フカ如キ意志ヲ以テ從來ノ境地ニ再建スルコトヲ好マサル者甚タ多ク信仰上道理上ヨリ之ヲ論スレハ價ナキコトニ候得共實際ノ人情トシテハ尤モノ事柄ト存候故ニ此意志ニ依リ熱心ニ移轉再建ヲ希望スルコトハ争フヘカラサル事實ニシテ此勢力ノ根底ト範圍トハ之ヲ一宗全體ノ趨向ト称スルモ不可ナキコトニ有之候依テ凡ソ一事ヲ為スニ當リテハ先ツ初ノヨリ多少ノ反對ナキヲ豫メ期スヘキコトハ當然ニ候得共今假リニ當縣下ニ於テ少数ノ反對者アルカ為メ此移轉ノ事業ヲ阻害セラレ以テ舊來ノ境地ニ本山ヲ再建スルカ如キコトアリトスルモ一宗全體ノ氣運ハ之カ為メニ沮喪スルモノニアラス忽チ再建費募集ノ上ニ及ホシテ從前ノ結構輪奐ニ復スルコト能ハサルハ勿論一堂一字ノ再建ト虽モ容易ニ之ヲ為シ遂ケ得ヘキニアラサルハ明瞭ノ次第ニ有之候

尤モ從前ノ當本山ナラハ相應ノ寺領ト輪番制度ノ餘澤アリ且舊加州藩祖入國以來ハ特別ノ保護ヲ加ヘラレ彼ノ元龜二年ノ兵燹以後ニ係ル諸堂再建ノ如キ材木大工諸方ノ寄附アリタル上特ニ奉行ヲ定メテ工事ヲ督セシメラレ慶長元和寛

永正保ノ頃ニ於テ盛ンニ其落成ヲ告ケタリシモ次ナル文化三年ノ諸堂焼失ニ對シテハ本山山法ノ基礎モ漸ク確立シ再建祠堂金ハ全國總勸化ヲ以テ未派一般ヨリ寄附セシメタル程ナレハ當時ニ於ケル藩主ノ保護ハ最早元龜度ノ如クナル能ハサリシモノニ有之候況ヤ現今ハ時勢一變シテ別ニ舊藩主ノ保護アルニモアラス加能二州ノ寺數檀戶數モ既ニ前掲ノ如ク微弱極マル情況ニ候得者今は等ノ人ノ反抗ヲ氣遣フカ為メニ翻然移轉ノ挙ヲ止ムルカ如キコトアラハ其禍害ハ有ラユル方面ニ波及シテ當本山ハ遂ニ有形上ニ於テ滅盡スルモノニ有之候

二 移轉先境内ノ一部ニ充用スヘキ土地ノ讓與ヲ申出テタル者アル事

前節述フル所ノ如ク當本山ノ移轉ハ期セスシテ宗門一般ノ意嚮ト為リタルコトニ候得者土地僻陬交通不便ヲ理由トシテ移轉スル本山ハ最モ交通便宜ノ地ヲ擇フヘキハ必然ナレハ先ツ其候補地ヲ關東殊ニ成ルヘク東京附近ノ地ニ採ルコトヲ是トシ其境地ニ充用スヘキ土地ノ寄附讓與若クハ賣渡ヲ申込ミタル者數多有之候得其中ニ就ク本年二月神奈川縣下橋樹郡生見尾村本宗末派成願寺住職加藤海應外十名ヨリ別紙參考書第壹號ノ通土地獻納願ノ名ノ下ニ該寺所有ニ係ル田畑宅地山林合段別五町六段六畝拾六步此坪數臺萬六千九百九十六坪ノ地所ヲ無償ニテ讓與センコトヲ申出テタルハ其位置京濱ノ中間ニ位シ汽車電車ノ便最モ宜敷殊ニ其地形ハ一帯ノ阜丘ニ属シ左右ニ二見臺富士見臺ノ形勝ヲ控ヘ中央ハ箱竈狀ヲ為セル坎凹ノ地ニシテ中二三層ノ用水池ヲ湛ヘ最下ニ於ケル池端ノ一角僅カニ東南ニ展開シテ囊口狀ヲ呈スル所是レ即チ左右ニ臺ノ會合點ニシテ茲ニ天然ノ門境ヲ為ス且前面一帯ノ低地ハ舊東海道鶴見ノ小驛ニシテ彎弓狀ヲ為セル鶴見川之ヲ抱流シ海ニ朝スル所白砂蒼松宛然畫圖ノ如ク更ニ眼ヲ放テハ東ノ方東京灣ヲ隔テ、房總ノ諸山一抹煙靄ノ如ク西ノ方富峰巍然トシテ千秋ノ雪ヲ削ルコト富士見臺ノ名ニ辜カス故ニ若シ東京ヨリ數十里ヲ隔テタル山間海濱ノ地ニ至テハ兎モ角京濱ノ中間便利比ナキカ上ニ土地ノ形勝ナルコトモ亦斯クノ如ク且其讓與ヲ申出テタル土地ノ面積ニテモ當本山ノ舊境内官有地民有地ヲ合シタル坪數八千四百四十九坪之ニ本年境内編入ノ御許可ヲ得タル首山鶴山三尺坊及ヒ首山畑地合坪數九千七百二十九坪ヲ合シタル合計壹萬七千八百七十八坪ノ地ト稍同一ノ廣袤ヲ有

スルモノニシテ其從來ノ境地ニ於ケル三尺坊山林壹町四段參畝十歩此坪數四千三百坪ノ如キハ名称ハ境内ト虽モ其實
飛地ニ属スルモノナレハ通常境内殊ニ堂宇敷地トシテハ用ヲ為サス此點ヨリ對比スレハ前記成願寺ノ讓與地ハ當本山
ノ現境内ヨリ實際ノ用地トシテ却テ參千參百十八坪多キ割合ト為ルニ付當本山カ若シ移轉ヲ實行スルニ於テハ此土地
ノ便利及ヒ形勝ニ加フルニ斯カル廣キ面積ノ土地ヲ無償ニテ讓與セラレンコトハ他ニ得易カラサルコトヲ熟了シ其讓
與申出テノ當時假リニ受納ノ内諾ヲ与ヘ置キタル次第ニ有之候

尤モ本件土地ノ如キハ素ヨリ寺有二係リ通常一己人ノ所有ト異ナレハ其讓與及ヒ受納ハ此移轉ノ御許可ヲ得ルニ當リ
相當ノ手續ニ依リテ同地方廳ヘ出願スヘキハ勿論ニ候得共今萬一ニモ移轉ヲ止メテ舊來ノ地ニ再建スルトセハ今後何
レノ時ニ至ルモ斯ク便利形及ヒ廣裏ノ三者ヲ具備セル土地ハ復タ再ヒ得ヘカラサルコトハ明瞭ノ次第ニ有之候

三 同列本山永平寺ノ同意ヲ得タル事

依テ當本山ニ於テハ前述宗内一般ノ意嚮ト伽藍敷地ニ相當スヘキ土地ノ讓與申出トニ基キ最早ヤ移轉決行ノ躊躇スヘ
カラサルコトヲ認メ本年七月別紙參考書第貳號ノ通先ツ同列本山永平寺ニ対シ事由ヲ具シテ移轉ノ挙ニ同意ヲ要メタ
ル處同本山ニ於テハ當本山ノ移轉ハ時勢ノ進運ニ順應シテ化門ヲ發展スルニハ已ムヲ得サルノ措置ナルコトヲ認メ速
ニ之ニ同意ノ旨ヲ回答シ併セテ同本山ニ於テモ將來輦轂附近ノ地ニ別院ノ建設スルカ或ハ萬一ニモ轉地スルノ場合ア
ルヤモ計リ推キニ付當本山ニ於テ豫メ之ニ同意シ置カントヲ要メ來リタルニ付當本山ニ於テモ素ヨリ之ニ同意スヘ
キハ勿論ノ儀ニ候得者其旨直チニ回答致置候仰モ一宗ニ同等同權ノ兩本山アリテ共同シテ宗門ヲ統治スルカ如キハ若
シ有體ニ之ヲ云ハ、各本山ノ均勢ヲ保ツコトニ注意スヘキハ勿論ノ次第ニシテ維新以來當本山カ越本山ニ比シテ地勢
上ノ不便ヨリ或ル意味ニ於テ稍不利ノ地位ニ立チタルカ如ク當本山ニシテ若シ東京附近ノ地ニ移轉セハ又或ル意味ニ
於テ越本山ハ當本山ニ比シテ不利ノ地位ニ立ツヘキハ今ノ當本山ト同一ナルヲ免レ推キ次第ナレハ茲ニ當本山ノ移轉
ニ同意スルニ當リ將來同本山ニ於テ東京附近ノ地ニ別院建設又ハ萬一ニモ移轉スル場合アルコトヲ自ラ豫言シテ先ツ

其同意ヲ要メ置カル、ハ素ヨリ當然ノ次第ニシテ當本山ニ於テモ若シ當本山カ移轉ヲ決行シ諸殿堂ノ再建ヲ完成スルノ曉ニ於テハ必ス來ルヘキモノハ越本山ノ別院建設若シクハ移轉ナルコトヲ豫期セルヲ以テ共ニ時勢ノ進運ニ順應シテ化門ヲ發展スルノ必要上ヨリ喜ンテ之ニ同意シ之ヲ迎ヘントスルモノニ有之候故ニ今後ニ於ケル兩本山ノ均勢上ヨリ考フルモ舊來ノ地ニ當本山ヲ置キ之ニ諸殿堂ヲ再建スルコトハ永遠ノ不利此上ナキコトニ候得者當本山ノ忍フ能ハサル所ニ有之候

四 未派諮詢會ノ可決ヲ經タル事

越本山ノ深厚ナル同意ヲ得テ兩本山ノ交渉スクノ如ク圓滿ニ運ヒタル以上ハ先ツ其順序トシテ未派ノ意嚮ヲ確カムルコト必然ノ儀ニ候得者茲ニ兩本山ノ合意ヲ以テ去ル七月下旬宗門議會議員ノ任ニ在ル者ヲ召集シテ諮詢會ヲ開キ可否ヲ討究セシメタル処前後四日間最モ熟誠ナル審議討論ヲ經タルノ結果遂ニ出席議員五十五名ノ内十名ニ対スル四十五名ノ大多数ヲ以テ東京附近ノ地ニ移轉スルノ原案ニ可決センコト別紙參考書第參号ノ通ニ有之候依テ此相當ノ機關ニ依リ兩本山ト未派トノ間ニ於テ決定シタル事項ヲハ今一部少數者ノ反対アルカ為メニ之ヲ停止スルカ如キハ事實上不可能ノ次第ニ有之候

五 直末評定ノ可決ヲ經タル事

既ニ未派諮詢會ニ於テ當本山ノ移轉ヲ可決シタル以上ハ又當本山古來ノ慣例ニ基キ直末寺ノ評定ニ付スヘキ必要アルニ付別紙參考書第四號ノ通去ル八月上旬評定案ヲ付シテ其意見ヲ問ヒタルニ全國當本山直末寺院百三十一箇寺ノ内無住十一箇寺答申不着五箇寺計十六箇寺ヲ除キ百十五箇寺ノ内非移轉二箇寺條件付移轉二箇寺計四箇寺ニ対スル百一十箇寺ノ大多数ヲ以テ是又東京附近ノ地ニ移轉スルノ原案ニ可決致候³²尤モ此直末評定ノ儀ハ恰カモ世間ニ於ケル親族會議ノ如キ意味ヲ含有セルモノニ候得者事體ノ順序上ヨリ云ヘハ諮詢會ノ前ニ於テ可否ヲ決スヘキモノナルヤニ相考ヘ候得共前後内外ノ事情上其時機ヲ得ヌ却テ諮詢會ノ後ニ廻リタルモノニ候得共直末寺院ノ如キハ一面ハ本山直接ノ藩

屏トシ一面ハ本山親族ノ間柄ナレハ此移轉ノ挙カ本山及ヒ未派ノ便益タルコトヲ是認スル以上ハ其之ヲ問フコトノ前後ノ如キ敢テ理屈箇間敷申立ツル者ハ一人モ無之斯ク大多數ノ賛同ヲ得タルモノトス依テ此點ヨリ觀察スルモ當本山ヲ舊來ノ地ニ再建スルコトハ事實上不可能ノ次第第二有之候

六 移轉先土地買入ノ契約ヲ為シタル事

前節述フル所ノ如ク成願寺ヨリ讓與ヲ申出テタル土地ハ移轉敷地ノ一部ニ充用スルニハ足ルモ今後ニ於ケル當本山ノ化門發展上ニ必要ナル境内地トシテハ火防上風致上及ヒ道俗群參ノ都合上未タ狹隘タルコトヲ免レス依テ之ヲ補充トシテ右讓與地ニ接續セル田畑宅地山林各段別拾町參段七畝歩此坪數參万千百十坪³⁴ノ民有土地ヲ買入ルヘキ契約ヲ為シ若シクハ現ニ為シツ、アルコトハ別紙方法書³⁶ニ記載ノ通ニ有之候尤モ寺院ニ属スル土地賣買ノ儀ハ法令及ヒ宗法上ノ規定アリテ之ニ準據スヘキハ勿論ノ儀ニ候得者移轉御許可ノ上ハ神奈川縣廳ヘ夫々成規ノ出願ヲ為スヘキコトニ有之候然ルニ或ル一部少數者ハ當本山ニ於テ法令及ヒ宗法上ノ規定ニ準セス既ニ違法ニ土地買入ヲ結了セルモノ、如ク申觸ラシ非難ノ聲ヲ放ツ者モ有之哉ニ相聞ヘ候得共斯カル違法ノ事ハ万々アルヘキ謂レ無之其土地買入ノ契約ノ如キモ相成ルヘキハ移轉御許可後ニ致度ハ當然ニ候得共此儀ハ事實上已ムヲ得サルコトニシテ其所以ハ第一若シ移轉ノ御許可アルモ土地ノ賣渡ヲ為ス者ナキトキハ移轉ノ實行ヲ遂ケ得サルコト第二移轉スヘキ境内敷地ノ豫定ナキ処ニハ移轉ノ御許可ナカルヘキコト第三縦ヒ土地ヲ賣渡ス者アリトスルモ移轉地ノ決定セル上ニ於テ其買入ヲ為ストキハ價格非常に昂騰ヲ示スヘキハ勿論ニシテ容易ニ買収ノ行ハレ難キコト此三點ヨリ觀察シテ事實成功ノ必要上ヨリ各土地所有者ト石川素童一己人トノ間ニ於テ賣買契約ヲ為シタルモノニシテ敢テ違法ノ買入ヲ結了シタルモノニハ無之候併シナカラ成願寺々有土地ノ讓與ト云ヒ此土地買入ノ契約ト云ヒ共ニ事體今日ニ至ルマテニハ幾多ノ纏錦セル手續ヲ經タル儀ニ候得者一朝ニ之ヲ放棄シ當本山ヲ舊來ノ地ニ再建スルコトハ到底不可能ノ次第第二有之候

七 舊來ノ境地ハ規模狹隘ニシテ且水木ノ縁モ薄ラキタル事

當本山ノ移轉ヲ要スル理由ハ前文詳述セル主トシテ土地僻陬交通不便ナルニ基クモノニ候得共更ニ一ノ必要トモ称スヘキハ舊來ノ境地ハ實ニ規模狹隘ニシテ且水木ノ縁モ大ニ薄ラキタルコトニ有之候然ル所以ハ先ツ境地ノ狹隘ナルコトヨリ述ヘンニ其境内ハ前節述フルカ如ク壹萬七千八百七十八坪³⁷ノ廣サヲ有スル者ニ候得共此内九千七百貳拾九坪ハ本年ニ入り漸ク境内編入ノ御許可ヲ得タルモノニシテ其地目ハ上地山林及ヒ山林中ノ畑地ニ属シ實際境内トシテ堂宇敷地及ヒ庭地敷石通路等ニ充用シ得ヘキ土地ハ僅カニ二千四百拾九坪アルノミニシテ全境内ノ地種地目モ實ニ左ノ如ク複雑ナルモノニ有之候

境内 壹萬七千八百七拾八坪

此内

参千五百貳拾坪

舊來官有地第四種分

四拾六坪

同 官有地第三種分

四千五百八拾参坪

同 民有地第一種分

小計 八千四百拾九坪

堂宇敷地等ニ充用シ

得ヘキ分

九千壹坪

官有地第四種明治三十九年五月四日上地

森林ノ内首山鶴山及飛地三尺坊境内編入許可分

七百貳拾八坪

民有地第一種明治三十九年六月廿二日

首山畑地七筆境内編入許可分

小計 九千七百廿九坪

以上名称ハ一二境内ト云フト雖モ堂宇敷地等ニ充用シ得ラルヘキモノハ其全部ノ半ニシ達レス依テ舊來経藏納骨堂（靈光堂ト云フ）ノ如キ本山トシテ重要ナル建造物及ヒ總門内勅門ニ至ル通路ノ大部分其他元後見芳春院及ヒ山内寺院敷地ノ如キ皆舊寺領ノ頃ヨリ鬼屋清水走出諸字人民ノ所有セル土地ヲ本山永受地トシテ借地料ヲ支拂ヒ之ヲ使用シ来レル程ノ始末ニ候得者明治三十一年諸殿堂焼失以後未タ移轉ノ議ノ起ラサル時ニ於テ從來ノ境内ニ再建設ヲ立ツルニ當リ永受地ニ係ル土地全部合段別參町四段四畝八歩ノ地ヲ買取シテ境内ニ編入セサレハ將來永遠本山ノ境地トシテ其安全ヲ保ツ能ハサルコトヲ認メ夫々設計ヲ試ミタル次第ニ有之候斯クテスラ境内敷地ノ用ヲ為スモノハ壹萬八千四百七拾七坪ニ過キスシテ今固移轉先境地トシテ豫定セル土地合計四萬八千七百八十九坪ニ比スレハ遙カニ二分ノ一二モ足ラサル狭隘ノ地ニ候得者當初ノ設計ニ於テモ首山ト称スル殿堂後方ノ山林ノ内平地坪數約千五百貳拾七坪ヲ切崩シテ此處ニ本堂（大祖堂）ヲ建設スルノ計畫ヲ相立テタルコトモ有之候得共從來此首山ノ地タル土俗加ベト称スル頗ル崩壞シ易キ土質ヨリ成ルモノニシテ其土地設計モ大ニ困難ナルコトニ有之候然ルニ又或ハ舊來スラ此地ニ在テ差支ナキモノヲ今固何故ニ斯ク廣キ境内ヲ有スルヤトノ疑惑モ可有之候得共從來ノ境地ハ實ニ本山ノ境地トシテ相當ノ風致面積ヲ具備シタルモノニ無之為メニ諸堂餘リニ密接ニ過キテ火防等ノ用心モ宜シカラス依テ自今ハ各殿堂間ニモ相當ノ距離ヲ保ケ成ルヘク完全ノ設計ヲ相立申度考ニ有之候次ニ水木ノ事ニ就テハ古昔ハ當本山ノ境内ハ高雄神明三尺坊諸山ノ地ニマテ及ヒテ樹林繁茂シ水源モ誠ニ裕カニ有之候處方今ハ之ニ反シ水木共ニ不自由ナルヲ以テ一

朝本山ニ於テ重大慶弔ノ事アルニ際シ末派道俗ノ參拜夥敷コトアルニ當リ若シ炎天旱日ニ遇フカ如キハ浴室用ノ雜水ニモ缺乏ヲ告クルコトヲ免レス依テ太祖本山開闢ノ靈地トシテ之ヲ嚴正ニ保存スルニハ事ヲ缺ク程ニモ無之候得共今後充分ニ化門ノ發展ヲ期スヘキ本山ノ境地トシテハ境地水木共ニ缺乏ニシテ此件ニ関スル詳細ノ事情ハ逃亡筆紙ニ盡シ難キ次第ニ有之候

以上合種ノ點ニ就テ當本山ヲ移轉スルノ止ムナキ理由及ヒ之ニ反對スル者ノ理由ナキ次第ヲ稍ヤ陳述シ盡セルモノト存候然ルニ反對者ノ言為ニ関シテハ單ニ移轉ノ理由ヲ述フルトシテハ或ハ辨解ニ過クルカ如ク或ハ世ニ聞ユル反對ヲ以テ一廉ノ勢力ノ如ク見做セル様ニモ相聞ヘ一宗本山ノ態度トシテハ聊力耻入タル點モ可有之候得共抑モ此移轉ノ事世ニ傳ハリテヨリ以來今日マテ當本山ハ未タ本件ノ願書ヲスラ提出スルノ運ニ至ラス為メニ自ラ立テ移轉ノ必要ト理由トヲ世ニ辯明セサルニ先立テ之ニ反シテ世ニ傳フル所ノモノハ概ネ反對ノ聲ニシテ事實上頗ル微弱ナルヘキ反對ノ氣勢ハ却テ非常ニ強大ナルモノ、如ク世間ニ相聞ヘ當總持寺ハ何故ニ之ニ向テ相當ノ辯駁ヲ為サ、ルヤ末派及ヒ世間ニ對シテモ餘リニ不親切ニアラスヤトノ疑惑ヲスラ受クル程ノ場合ニモ立到居候得者今後ハ最早ヤ時ニ臨ミ機ニ應シテ相當ノ措置ニ出ツヘクトハ存居候得共今茲二本願書ヲ提出スルニ際シテハ自ラ移轉ノ理由ノ存スル所ヲ具陳シテ願書御詮議上ノ御參考ニ供シ且ツ幾分ニテモ反對ノ言動ヲ為ス者ニ對シ何分ノ辯解ヲ為シ置クコトハ當本山一面ノ責務ノ如クニモ相感シ候ニ付甚タ以テ煩敷次第ニハ候得共敢テ區々ノ辯解ヲ加ヘテ御一讀ヲ仰クコトニ立到申候依テ茲ニ大要其事由ヲ申添置候

三、「理由書」の考察

本章では先に翻刻した「理由書」に関してどのような史料かを明らかにしたい。なぜなら「理由書」には、宛先や提出先、あるいは提出年月日については記載がなされていないからである。

まず、この「理由書」という言葉が出てくる史料は、『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』内にある「移転願目表」に記載されている「五、理由書」と調査の際に別に発見された曹洞宗大本山總持寺所藏の「諸願書概要目次」は縦帳袋綴装紙捻綴（縦二十七、一cm・横十九、二cm、紙数は四丁、紙質は楮紙）の冊子体の二つの史料に見出される。先に『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』「移転願目表」について記載する。

移転願目表

- 一、曹洞宗管長添書
- 二、同列大本山永平寺同意書
- 三、移転願書
- 四、方法書
- 五、理由書
- 六、参考書ノ内
 - 甲 成願寺ヨリ總持寺ニ提出セル土地献納願書 此写ニテ方法書中ニ記載セル一筆書ヲ兼ヌ
 - 乙 移転地ニ充用スヘキ土地ヲ売渡スヘキ地主委任状写
 - 丙 前項地主総代ノ同意賛成書
 - 丁 諸殿堂再建並土地設計及別院建設費等総予算
此予算ハ元来方法書中ニ加フヘキモノナレトモ移転御許可ヲ得タル後成規ノ手続ヲ経テ定ムヘキモノナルニ依リ殊更ニ方法書中ニ加ヘス其概要見込書ノ意味ヲ以テ特ニ参考書中ニ加フ
 - 戊 末派諮詢及直末評定可決書
 - 己 明治二十八年調製明細帳写

庚 信徒総代関係書類

辛 成願寺ヨリ神奈川県庁へ提出セル寺有土地譲与願及同寺境内官有地御譲与願写

壬 土地二関スル略図面

イ 成願寺有土地譲与願ニ係ル見取略図面

ロ 同寺現境内官有地御譲与願ニ係ル見取略図面

此図中ノ墓地ハ吉畝八歩ヨリテ成願寺名儀ニ係リ池ハ三箇所合計參段貳畝拾七歩アリテ官有地ニ属シ目

下 ニ於テハ共ニ現状ノ儘トシテ願書ニハ何等ノコトヲモ記載セス

ハ 買入ヲ要スヘキ移転充用地略図

ニ 成願寺転地境内地略図

此図中ノ墓地ハ拾八歩アリ岩田サクノ私有墓地ニシテ売買契約済ニ係ル

以上各図面ハ主トシテ現在ノ形状ニ依リタルモノニシテ移転御許可後ニ於テ要スヘキ地目ノ変換殊ニ道路

ノ改修ニ関スル件ノ如キハ皆一々成規ノ手續ヲ経テ出願シ御許可ヲ得ヘキモノニ係ル

癸 移転地ニ於テ再建スヘキ七大伽藍ノ略平面図

一、大祖堂 二、仏殿 三、僧堂 四、大庫裏 五、山門 六、勅門 七、紫雲台

右ノ外伝燈院以下諸堂絵図面ハ茲ニ之ヲ略ス

以上⁽³⁸⁾

また、原文中でも、「第六 舊来ノ境地二本山ヲ再建スルコトハ事實上不可能ナル事」内の「六 移轉先土地買入ノ契約ヲ為シタル事」の本文内に「別紙方法書ニ記載」という言葉が記載されている事から、この「理由書」は「方法書」と同時に書かれたもの、または同時に提出されたものだという事が推測できる。『つるみヶ丘六十五年のあゆ

み」に記載されている「移転願目表」内の「理由書」の史料自体は掲載されておらず、本稿で翻刻した「理由書」に關して有力だと思われる史料の記載は無く、ほかの書籍・論文にもあたってみたが、翻刻・記載は無かった。つまり、この事から「理由書」は、『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』に「理由書」と掲載されているが、活字になっていないので、この「理由書」ではないかと考えられる。

その事は、『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』の「移転願目表」の中の「方法書」の以下の文章と「理由書」の内容が一致する事で推測される。

一、移転地境内ニ充当スヘキ土地ノ件

移転地境内ニ充用スヘキ土地ハ現在田畑宅地山林官有地等総段別拾六町弐段六畝九歩此坪数四万八千七百八拾九坪ニシテ此内訳ハ左ノ三種ヨリ成ルモノニ有之候

甲 田畑宅地山林合段別五町六段六畝拾六歩

此坪数壹万六千九百九拾六坪

右ハ本宗末派神奈川県橘樹郡生見尾村成願寺有土地ノ内本年二月同寺住職加藤海応外拾名ヨリ献納ノ名儀ニ依り当寺移転地境内ニ充用スヘキ目的ヲ以テ無償譲与ヲ申出テタルモノニ係り同寺ヨリ同県庁へ譲与ノ儀出願スヘキニ付該一筆書並略図面別紙相添申候

乙 境内官有地段別弐段弐畝拾参歩

此坪数六百八拾参坪

右ハ前記成願寺現境内官有地第四種ニ属スルモノニシテ当寺移転地境内ノ稍中心ニ当ルヲ以テ此境内地ハ官有地ノ儘当寺へ御譲与ノ儀同寺ヨリ同県庁へ出願スルニ付該略図面別紙相添申候

丙 田畑宅地山林合段別拾町参段七畝歩

此坪数参万千百拾坪

右ハ神奈川県橘樹郡生見尾村字東寺尾持丸兵輔外八拾八名ノ所有土地ニ係リ前二項ニ記載セル土地ト合シテ当寺境内ニ充用スルノ目的ヲ以テ売買契約ヲ遂ケタルモノニシテ該略図面各地主土地売渡ニ関スル部代理人委任状写別紙相添申候

但シ本項記載中守屋此助外三名所有土地田畑宅地山林合段別七段八畝貳拾四歩ハ売買契約未済中ニ係リ目下示談中ニ候得共縦ヒ売買契約未済ナルモ移転境内設定ニハ何等ノ支障モ無之モノニ候³⁹

「理由書」内

前節述フル所ノ如ク成願寺ヨリ譲與ヲ申出テタル土地ハ移轉敷地ノ一部ニ充用スルニハ足ルモ今後ニ於ケル當本山ノ化門發展上ニ必要ナル境内地トシテハ火防上風致上及ヒ道俗群參ノ都合上未タ狹隘タルコトヲ免レス依テ之カ補充トシテ右譲與地ニ接續セル田畑宅地山林合段別拾町參段七畝歩此坪数参万千百十坪ノ民有土地ヲ買入ルヘキ契約ヲ為シ若シクハ現ニ為シツ、アルコトハ別紙方法書ニ記載ノ通ニ有之候尤モ寺院ニ属スル土地賣買ノ儀ハ法令及ヒ宗法上ノ規定アリテ之ニ準據スヘキハ勿論ノ儀ニ候得者移轉御許可ノ上ハ神奈川県廳ヘ夫々成現ノ出願ヲ為スヘキコトニ有之候

この「方法書」と「理由書」に共通する、「田畑宅地山林合段別拾町參段七畝歩此坪数参万千百十坪ノ民有土地ヲ買入ルヘキ契約ヲ為シ」という部分は両史料とも数字、内容があつている事からも、「方法書」と「理由書」は一緒に書かれたか、提出された史料だということ事もわかる。

次に「理由書」内にある「別紙参考書」という言葉に注目する。次の文章は「理由書」内「第六 舊来ノ境地ニ本山ヲ再建スルコトハ事實上不可能ナル事」内の「二 移轉先境内ノ一部ニ充用スヘキ土地ノ譲與ヲ申出テタル者アル事」の本文中の文章である。

本年二月神奈川縣下橘樹郡生見尾村本宗末派成願寺住職加藤海應外十名ヨリ別紙參考書第壹號ノ通土地献納願ノ名ノ下ニ該寺所有ニ係ル田畑宅地山林合段別五町六段六畝拾六歩此坪數臺萬六千九百九十六坪ノ地所ヲ無償ニテ讓與センコトヲ申出テ

また、「三 同列本山永平寺ノ同意ヲ得タル事」の次の文章からも「別紙參考書」という言葉が見出される。

依テ當本山ニ於テハ前述宗内一般ノ意嚮ト伽藍敷地ニ相當スヘキ土地ノ讓與申出トニ基キ最早ヤ移轉決行ノ躊躇スヘカラサルコトヲ認メ本年七月別紙參考書第貳號ノ通先ツ同列本山永平寺ニ對シ事由ヲ具シテ移轉ノ挙ニ同意ヲ要メタル處

「四 末派諮詢會ノ可決ヲ經タル事」の中にも「別紙參考書」という言葉がある。

去ル七月下旬宗門議會議員ノ任ニ在ル者ヲ召集シテ諮詢會ヲ開キ可否ヲ討究セシメタル処前後四日間最モ熟誠ナル審議討論ヲ經タルノ結果遂ニ出席議員五十五名ノ内十名ニ對スル四十五名ノ大多数ヲ以テ東京附近ノ地ニ移轉スルノ原案ニ可決センコト別紙參考書第參号ノ通ニ有之候

そして、「五 直末評定ノ可決ヲ經タル事」の本文にも「別紙參考書」という言葉が見出される。

既ニ末派諮詢會ニ於テ當本山ノ移轉ヲ可決シタル以上ハ又當本山古來ノ慣例ニ基キ直末寺ノ評定ニ付スヘキ必要アルニ付別紙參考書第四號ノ通

以上の事から、これらのいづれにも、「別紙參考書」という語句が見出される。「理由書」及び「別紙參考書」と考えられる、「參考書」と記載されている『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』の中の「移転願目表」に記載されているが「參考書」自体の史料記載がない。つまり、見つからない「理由書」及び「參考書」と考えられる。

また、『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』の史料より推測したが、その他の理由として調査の際に発見された曹洞宗大本山總持寺所藏の「諸願書概要目次」（縦二十七、一 cm・横十九、二 cm、紙数は四丁、紙質は楮紙）の冊子体から

「理由書」と「方法書」が同時に書かれ、提出時期、提出先について考えていく。

まず、「諸願書概要目次」について翻刻したものを次に記載し、「理由書」の論述につなげていく。

諸願書概要目次

一、大本山總持寺移轉願

理由書並参考書及圖面附

石川縣、神奈川、両縣廳

二、大本山總持寺移轉敷地買入願

参考書及圖面附

神奈川縣廳

三、大本山總持寺移轉敷地トシテ成願寺官有地讓與願

参考書及圖面附

神奈川縣廳

四、大本山總持寺移轉敷地トシテ成願寺所有土地讓與願

参考書及圖面附

神奈川縣廳

五、成願寺堂宇改築願

参考書及圖面附

神奈川縣廳

六、大本山總持寺舊境内二別院建設願

参考書及圖面附

石川縣廳

七、大本山總持寺舊境内官有地等据置願

参考書及圖面附

石川縣廳

八、大本山總持寺諸殿堂再建寄附金募集願

参考書及圖面附

内務省

九、大本山總持寺諸殿堂再建寄附募集當事者認可願

各地方廳各通

十、大本山總持寺新境内土地設計二関スル願

参考書及圖面附

神奈川縣廳

十一、大本山總持寺新境内等土地設計二関スル道路改築願

参考書及圖面附

(朱書)

本件願二八道路拂下並替地道路献納願等ヲ含ム

神奈川縣廳

十二、大本山總持寺諸殿堂再建願

参考書及圖面附

神奈川縣廳

十三、成願寺境内轉地願

参考書及圖面附

神奈川縣廳

この「諸願書概要目次」の中で得に注目すべき点は、「理由書並参考書及圖面附」と書かれている。「一、大本山總持寺移轉願」の部分である。

一、大本山總持寺移轉願

理由書並参考書及圖面附

石川縣廳神奈川兩縣廳

この「大本山總持寺移轉願」には、「理由書」、「参考書」、「圖面」が付いていて、石川縣庁と神奈川縣庁に宛てたものと記載されている。つまり、「大本山總持寺移轉願」は石川縣庁と神奈川縣庁にそれぞれ提出されて、「大本山總持寺移轉願」は「理由書」と「参考書」と「圖面」が一緒になっていたという事が考えられる。また、これは前述した『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』内にある「移轉願目表」内の内容と一致している事から、「大本山總持寺移轉願」には、「理由書」、「参考書」、「圖面」と共に、石川縣と神奈川縣の兩縣庁へ提出されたと考えられる。そのため、「理由書」はこの「大本山總持寺移轉願」と共に提出されたものと考えられる。また、「大本山總持寺移轉願」には、石川縣庁に宛てたものと神奈川縣庁へ宛てられた二つの史料もある事から、「大本山總持寺移轉願」は石川縣と神奈川縣の兩縣庁へ宛てられたと考えられる。その史料を次に記載する。

まずは、神奈川縣庁へ宛てた「曹洞宗大本山總持寺移轉願」である。

曹洞宗大本山總持寺移轉願

石川縣管下鳳至郡櫛比村

曹洞宗 大本山總持寺

右總持寺儀是迄前書ノ地ニ有之候處今般御管下橘樹郡生見尾村字鶴見ニ移轉致度其理由ハ從來ノ所在地ハ土地僻陋ニ失シ交通不便ニシテ一宗大本山ノ所在地トシテハ全國未派僧侶及壇徒信徒等ノ登山參拜ニ頗ル不便ヲ相感候得共維新以前ニ在テハ山法上時勢上及寺門維持上ニ於テモ別段不都合ノ點モ無之候得共明治維新ニ際シ當寺特殊ノ山法タル輪番住持ノ儀モ廢止セラレ寺門維持ノ通モ大ニ従前ト相異リ候ニ就テハ本末ノ都合上成ルヘク他ノ便宜ノ地ニ移轉スルノ希望ヲ有スル説モ間々相起リ候得共從來ノ伽藍全備致居候上ハ故ラニ移轉ヲ企ツル力如キハ經費上ニ於テモ其他ノ事實上ニ於テモ共ニ不容易ノ儀ニ候得者移轉希望ノ説ノ如キハ別ニ何等ノ勢力モ無之遂ニ其儘ニ經過致居候處去ル明治三十一年四月十三日不慮ノ失火ニ罹リ一山諸殿堂不殘燒失致候ニ付テハ殿堂ノ燒失ハ素ヨリ一宗本末ノ不幸タルニハ相違無之候得共移轉ノ企望ヲ達スルニ於テハ實ニ得難キ好機會ニ候得者當寺ニ於テハ燒失後猶舊來ノ地ニ再建スルノ計畫ヲ以テ夫々準備致來候得共全國未派僧侶及壇徒信徒等ノ多數ハ是非共東京附近ノ地ニ移轉スルノ希望ヲ高メ來候ニ付當寺ニ於テモ茲ニ斷然移轉ヲ決行スルノ意志ヲ以テ去ル七月先ツ同列大本山永平寺ノ同意ヲ得且全國未派ノ意嚮ヲ確カムルノ必要アルニ依リ兩本山ノ合意ヲ以テ同月下旬本宗議會議員ノ任ニ在ル者ヲ召集シテ諮詢セシニ全會ノ大多數ヲ以テ東京附近ノ地ニ移轉スルコトニ可決シ猶之ト前後シテ全國當寺直末寺ノ意見ヲモ徵集セシニ是又同様ノ大多數ヲ以テ東京附近ノ地ニ移轉スルコトニ同意致候就テハ該移轉先境内ニ充用スヘキ土地ノ儀ハ總計四萬八千七百八十九坪ニシテ該種目并敷地充用ニ関スル件等ハ別紙方法書ノ通ニ有之候猶當寺移轉御許可ノ上ハ當寺舊境内ノ儀ハ太祖國師本山開闢ノ靈地ニシテ 後醍醐天皇以下列聖ノ厚キ御由緒アル勝蹟ニ候得者祖廟保存及永代報恩供養ノ為メ當寺奥之院ノ旨趣ヲ以テ當寺ノ別院ヲ建設致度ニ付此旨移轉願ト同時ニ石川縣廳へ願出置候依テ茲ニ當寺ヲ前記ノ地ニ

移轉ノ儀特別ノ詮議ヲ以テ至急御許可相成度管長ノ添書ヲ得別紙方法書理由書及參考書相添此段相願候也

明治三十九年十二月五日

右總持寺住職

石川素童[㊟]

神奈川縣足柄上郡南足柄村

最乗寺住職

末寺總代

在田彦龍[㊟]

山形縣西田川郡西郷村

善寶寺住職

同

吉泉禪教[㊟]

岐阜縣不破郡今須村

妙應寺住職

同

守田忍翁[㊟]

東京市京橋區山城町四番地

信徒總代

森岡 眞[㊟]

同市同區彌左衛門町拾五番地

同

平岡萬次郎[㊟]

同市同區銀座四丁目拾五番地

同

林 謙吉郎[㊟]

神奈川県知事周布公平殿

次に、石川県庁へ提出されたとみられる「曹洞宗大本山總持寺移轉願」である。これは、

曹洞宗大本山總持寺移轉願

御管下鳳至郡櫛比村

曹洞宗大本山 總持寺

右總持寺儀是迄前書ノ地ニ有之候処今般神奈川県橘樹郡生見村字鶴見ニ移転致度其理由ハ從來ノ所在地ハ土地僻
陋ニ失シ交通不便ニシテ一宗大本山ノ所在地トシテハ全国未派僧侶及檀信徒等ノ登山参拜ニ頗ル不便ヲ相感候得
共維新以前ニ在テハ山法上時勢上及寺門維持上ニ於テモ別段不都合ノ点モ無之候得共明治維新ニ際シ当寺特殊ノ
山法タル輪番住持ノ儀モ廢止セラレ寺門維持ノ道モ大ニ從前ト相異リ候ニ就テハ本末ノ都合上成ルヘク他ノ便宜
ノ地ニ移転スルノ希望ヲ有スル説モ間々相起リ候得共從來ノ伽藍全備致居候上故ラニ移転ヲ企ツルカ如キハ経費
上ニ於テモ其他ノ事実上ニ於テモ共ニ不容易ノ儀ニ候得者移転希望ノ説ノ如キハ別ニ何等ノ勢力モ無之遂ニ其儘
ニ経過致居候処去ル明治三十一年四月十三日不慮ノ失火ニ罹リ一山諸殿堂不殘焼失致候ニ付テハ殿堂ノ焼失ハ素
ヨリ一宗本末ノ不幸タルニハ相違無之候得共移転ノ企望ヲ達スルニ於テハ実ニ得難キ好機會ニ候得者当寺ニ於テ
ハ焼失後猶旧来ノ地ニ再建スルノ計画ヲ以テ夫々準備致来候得共全国未派僧侶及壇信徒等ノ多数ハ是非共東京
附近ノ地ニ移転スルノ希望ヲ高メ来候ニ付当寺ニ於テモ茲ニ断然移転ヲ決行スルノ意志ヲ以テ去ル七月先ツ同列
大本山永平寺ノ同意ヲ得且全国未派ノ意嚮ヲ確カムルノ必要アルニ依リ両本山ノ合意ヲ以テ同月下旬本宗議會議
員ノ任ニ在ル者ヲ召集シテ諮詢セシニ全会ノ大多数ヲ以テ東京附近ノ地ニ移転スルコトニ可決シ猶之下前後シテ
全国当寺直末寺ノ意見ヲモ徵集セシニ是又同様ノ大多数ヲ以テ東京附近ノ地ニ移転スルコトニ同意致候就テハ該

移転先境内ニ充用スヘキ土地ノ儀ハ総計四万八千七百八拾九坪ニシテ該種目並敷地充用ニ関スル件等ハ別紙方法書ノ通ニ有之候猶当寺移転御許可ノ上ハ当旧境内ノ儀ハ太祖国師本山開闢ノ靈地ニシテ後醍醐天皇以下列聖ノ厚キ御由緒アル勝蹟ニ候得者祖廟保存及永代報恩供養ノ為メ當時奥之院ノ旨趣ヲ以テ当寺ノ別院ヲ建設致度別紙ヲ以テ願出候依テ茲ニ当寺ヲ前記ノ地ニ移転ノ儀特別ノ詮議ヲ以テ至急御許可相成度管長ノ添書ヲ得別紙方法書理由書及参考書相添此段願候也

明治三十九年十二月五日

右總持寺住職

石川 素童[㊟]

神奈川縣足柄上郡南足柄村 最乗寺住職

末寺 總代 在田 彦竜[㊟]

山形縣西田川郡西郷村 善寶寺住職

同 吉泉 禪教[㊟]

岐阜縣不破郡今須村 妙應寺住職

同 守田 忍翁[㊟]

東京市京橋區山城町四番地

信徒總代 森岡 眞[㊟]

同市同區彌左衛門町拾五番地

同 平岡萬次郎[㊟]

同市同區銀座四丁目拾五番地

石川県知事

村上義雄⁽⁴⁰⁾

同

林 謙吉郎⁽⁴¹⁾

宛先が石川県知事の村上義雄になっている「曹洞宗大本山總持寺移轉願」が『新修門前町史 資料編2』の二五一頁にあり、この出典先が『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』になっているので、同じ史料だという事が分かる。

この史料と先に記載した神奈川県知事に宛てた「曹洞宗大本山總持寺移轉願」は、内容と明治三十九年十二月五日の年月日という提出時期、信徒総代の住所と氏名が一致しており、異なる点は宛先のみが石川県知事か神奈川県知事かの違いである。石川県知事村上義雄と、神奈川県知事周布公平に提出されたという事が分かる。この点からも、「諸願書概要目次」に記載された、石川県と神奈川県という事も一致し、「方法書」・「理由書」が「曹洞宗大本山總持寺移轉願」と一緒に提出されたという事が証明できる。また、二〇一一年四月十一日から四月二十一日に神奈川新聞に掲載された記事にも同様の事を証明する記事が次の通りである。

總持寺は十二月、反対運動に加担した総代を解任するとともに、「曹洞宗大本山總持寺移轉願」を石川県と神奈川県の知事に提出している。⁽³⁸⁾

この記事からも「曹洞宗大本山總持寺移轉願」は石川県と神奈川県、両県に提出しているという事が記載されている。以上の事から、「曹洞宗大本山總持寺移轉願」は神奈川県知事周布公平と石川県知事村上義雄に宛てられたものと推定される。そして、「曹洞宗大本山總持寺移轉願」は「方法書」・「理由書」・「圖面」と一緒に提出されたとも考えられる。

次に、この「理由書」は単独で見つかったため、記述、提出年代についても不明であった。しかし、年代については、「理由書」本文内の以下の点から推測される。

「四 末派諮詢會ノ可決ヲ經タル事」の本文

越本山ノ深厚ナル同意ヲ得テ両本山ノ交涉斯クノ如ク圓滿ニ運ヒタル以上ハ先ツ其順序トシテ末派ノ意嚮ヲ確カムルコト必然ノ儀ニ候得者茲ニ両本山ノ合意ヲ以テ去ル七月下旬宗門會議議員ノ任ニ在ル者ヲ召集シテ諮詢會ヲ開キ可否ヲ討究セシメタル処前後四日間最モ熟誠ナル審議討論ヲ經タルノ結果遂ニ出席議員五十五名ノ内十名ニ対スル四十五名ノ大多数ヲ以テ東京附近ノ地ニ移轉スルノ原案ニ可決

この中にキーワードとして「去ル七月下旬宗門會議議員ノ任ニ在ル者ヲ召集シテ諮詢會ヲ開キ」という文章がある。この事からこれは、明治三十九年七月二十六日から四日間開かれた諮詢会だと思われる。また、「去ル七月」という書き方という事から、「昨年」や「一昨年」といった事ではないこと、また、「五 直末評定ノ可決ヲ經タル事」より次の文章がある事から、これは諮詢會が開かれた年と同じ時期に提出された史料だと考えられる。

去ル八月上旬評定案ヲ付シテ其意見ヲ問ヒタルニ全國當本山直末寺院百三十一箇寺ノ内無住十一箇寺答申不着五箇寺計十六箇寺ヲ除キ百十五箇寺ノ内非移轉ニ箇寺條件付移轉二箇寺計四箇寺ニ対スル百十一箇寺ノ大多数ヲ以テ是又東京附近ノ地ニ移轉スルノ原案ニ可決

これは、諮詢會が終了した後に、東京出張所織田雪巖は總持寺直末寺院から鶴見移轉の合意を得るため明治三十九年九月五日に、七月に行われた曹洞宗諮詢会の決議内容を直末寺院十三ヶ寺に通知し、百十一ヶ寺から東京付近移轉の賛同を得たのである³⁹。この数字は明治三十九年九月五日に大本山總持寺東京出張所監院織田雪巖が、大本山總持寺の御直末と准御直末寺院に宛てた次に挙げる史料と同じ数字から、明治三十九年と考えられる。

本年八月十二日附當大本山總持寺ヲ東京附近ノ地ニ移轉セラル、ノ件ニ付當本山貫首禪師猊下ノ御教諭ニ依リ評定案ヲ發セシメラレ候處別記ノ通答申ノ結果評定相成候條此段及報告候也

明治三十九年九月五日

大本山總持寺東京出張所

監院 織田 雪巖

大本山總持寺

御直末
准御直末 御寺院

(別記)

御直末寺數 百三十一箇寺

内 無住 十一箇寺

不着 五箇寺

差引 百十五箇寺

内

東京附近移轉 可 百十一點

太祖國師
有縁ノ地 移轉 可 一 點

最乗寺ノ
所在地へ 移轉 可 一 點

東京附近移轉 否 二 點

この史料から、「理由書」内の「五 直末評定ノ可決ヲ経タル事」で書かれている、全国の直末寺院百三十一箇寺のうち無住十一箇寺、答申不着五箇寺の計十六箇寺を除くと、賛成が百十五箇寺で直末寺院の評定結果が同じである。その百十五箇寺のうち移轉に反対している二箇寺、条件付きの移轉が二箇寺で計四箇寺を除く、東京付近の地に移轉する事に賛成が百十一箇寺である事や内容が一致している事から、明治三十九年の史料だと考えられる。また、

「曹洞宗大本山總持寺移轉願」が提出された年月日が明治三十九年十二月五日と書かれている事から、明治三十九年という時期も合致している。

以上、「理由書」について翻刻及び考察を行った。以上の事から、「理由書」は明治三十九年十二月五日に「大本山總持寺移轉願」と共に提出された「理由書」・「方法書」・「圖面」の中の「理由書」と考えられる。そして、この「理由書」は「諸願書概要目次」及び「曹洞宗大本山總持寺移轉願」の宛先から石川県知事村上義雄と神奈川県知事周布公平に宛てられたものである事が明らかにされた。この「理由書」から分かった事は次の通りである。

- ① 「理由書」は「曹洞宗大本山總持寺移轉願」と共に「方法書」・「圖面」と一緒に提出された。
- ② 「曹洞宗大本山總持寺移轉願」と共に提出された事から提出機関は、石川県庁と神奈川県庁である。
- ③ 「理由書」の提出先は「曹洞宗大本山總持寺移轉願」が出された石川県知事村上義雄と神奈川県知事周布公平である。
- ④ 「理由書」の提出時期は「曹洞宗大本山總持寺移轉願」の提出日の明治三十九年十二月五日である。

右の通り、「理由書」の提出先、提出時期について考察した。

今回は翻刻を中心にし、そして「理由書」の提出先、時期を明らかにしたが、その内容については深く考察出来なかつたため、今後の課題とする。

註

- (1) 「六水町」：面積一八三・一八平方キロ。鳳至郡中央部に位置し、南は七尾北湾に面し、能登島町に対する。北東は能都町、北は輪島市、北西は門前町、南西は富来町・中島町に接する。平凡社地方資料センター『石川県の地名』(平凡社、一九九一年、八五〇頁)
- (2) 「外浦街道」：能登海道の羽咋郡今浜村現押水町を起点に北進し、能登半島の日本海岸沿いに奥能登珠洲郡の寺家村(現珠洲市)に至る。今浜宿は能登半島の東岸沿いに北上する内浦街道との追分宿で、両街道は寺家村で合流する。緑海西道(三州地理志稿)ともよばれる。平凡社地方資料センター『石川県の地名』(平凡社、一九九一年、四七頁)

- (3) 『堀松村』：現志賀町堀松。矢藏谷村の東、米町川の右岸に集落を形成、集落西および北の後背地は丘陵。中世の堀松庄の遺称地。江戸時代には外浦の川尻と内浦の大津(現田鶴浜町)を結ぶ大津往來の宿駅として栄えた。平凡社地方資料センター『石川県の地名』(平凡社、一九九一年、六八九頁)
- (4) 『富来町』：面積一・三・四七平方キロ。能登半島の中央西部にある。北は門前町、南は志賀町、東は穴水町・中島町に接する。北部と東部は丘陵で、高爪山(三四一メートル)から酒見川が流れ、切留を源とする富来川が市街地を流れて日本海に入る。集塊岩が波に浸食された海岸一帯は能登金剛とよばれる景勝地。高爪山は山容から能登富士と呼ばれ、航行船や漁業の「山タメ」の基準点となってきた。国道二四九号が町西部を南北に走る。平凡社地方資料センター『石川県の地名』(平凡社、一九九一年、七〇〇頁)
- (5) 『内浦村』：現穴水町内浦・由比ヶ丘。七尾北湾に面する小半島先端部に位置し、背後の急崖を上り、北西の丘陵を越せば川島村・大町村に至る。平凡社地方資料センター『石川県の地名』(平凡社、一九九一年、八五五頁)
- (6) 『永平寺』：吉田郡志比谷村大字志比。曹洞宗。吉祥山と號し、當宗大本山たり。寛元元年、越前國司波多野出雲守義重の創建に係り、道元を請じて開山とす。〈中略〉翌二年九月、法堂成り、傘松峯大佛寺と號せしが、同四年六月永平寺と改稱す。蓋し之れ佛法初めて支那に入れる後漢明帝の年號に因むと云ふ。寛治二年初め吉祥山の號を定む。〈中略〉境内九萬千九百八十四坪、一山の堂房丘陵に倚りて南面し、蒼鬱たる青巒其四邊を繞り、其間、溪澗亦淙琤として東より來り西に注ぐ。眞に幽邃閑雅の靈域たり。堂宇凡そ七十有餘悉く禪刹の古規に則り、山勢の層級に任せて、古色蒼然たる堂房に明治以後の再建に係る近代建築を配す。即ち總門・玲瓏門・小庫院・宿坊・傘松閣・總祠堂・舍利殿・鐘樓・山門・中雀門・僧堂・衆寮・佛殿・承陽殿・孤雲閣・眞廟・法堂・大光明藏・妙高台・不老閣・寶庫・瑞雲閣・大庫院・松平氏廟所・鼓樓・浴司・經藏・勅使門・寶物館・鎮守堂・廻廊等はなり。先づ總門を入れば、左に總受附所あり。藤本弘三郎『日本社寺大観』(全二卷)寺院編』(名著刊行会、一九七一年、二七八―二八九頁)
- (7) 『大乘寺』：金澤市長坂町。曹洞宗。野田山或は東香山と號す。弘長三年、富樫家尚、石川郡野々市村邊に本寺を創し、眞言宗の僧澄海を以て開山となす。弘安六年、永平寺三世徹通に譲り、禪家第一祖となる。中興は二十六世月舟なり。曆應三年足利尊氏の祈願所となり、公方歴代の歸依厚し、後柏原天皇より東香山大乘護國禪寺の勅號を賜ひ、勅願寺となる。藤本弘三郎『日本社寺大観』(全二卷)寺院編』(名著刊行会、一九七一年、二六七頁)
- (8) 『淨住寺』：金澤市大豆田町。曹洞宗。正安三年、太祖磐山紹瑾、後伏見天皇の勅を奉じ、當國河北郡山崎庄に堂塔を建立す。之れ本寺の濫觴にして當時七堂伽藍悉く具備せし巨刹なりといふ。二世無涯智洪の時、後伏見天皇より鎮護國家の綸旨を賜り、爾來花園、後醍醐、光明三朝の勅願所となる。藤本弘三郎『日本社寺大観』(全二卷)寺院編』(名著刊行会、一九七一年、二六六頁)

(9)〔永光寺〕：鹿島郡餘喜村大字酒井。曹洞宗。洞谷山と號す。正和元年、洞門の太祖瑩山紹瑾、當地の豪族滋野信直夫妻の請に應じて本寺を創建す。瑩山、後ち鳳至郡櫛比村に諸嶽山總持寺（後、神奈川縣鶴見に移る）を開き其第一祖となりしが、次で席を峨山紹碩に譲り、再び本寺に歸りて正中二年に示寂せり。後村上、後土御門、後光明の各天皇、歴代の崇信厚く各勅願所の綸旨を賜ひ、且つ寺領を寄せらる。〔中略〕本尊は華嚴釋迦像にして、廟堂には如淨・道元・孤雲・徹通・瑩山五禪師の像を安置す。寺寶には道元、紹瑾兩禪師の眞蹟・後醍醐、後村上兩天皇の綸旨等其他多數を蔵す。境内に十勝あり。開山坐禪石・羅漢影向樹・蛇胎石等最も顯る。藤本弘三郎『日本社寺大觀（全二卷）寺院編』（名著刊行會、一九七一年、二七三頁）

(10)〔羽咋郡〕：面積三五八・四一平方キロ。押水町・志雄町・志賀町・富來町。能登半島の基部から中央部にかけて南北に長い日本海沿岸（外浦）の地域。口能登に属し、旧羽咋郡であつた羽咋市により中央を分斷され、南部二町と北部二町に分れる。南部は南は河

北郡、東は富山県氷見市・西礪波郡、北は羽咋市、北部は南は羽咋市、東は鹿島郡、北は鳳至郡に接する。平凡社地方資料センター『石川県の地名』（平凡社、一九九一年、六五二頁）

(11) 總持寺十箇條之龜鏡

- 一 當寺者依_レ無_レ檀越_一。以_レ托鉢_ヲ欲_レ勤_ニ住持_一。然_ル依_テ皇情_ニ爲_ニ勅願所_ト。故_ニ予嗣法門人_一。盡未來際以_テ當山_ヲ爲_ニ本寺_ト。勤_メ輪次之住持_一。可_レ奉_レ祈_リ寶祚長久_一事。
- 一 當寺者雖_レ爲_ニ吾宗第三刹_一。依_テ敕許_ニ爲_ニ出世之道場_一。傳法_ノ之門人等。於_ニ向後_ニ可_レ守_ル當寺規矩_一事。
- 一 當寺者元_レ雖_レ爲_ニ敎院_一。依_テ定賢律師之請_ニ革_レ敎作_レ禪_一。故_ニ以_テ定賢律師_ニ爲_ニ開基_一。可_レ獻_ニ香華_一事。
- 一 傳法之人。狠_レ不_レ可_レ許_一事。
- 一 予之門弟子。不_レ好_ニ名利_一。修_シ頭陀行_一。專持_ニ戒行_一。敬_ニ重三寶_一。不_レ違_レ佛制_一。可_ニ參禪學道_一事。
- 一 不_レ可_レ以_テ諍論_ノ之心_一。魔_ニ魅_ス人家男女_一。并_{不_レ可_レ以_テ諍論_一事。}
- 一 諸役者。若闕_ニ其勤任_一。老僧者可_レ停_ニ止出頭_一。若年輩者三日三夜不_レ出_ニ僧堂_一。可_レ令_ニ坐禪_一事。
- 一 小僧沙彌喝食等。三時勤行之外。可_レ專_ニ學_ニ學_一。若怠慢之輩痛可_レ與_ニ三頓_一事。
- 一 寺中諸堂掃地不_レ可_レ懈怠_一。掃地有_ニ五利_一。可_ニ悉知_一事。
- 一 予之門葉人。同心和合而可_レ修_ニ理當寺_一事。
- 一 右條條。盡未來際不_レ可_レ違背_一。若有_ニ犯_レ法者_一。不_レ可_レ爲_ニ予之門弟子_一。速_ニ可_レ令_ニ擯出_一焉。仍_レ如_レ件_一。

正中元年甲子三月十六日

總持寺瑩山判

孤峰智燦『常濟大師全集』（大本山總持寺、一九三七年、四九四〜四九五頁）

これに関して桜井秀雄氏は次のように訳している。参考までにその訳を示す。

元亨四年（一三二四）三月十六日、「總持寺十か条の龜鑑」を定め、永く児孫の遵式とした。

一、当寺は本と檀越なし、まさに托鉢行乞して、もって住持すべきに、皇紹一たび降るにおよびて、朝家万年の功德所と為り、是より山中稍々に瞻ひ足る。予が嗣法の門人、今より百千年の後に到るまで当山を仰いで本寺となし、輪流住持して、もって宝祚長久を祈り奉るべし。

二、当寺はわが宗の第三利たりといえども、仰いで勅諭によつて宗祖瑞世の道場となす。伝法の門人等、他時異日、当寺の規矩を遵守すべし。
三、当寺はもと教院たり、然れども定賢律師の懇請によりて教を革め禪となす。ゆえに定賢律師をあげて当山の開基となし、靈位を設け、香花を供じて永く廢弛することなかれ。

四、師資伝法は宗門の第一義なり。匪人を許可して、猥りに附法することなかれ。法門の窪隆このことの举措にあり。

五、予の門弟子は名利を離れ、頭陀を行じ、専ら戒律を持って三宝を敬重し、仏制に違わず參禅學時道すべし。

六、詔曲の心をもつて、人家の男女を魔魅すべからず。かつ世出世に諍論を構うべからず。

七、諸局職員もし当務を欠かば、道旧等その出頭を禁遏すべし。雖僧驅鳥に在つては、まさに三日三夜を限り、僧堂を出でずして坐禪せしむべし。

八、沙弥童子等三時諷經の外、仏祖の法語を習字すべし。もし弛慢の者あらば、痛く三頓を与うべし。

九、寺中諸堂、時を逐て掃地すべし。少くも懈るべからず。掃地に五利あり、まさに知るべし。

十、予の門葉、殿門院宇の圯傾を賭ては則ち一唱百和相將いて修葺すべし。中外の費用は出る所より出し、すみやかに旧觀に復すべし。

右条陳開具年を涉り、日を弥りて乖悞すべからず。もし違犯の者あらば、果して予の門弟子に非ず。速々まさに法に依りて擴出すべし。併せて此に掲示す。

桜井秀雄『永平寺・總持寺』（大本山總持寺、一九六四年、百十六〜百十七頁）

(12) 叡山禪師の康安二年（一三六二）二月九日の置文

右彼の寺（總持寺）は瑩山和尚紹頌に讓する処なり。仍て後代の住持職に於ては、紹頌法嗣の中に於て、器用の仁を撰んで住持職に補すべし。末代に於てこの旨を守り住持するべきの状、件のごとし。（原漢文）

桜井秀雄『永平寺・總持寺』（大本山總持寺、一九六四年、百二十四〜百二十五頁）

(13) 貞治三年(一三六四)十二月十三日の置文

紹碩門下嗣法の次第を守り、五箇寺住持すべし、若しこの中、山門廢する者あらば、法眷等相寄つてこれを評定すべし。仍つて後証のために垂示すること件の如し(原漢文)

桜井秀雄『永平寺・總持寺』(大本山總持寺、一九六四年、百二十五頁)

(14)

〔大源〕：加賀仏陀寺の開山で、字は大源、加賀の出身。幼くして出家し、總持寺の峩山韻碩のもとに參し徹悟し、貞和五年(一三九四)六月一日その法衣をうけた。詔を受けて總持寺に出世し、貞治五年(一三六六)十二月五日、如元、純証等と伴に『総持寺常住文書日銀』を作製した。のち洞谷寺に移り、晩年は加賀仏陀寺を開いて第一代となり、応安三年(一三七〇)十一月に二十日遷化した。寿は未詳。遺偈に曰く、「幻而來レ幻、幻而去レ幻、幻無レ幻根、幻人幻レ幻」と。法を嗣ぐものは五人あり、梅山開本・幻翁碩寿・了堂眞覺・江月尼・滿庵尼という。(？)一三七〇) 国書刊行会『曹洞宗人名辞典』(国書刊行会、一九七七年、一二四頁)

(15)

〔通幻〕：丹波永沢寺の開山で、字は通幻、俗名は藤原氏、元亨二年(一三三二)豊後国東郡武蔵郷に生る。幼時より聡敏で経史を讀み、深く世相を厭い、十七才のとき大光寺に至つて、定山禪師によつて出家した。明年太宰府の戒壇に登りて大僧となり、曆応三年(一三四〇)加賀国に遊び大乘寺に掛錫し、文和元年(一三五二)の春、總持寺峨山和尚の道風の高尚を聞き、ついに謁見することをえ、峨山は一見して寂靈の器なるを見抜き、命じて侍司に居らしめた。三十五才の正平十一年(一三五六)八月、峨山より、『仏祖正伝菩薩戒作法』を授けられ、応安元年(一三六八)總持寺に出家した。同三年武州太守細川頼之が丹波に永沢寺を創建するにあたり、寂靈を招請して開山始祖とした。後円融帝、寂靈の法化を開いて欽尚を加え、特に勅黄を賜わり、天下の僧録となし、これより曹洞の宗風大いに振った。永徳二年(一三八二)八月二十三日詔を奉じて、總持寺に第五代の祖として開堂式を挙げた。弘和元年(一三八二)佐々木氏の請により、近江新莊檜原郷に總寧寺を開基した。至徳三年(一三八六)越州刺史某氏が龍泉寺を新建し、寂靈はその第一世となり、嘉慶二年(一三八八)十一月二十七日、詔により三たび總持寺を董した。明徳元年(一三九〇)十月二十一日、總持寺より能登妙高庵に退き、同二年(一三九二)四月病を發し、五月五日越前龍泉寺において示寂した。世寿七十才、著作に語録がある(一三三二)一三九二) 国書刊行会『曹洞宗人名辞典』(国書刊行会、一九七七年、一〇九)一二〇頁)

(16)

〔無端〕：越前祥園寺の開山。字は無端、能登に生まれる。幼くして大乘寺の瑩山のもとで得度し、瑩山の命によつて、明峰素哲・無外円照に師事し、のち峩山の門に入って信衣を受けた。たまたま諸嶽山総持寺より迎請されて主席となり、また越前檀越、祥園寺を開創し、師を迎えて開山とした。嘉慶元年(一三八七)二月二十四日示寂。法嗣に瑞巖韶麟がいる。(？)一三八七) 国書刊行会『曹洞宗人名辞典』(国書刊行会、一九七七年、一七三)一七四頁)

- (17) 「大徹」：越中立川寺の開山で、字は大徹、正慶二年(一三三三)、肥前に生る。業を無方に受け、のち総持寺の峩山紹碩のもとに参して悟し、多年の奉侍ののち、総持寺に出世し、峩山の法嗣となった。美濃并益の高峰靈妙菴主、妙應教寺を改めて禅宗とし、宗令を招いて主としたが、宗令は我山を始祖とし、將軍足利義満は山林田莊を喜捨した。また、越中の檀越、新川郡眼目山立川寺を創つて宗令を開山とした。永和四年(一三七八)十月二十三日、総持寺寂靈通幻・前住無端祖環・大徹宗令・実峯良秀等と相議して、総持寺を能登永光寺の本寺と定め、同寺は総持寺東堂位の者をこれと相議して、総持寺を能登永平寺の本寺と定め、同寺は総持寺東堂位の者をこれに住すべきものとした。康暦中、攝津の檀越、護国寺を建て竺山仙を招請したが、竺山仙は宗令を推して始祖とした。至徳三年(一三八六)九月二十九日、『諸岳山総持寺法堂鉞立日記』並びに『忽持寺常住新目錄』を調製した。応永十五年(一四〇八)正月二十五日越中立川寺に示寂。寿七十六、塔を立てて獅子菴と称した。臨終の頃に「生死無常人不_レ識、従前佛祖不_レ能_レ及、頭長三尺更是誰、萬仞峰頭独立立」という。法嗣は以下の人々である。普門元參・省三妙悟・大成宗林・春巖祖東・禅室宗安、閻道了聞、越叟了閻・月江応雲・日桂立乘・覚巖玄了・竺山得仙・天巖宗越・日山良旭・直菴宗観・不藏可直・浩齊契養。(一三三三—一四〇八) 国書刊行会『曹洞宗人名辞典』(国書刊行会、一九七七年、一三〇頁)
- (18) 「實峯」：備中永祥寺開山、能登定光寺開山。字は実峯、俗姓は不詳。能登に生る。総持寺の峨山紹碩に参したが、容易に悟ることができず、諸方を遊歴して再び総持寺に戻り、十余年の随侍ののち、その杖払を受けて、養寿寺に住した。能登の太守某氏が定光寺を建てるにあたり、師は開山となった。道名が高く、勅令によって総持寺の主となり、また備中の檀越、師を招請して永祥寺を開創させた。応永十二年(一四〇五)六月十二日寂した。世寿は不詳。法嗣に綱菴性宗・悦堂常喜・中明見方・一天玄清・貝林侑籍・大等一祐・明窓妙光・金龍謙柔・大沢慈恩・萬山天菴・大用・月海自明・天窓光義らがいる。著作に語録がある。(一四〇五) 国書刊行会『曹洞宗人名辞典』(国書刊行会、一九七七年、二八二頁)
- (19) 「門前村」：現門前町門前。現門前町の中央北寄りに位置し、八ヶ川中流南岸平地に立地。元亨元年(一三二二)開創の総持寺の門前に形成された集落。慶長年間(一五九六—一六一五)と推定される長好連の禁制(門前町史)に「総持寺並門前」とみえる。寺口・寺町とも称した能登志微。平凡社地方資料センター『石川県地名』(平凡社、一九九一年、八七九頁)
- (20) 「鹿島郡」：面積二六三・〇〇平方キロ。鹿西町・鳥屋町・鹿島町・田鶴浜町・中島町・能登島町。能登半島の基部東側に位置し、口能登に含まれる。東は七尾湾と七尾市、北は穴水町、西は富來町・志賀町、南は羽咋市と富山県氷見市に接する。北から七尾湾に面する中島町・田鶴浜町、内陸部を南に向かって鳥屋町・鹿西町、その東に鹿島町が位置し、七尾湾中央に能登島町がある。かつては七尾市全域と羽咋市北東部、穴水町の一部を郡域に含み、一方中島町の一部は羽咋郡に属していた。平凡社地方資料センター

『石川県の地名』(平凡社、一九九一年、七四一頁)

(21)〔鳳至郡〕：面積五六〇・三二平方キロ。六水町・門前町・柳田村・能都町。奥能登の中央部から西部一帯を占め、東西に長く延びる。西は門前町で外浦に面する。南の大部分は内浦に面し、小湾が多い。北は輪島市、東は珠洲市・内浦町に接する。南西部の内浦側は中島町、外浦側は富来町に接する。平凡社地方資料センター『石川県の地名』(平凡社、一九九一年、八四八頁)

(22)〔珠洲郡〕：面積五三・八〇平方キロ。内浦町。能登半島の東端に位置する。現在の珠洲郡は旧珠洲郡域の南部を占める内浦町のみであるが、旧郡域は北の珠洲市と、同じく西の能都町東部を含む。西の旧鳳至郡と合せ奥能登と称されるが、西が旧鳳至郡域の輪島市・柳田村・能都町と接するほかは、南・東・北の三方ともに海に面する。平凡社地方資料センター『石川県の地名』(平凡社、一九九一年、九五五頁)

(23)〔石川郡〕：面積七〇八・八〇平方キロ。白峰村・尾口村・鳥越村・吉野谷村・河内村・鶴来町・野々市町・美川町。県南東部、旧加賀国のほぼ中央に位置する。〈中略〉なお旧郡域は時代的变化をもつが、ほぼ現在の当郡域および松任市と金沢市南半とされる。平凡社地方資料センター『石川県の地名』(平凡社、一九九一年、二四一頁)

(24)〔能美郡〕：面積九八・六一平方キロ。根上町・寺井町・川北町・辰口町。近世末までの能美郡は加賀国西部の北東半を占め、北・東は石川郡、南は越前国、南西は江沼郡に接し、北西は日本海に面していた。かつての石川郡との北の郡界は、おおむね手取川であったと考えられる。しかし、同川本流は時代によって変遷、これに伴って郡域も変化したと思われる。平凡社地方資料センター『石川県の地名』(平凡社、一九九一年、一三九頁)

(25)〔河北郡〕：面積一九五・五八平方キロ。内灘町・津幡町・宇ノ気町・七塚町・高松町。県のほぼ中央に位置。西は日本海に面し、北は押水町、東は富山県小矢部市と一部同県福岡町、南は金沢市。室町期までは加賀郡と称した。もとは越前国に属したが、弘仁一四年(八三三)三月に加賀国が成立して加賀国加賀郡となり、同年六月には石川郡が分立した。郡名が加賀郡から河北郡に変わったのは、室町期以降であるが、近世の寛文二年(一六七二)から元禄一三年(一七〇〇)の間は加賀郡が正式名称とされた。平凡社地方資料センター『石川県の地名』(平凡社、一九九一年、五五八頁)

(26)〔石動山〕：能登半島の基部、鹿島町石動山・二宮、七尾市、富山県氷見市にまたがる標高五六五メートルの山塊。山頂は円錐形で大御前または御前山という。山容は南東氷見市側の稜線が比較的なだらかな傾斜をもつのに対し、北西の七尾市・鹿島町側の稜線は傾斜が急で、非対象の山塊となっており、山中には多数の断層がみられ、地滑りが多い。山頂周辺は県有保安林で、尾根筋にはブナの自然林や冷温帯植物の群生地などがあり、原生林相をもつ山としても評価されている。山頂からの眺望がよく、東に富山湾を隔て

て立山連峰や日本アルプスの山々、眼下には富山湾有磯海に浮かぶ蛇ヶ島や唐島、優美な二上山の山容、来たに転ずれば七尾湾の入江や能登島を指呼の間に眺め、さらに遠く能登半島岬の山並が続く。南には白山、晴れた日には遠く佐渡が望まれ、能登半島国定公園になっている。

古くは「いするぎやま」「ゆするぎやま」とよばれ、山上には延喜式内社に比定される伊須流岐比古神社が鎮座する。全域が鎌倉時代には石動寺、室町時代には天平寺(てんぺいじ)を号した山岳信仰の拠点で、全国でも著名な修験系寺社のうちに数えられている。平凡社地方資料センター『石川県の地名』(平凡社、一九九一年、七六七頁)

(27)〔東本願寺〕：京都市下京區烏丸通七條上ル。眞宗大谷派。當派本山にして西本願寺に對して東本願寺とも稱す。藤本弘三郎『日本社寺大観(全三卷) 寺院編』(名著刊行会、一九七一年、三三六頁)

(28)〔徹通〕：越前永平寺第三代、号は徹通。俗性は藤原氏であり、大將軍利仁の後裔である。承久元年(一一二九)二月二日に越前足羽に生れた。十三才のとき、越前の波著寺の懷鑑和尚の下に身を投じて得度し、比叡山に登って具足戒を受け、楞嚴の深旨を究め、兼ねて浄土教を修めた。仁治二年(一二四一)興聖寺に登って道元禪師に謁した。道元禪師上堂に「是法住法位、世間相常位、春色百花紅、鷓鴣柳上鳴」というのを聞いて、益々参究に励んだ。のち道元禪師に随伴して越前永平寺に帰り、寛元二年(一二四四)典座となり、次いで宝治元年(一二四七)鑑寺となった。昼は衆事を執り、夜は坐禅して参究した。道元禪師の寂後、懷奘に師事して建長七年(一二五五)その法嗣になった。正元元年(一二五九)宋に渡り、明州天童山に登り、祖塔を礼し、諸方を歴訪して、同九年(一二七二)二年(一二六二)に帰国した。永平寺の懷奘のもとに帰り、文永四年(一二六七)永平寺の第三世となった。同九年(一二七二)二月退休して、山下に義母堂を構えて老母に謹事した。美濃の檀越が精舎を開いて、師を請するも辞退し、弘安六年(一二八三)加賀大乘寺澄海阿闍梨が師に師事し、檀越藤原家満とともに謀り、寺(真言)を禅宗に改め、師を招いて開山した。延慶二年(一二〇九)九月十四日、病にかかり寿九十一をもって示寂した。遺偈に「七顛八倒、九十年、蘆花覆雪、午夜月日」という。定光院を建てて靈骨を収めた。法嗣には、義尹・紹瑾・宗円・懷暉の四人がいる。(一一一九―一三〇九)国書刊行会『曹洞宗人名辞典』(国書刊行会、一九七七年、五六―五七七頁)

(29)〔明峰〕：加賀大乘寺三世、越中光禅寺開山。字は明峯、加賀国富樫氏の子として建治三年(一二七七)に生る。比叡山に出家して具足戒を受け、もっぱら顕密をきわめ、いくばくもなく捨て去り、加賀大乘寺の瑩山に参じた。瑩山は師を器とみて侍司とした。室中常と呼んでいうのには、「哲侍者」と。師は応諾した。瑩山は「是れ什麼ぞ」という。師は答えなかった。およそ八年間侍して、のち辞去して、諸国を歴遊し、諸善知識を訪れた。至る所でみな印可を受けた。元享年間に瑩山が洞谷に據つたので師は往つて省観

すると、瑩山は喜んで第一座になした。同三年(一三三二)夏六月に入室し、十余年住し、その徳化が広くなつて、名声は帝のもとまで聞こえた。後醍醐帝は深く敬慕し、しばしば招いたが、師は病氣と称して行かなかつた。元弘の初め、天下大いに乱れ、戦争があちこちで起こつた。二品尊雲親王は高德の沙門を選んでは戦災を払おうとして、師もまたそれに参加した。帝はこれを聞いて大いに喜び、とくに若部保を捨てて寺の財産にあて、寺を昇格させて勅願道場とした。暦応の初め大乘寺へ移り、やがて隠退して越中の光禪寺に住んだ。観応元年(一三五〇)三月二十八日に、寿七十四・臘年、五十八をもつて示寂した。(一二七七—一三五〇)

国書刊行会『曹洞宗人名辞典』(国書刊行会、一九七七年、一七七—一七八頁)

(30)〔無涯〕…加賀浄住寺の第二世。字は無涯、加賀に生れた。幼いころに出家し、可鉄鏡について学び、ついで大乘寺に瑩山紹瑾に謁して印可をうけた。元亨三年(一三三三)加賀浄住寺に居住し、晩年は洞谷寺へ移つたが、また浄住寺へ戻り、観応二年(一三五二)五月九日に寂した。遺骨は浄住寺と洞谷寺に分骨して納め、新豊塔を建てた。法嗣に寂室了光がいる。(一三三二)国書刊行会『曹洞宗人名辞典』(国書刊行会、一九七七年、一九五頁)

(31) 諸詢会通達の史料だと思われる。これによれば、議場は芝区愛宕町の青松寺であり、二十六日午前八時に議場に集まり、二十七日、二十八日の参集時間は後ほど知らされると記載している。また、議場までの旅費要求書に関しても掲載がなされている。

告報(口頭覺書)

- 一 議員到着屈ノ節其ノ宿所ヲ兩本山出張所監院ニ宛テ屈置カルヘシ
- 二 議場ハ芝區愛宕町青松寺ニ定ム
- 三 二十六日午前八時議場ニ参集セラルヘシ二十七日二十八日ノ参集時刻ハ追テ告報ス
- 四 議事ハ會頭ヲ選舉シ概子議會規程ニ準シ之ヲ開ク
- 五 開會及閉會ニハ略式ヲ以テ兩祖諷經ヲ修ス依テ袈裟ヲ携帯スルニ及ハス
- 六 毎日正午ノ點心ハ議員ニ於テ之ヲ自辨セラルヘシ
- 七 傍聽者ニハ別ニ傍聽券ヲ發セス依テ宗門議會ノ例ニ準シ本宗一寺住職ニ限り一日ニ付議員一人ニ於テ傍聽者一人ヲ紹介スルヲ得ルモノトス其ノ手續ハ議員ノ名刺ニ傍聽者ノ住所寺號姓名及傍聽日ヲ記載シ紹介者ノ認印ヲ捺シテ傍聽者ニ交附セラルヘシ
- 八 旅費要求書ハ宗門議會ノ例ニ準シ印刷シ其ノ種目金高ノ明瞭ナルモノハ之ヲ記入シ置キタルニ付違算等ナキヤ否ヲ各自ニ於テ調査ノ上提出セラルヘシ

九 前各項ノ外告報スヘキ事件ハ兩本山出張所監院ヨリ其ノ都度之ヲ告報ス

明治三十九年七月二十五日

次に示すのは、「旅費要求書」である。「旅費要求書」の日付が明治三十九年になっている事から、告報の中にある、「旅費要求書」の史料だと思われる。「旅費要求書」には、陸路での距離や汽車の駅、汽船の港名を往復で記載する所があり、この「旅費要求書」を提出すれば、諮詢会会場である青松寺までの往復の賃金を請求できたと考えられる。また、注意書きには、陸路の距離、汽車、汽船等の賃金に関して料金が決められている。次に「旅費要求書」の全文を示す。

旅費要求書

| | | | |
|----|----|---------|------------|
| 一金 | 自坊 | 驛間陸路往復 | 里 |
| 一金 | | 驛ヨリ | 哩 |
| 一金 | | 港ヨリ | 港マテ汽船往復賃金 |
| 一金 | | 汽車 | 汽船ニ對スル往復雜費 |
| 一金 | | ヨリ | 宗務院マテ往復車代 |
| 一金 | | 途中宿泊料往復 | 回分 |
| 一金 | | 日 | 日分 |
| 一金 | | 東京滞在費 | 日分 |

計金

右及要求候也

明治三十九年七月 日

議 員

兩本山出張所副寺寮御中

注意

陸路一里金壹拾錢、汽車二等賃金、汽船中等賃費、雜費汽車汽船賃金百分ノ十五、陸路二十里以上汽車二百五十哩以上毎ニ泊料壹圓五拾錢、滞在費一日ニ付金壹圓五拾錢、日當一日ニ付金壹圓、但シ議場ヲ缺席スル者ニハ日當ヲ支給セス、新橋宗務院開車代片塗金十五錢、上野宗務院開車代片塗金三十五錢、宗簡ニ於ケル職務ノ爲メ東京ニ在留スル者ニハ滞在費日當ノ外自坊ヨリノ旅費ヲ支給セス、宗簡ニ於ケル職務ノ爲メ選舉區外ニ在留スル者ニハ其ノ在留地ヨリ往復スヘキ旅費ヲ支給ス、前文表示ノ中自身ニ要求ノ必要ナキ箇所ハ之ヲ塗抹シ置カルヘシ

(32)これは、諮詢会での評定案に関する史料だと考えられる。この「評定 大本山總持寺移轉ノ件」の史料については、類似史料が『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』の四十六頁に記載されている。次に示す史料は調査のものである。

評定

大本山總持寺移轉ノ件

大本山總持寺ヲ東京附近ノ地ニ移轉ス

説明

明治三十一年四月當大本山諸殿堂焼失ニ付直チニ再建設計ニ着手シ同年十月臨時御直未評定ヲ本山御假殿 御兩尊ノ真前ニ開設セラレ評定案ハ總テ滿場一致ヲ以テ原案ノ通評定セラレ爾來其ノ再建ノ事ニ從ヒタルモ日露戰役其ノ他種々ノ支障アリシ爲メ實際上再建祠堂金勸募及起工ノ手續ヲ進捗スル能ハス止ムナク今日ニ至リタリ然ルニ一方ニ於テハ有志ノ士アリテ従前ノ本山所在地ハ餘リニ土地僻陋ニシテ交通參拜ニ不便且今後ノ時勢ニ照察スルモ本山永遠ノ計圖トシテハ此ノ際斷然東京附近ノ地ニ移轉シテ化門ノ紹隆ヲ期セサルヘカラストノ旨趣ヲ以テ移轉再建ノ必要ナルコトヲ建議スルアリ又ハ其ノ移轉用地ヲ寄附センコトヲ申出ツル向モ勲ナカラス是レ爲宗爲山ノ赤誠ニ出テタルモノニシテ眞ニ欣喜スヘキノ件タリ然レトモ今本山開闢以來深厚ノ因縁事歴ヲ有スル地ヲ離レテ卒然他ニ移轉センコトハ實ニ容易ノ業ニアラス依テ躊躇逡巡以テ今日ニ及ヒタリシカ當本山貫首猥下ニハ時運ノ必要上到底移轉再建ノ避クヘカラサルコトヲ確認セラレ先ツ親ク越本貫首猥下ノ御同意ヲ得ラレタル上去月(七月)二十六日ヨリ二十九日マテ四日間本宗議會議員ノ任ニ在ル者ヲ東京ニ參集セシメ兩本山協定ノ旨趣ヲ以テ當本山ヲ東京附近ノ地ニ移轉スルノ件ヲ諮詢セラレタリ然ルニ此ノ本山移轉ノコトハ宗門有史以來ノ大事件ナルヲ以テ質問討議頗ル慎重反復ヲ要シ遂ニ出席議員五十五名ノ中十名ニ對スル四十五名ノ大多數ヲ以テ原案即チ本山ヲ東京附近ノ地ニ移轉スルコトニ決定セリ尤モ十名ノ少數者ト雖モ敢テ絶對的ニ非移轉ヲ主張スルニアラス本山從來ノ所在地力最モ交通不便ニシテ今後ニ於ケル時勢ノ進度ニ順應シ難キコトハ飽クマテ了知セルヲ以テ若シ移轉スルトセハ加能二州ノ中 太祖國師有縁ノ地ニ移轉スヘシトノ條件移轉ヲ主張セリ然レトモ多數者ハ素ヨリ東京附近ノ地ニ移轉スルコトニ賛成セルヲ以テ原案ニ可決シ茲ニ未派大多數ノ意嚮ヲト知シ其ノ趨勢ヲ確認スルコトヲ得タリ依テ之力參照トシテ左ニ諮詢案ノ全文ヲ掲ケ御直未寺院各位ニ對シテ可否ノ評定ヲ要セラル、コトニ爲リタリ是レ茲ニ本案ヲ提出スル所以ナリトス

(参照)諮詢

この諮詢会の可決について、末尾が(参照)諮詢ではなく、本件評定可決と書かれている史料が『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』の四七頁に記載されている。そして、諮詢会の案が可決した事を記載する史料が、調査の際に発見されたものと、『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』四七頁に記載されている史料が同一である。調査の際の一紙史料を次に示す。(縦二七・二cm、横三六・二cm、料紙は楮紙)
別紙諮詢案可決候也

明治三十九年七月廿九日

會頭 北山絶三
副會頭 古賀徳山

大本山永平寺貫首

性海慈船禪師 猊下

大本山總持寺貫首

大圓玄致禪師 猊下

松山祖元『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』(瑩山禪師奉讚刊行会、一九七四年、四五頁)

また、次の史料「諮詢 大本山總持寺移転ノ件」については、類似史料が『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』四十三〜四十頁の中に記載されている。次に記載する史料は、調査の際見つかった史料である。

〔宋書〕
諮詢

大本山總持寺移轉ノ件

大本山總持寺ヲ東京附近ノ地ニ移轉ス

説明

古來大本山總持寺ノ所在地タル土地僻陬ニ失シ殊ニ半島嶠嶼ノ地勢ニシテ道路ハ二線ヨリ成ル其ノ土俗外浦ト稱スル日本海外洋沿岸ノ道路ノ如キ七尾鐵道ノ開通セル今日ト雖モ羽咋以北本山マテノ十六七里ハ總シテ行路艱難ナルカ上ニ途中俗ニ大福寺峠ト稱スル鷹爪山ノ嶮アリ又七尾灣内海ニ瀕セル道路ノ如キ七尾以北穴水マテハ縦ヒ不完全ナル汽船ノ便ニ據ルコトヲ得ルモ穴水以西本山マテハ高山深谷崎嶇羊腸以テ半島ノ脊背ヲ横斷セル五里ノ難路ヲ越ヘサルヘカラス故ニ去ル明治三十一年四月不慮ノ失火ニ依リ一山ノ殿堂殘ラス灰燼ニ歸シテヨリ以來廣ク末派道俗ノ熱心ナル贊成ヲ要メ銳意其ノ再建事業ニ苦辛スルモ從

來ノ土地ニ再建スルコトハ其ノ寄附ヲ募ルニ於テモ頗ル成功ニ難キモノアリ依テ未派遣俗中ニ在テモ有志ノ者ハ比較上鉅多ノ費額ヲ投シテ再建センニハ東京附近若クハ今少シナリトモ交通參拜ニ便利ナル地ニ移轉センコトヲ望ム者多シ茲ニ於テ同本山貫首猥下ニハ移轉再建ノ企望ヲ以テ本月十日先ツ別紙甲號ノ如キ親書ヲ裁シテ越本山貫首猥下ノ同意ヲ求メラレ越本山貫首猥下ハ翌十一日ヲ以テ別紙乙號ノ如キ親書ヲ裁シテ同本山ニ於テ他日若シ輦轂附近ノ地ニ別院建設又ハ轉地ノ希望アルカ如キ場合ニハ能本山ニ於テ豫メ之二同意シ置カレンコトヲ企望スルノ趣意ヲ以テ茲ニ同意ヲ表セラル尋テ同日能本山貫首猥下ノ親書ヲ以テ別紙丙號ノ如キ回答アリ且兩本山貫首猥下ノ合一ナル慈慮ニ依リ親ク交渉熟議ノ上茲ニ此ノ諮詢會ヲ開設セラル、ニ至リタリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリトス

(別紙甲號)

去ル明治三十一年四月當本山燒失以來諸堂再建經營ノ儀ニ付不一方御贊同ヲ蒙リ居候處爾來難避事情相重リ事業相運兼居候得共愈今般寄附金勸募ノ歩ヲ進メ再建工事ニ着手致度拮据罷在候就テハ茲ニ出格ノ御尊慮ヲ得タル上猶一層ノ御贊同ヲ蒙リ度ハ從來當本山ノ所在地ハ御了知ノ如ク餘リニ土地僻處ニ失シ殊ニ半島崎嶇ノ地勢ニ候得者折角 貴本山ノ深厚ナル御贊同ヲ蒙リ且未派寺院檀信ノ多大ナル寄附ヲ得テ諸堂再建致候其交通不便等ノ爲メ未派遣俗ノ登山モ自ラ容易ナラサルニ於テハ今後ノ時勢上ニ照察スルモ甚タ遺憾ノ次第ト存候依テ燒失以來未派遣俗中ニ於テモ東都附近左ナクトモ今少シク交通參拜ニ便利ナルヘキ地ニ移轉再建センコトヲ企望シ且此件ニ就テハ幾許ノ便宜ヲ圖ルヘキコトヲモ申出タル向不勘候得共土地移轉ノコトハ事實上素ヨリ不容易ノ儀ニ候得者彼是熟考中在再今日ニ立至候然ルニ素ヨリ未定ノ儀ニハ候得共茲ニ東京附近五七里ノ間ニ於テ移轉敷地ニ稍相當スヘキ地所ノ心當リモ有之候ニ付此際當本山永遠ノ便宜ノ爲メ先ツ 貴本山ノ特殊ナル御贊同ヲ得テ然ル後實際相地ノ手續ニ及ヒ度猶此件ニ對シテハ如何ナル方法ノ下ニナリ共法規ト情理トニ支障ナキ限りハ廣ク未派ノ意向ヲモ聽取シ轉地再建共ニ圓滿ノ成功ヲ期スルコトニ切望致居候依テ先ツ土地移轉ニ付 貴本山ノ御同意ヲ蒙リ度茲ニ得御尊慮候也

明治三十九年七月十日 大本山總持寺住職 石川素童

大本山永平寺貫首 森田悟由殿

(別紙乙號)

本月十日附ヲ以テ御照會相成候 貴本山轉地再建ノ御企圖ハ實ニ開宗以來ノ重大事ニ有之候得共時勢ノ進運ニ順應シ化門ヲ發展スルニハ洵ニ已ムヲ得サルノ御措置ト相感シ御同意致候而シテ本件ハ宗門ニ至大ノ關係ヲ有スル儀ト存候ニ付相當ノ方法ニ依リ兩本山ヨリ未派ノ意嚮ヲ聽取シ然ル後御決定相成候様致候尙又將來當本山力時運ノ必要ニ依リ輦轂ノ附近ニ別院ヲ建設

スルカ或ハ萬一二モ轉地スルノ事アルヤモ難計ニ付豫メ 貴本山ノ御同意ヲ得置度希望ノ至リニ候茲ニ御回答旁併セテ得御尊慮候也

明治三十九年七月十一日 大本山永平寺住職 森田悟由

大本山總持寺貫首 石川素童殿

(別紙丙號)

昨十日附ヲ以テ當本山轉地再建ノ企望ニ付御同意ヲ蒙リ度得御尊慮候處本日附ヲ以テ深厚ナル御同意ノ御回答ヲ蒙リ欣悦ノ至ニ存候就テハ書中御希望ノ 貴本山ニ於テ若シ將來時運ノ必要ニ依リ輦殿ノ附近ニ別院ヲ建設又ハ轉地ノ御企圖アルカ如キ場合ニ於テハ當本山ニ於テ御同意可致ハ當然ノ儀ニ候得者豫メ御諒知置相成度茲ニ御禮辭旁併セテ得御尊慮候也

明治三十九年七月十一日 大本山總持寺住職 石川素童

大本山永平寺貫首 森田悟由殿

(33) この史料に関しては、次に示す史料の中に御直末と准直末へ宛てた東京附近に移転を行うか否かの調査結果である。この調査によると、御直末は百三十一箇寺で、その打ち無住が十一箇寺で、調査結果が不着だったのが五箇寺であった。つまり、調査した寺院は、全部で百十五箇寺である。このうち、東京附近に移転賛成は、百十一箇寺であった。また、太祖国師の有縁の地に移転に賛成は、一箇寺、最乗寺の所在地に移転賛成は、一箇寺である。一方、東京附近に移転反対は二箇寺であった。總持寺所藏の史料。(縦二四・六cm、横二二・八cm、一紙)を次に示す。

本年八月十二日附當大本山總持寺ヲ東京附近ノ地ニ移轉セラル、ノ件ニ付當本山貫首禪師猊下ノ御教諭ニ依リ評定案ヲ發セシメラレ候處別記ノ通答申ノ結果評定相成候條此段及報告候也

明治三十九年九月五日

大本山總持寺東京出張所

監院 織田雪巖

大本山總持寺

御直末 御寺院
准御直末

(別記)

御直末寺数 百三十一箇寺

内 無住 十一箇寺

不着 五箇寺

差引 百十五箇寺

内

東京附近移轉 可 百一十二點

太租園師 移轉 可 一 點

有縁ノ地 移轉 可 一 點

最乗寺ノ 移轉 可 一 點

所在地へ 移轉 否 二 點

東京附近移轉 否 二 點

(34) 「方法書」の全文を次に示す。

方法書

一、移転地境内ニ充当スヘキ土地ノ件

移転地境内ニ充用スヘキ土地ハ現在田畑宅地山林官有地等総段別拾六町式段六畝九歩此坪数四万八千七百八拾九坪ニシテ此内訳ハ左ノ三種ヨリ成ルモノニ有之候

甲 田畑宅地山林合段別五町六段六畝拾六歩

此坪数壹万六千九百九拾六坪

右ハ本宗末派神奈川県橘樹郡生見尾村成願寺有土地ノ内本年二月同寺住職加藤海庇外拾名ヨリ献納ノ名儀ニ依リ当寺移転地境内ニ充用スヘキ目的ヲ以テ無償譲与ヲ申出テタルモノニ係リ同寺ヨリ同県庁へ譲与ノ儀出願スヘキニ付該一筆書並略図面別紙相添申候

乙 境内官有地段別式段式畝式拾参歩

此坪数六百八拾参坪

右ハ前記成願寺現境内官有地第四種ニ属スルモノニシテ当寺移転地境内ノ稍中心ニ当ルヲ以テ此境内地ハ官有地ノ儘当寺へ御譲与ノ儀同寺ヨリ同県庁へ出願スルニ付該略図面別紙相添申候

丙 田畑宅地山林合段別拾町参段七畝歩

此坪数参万千百拾坪

右ハ神奈川県橘樹郡生見尾村字東寺尾持丸兵輔外八拾八名ノ所有土地ニ係リ前二項ニ記載セル土地ト合シテ当寺境内ニ充用スルノ目的ヲ以テ売買契約ヲ遂ケタルモノニシテ該略図面各地主土地売渡ニ関スル部代理人委任状写別紙相添申候

但シ本項記載中守屋此助外三名所有土地畑宅地山林合段別七段八畝貳拾四歩ハ売買契約未済中ニ係リ目下示談中ニ候得共縦ヒ売買契約未済ナルモノモ移転境内設定ニハ何等ノ支障モ無之モノニ候

二、移転地諸殿堂再建並土地買入ノ件

移転地諸殿堂建築ノコトハ去ル明治三十一年四月焼失セル諸殿堂ヲ再建スルモノニシテ該経費ハ先例ニ準シ本宗末派寺院ノ檀徒信徒ヨリ再建祠堂金ヲ募集シ再建スヘク該再建費総額ハ最初金百四拾九万七千四百八十余円ノ予算ヲ以テ募集スヘキ見込ミ候処其当時ト今日トハ概シテ諸物価及諸職工ノ賃金等モ騰貴シ從來ノ境地タル能州ト移転地ナル前記ノ土地トハ諸経費ノ割合モ無論増加シ且土地買入ニモ多額ノ費用ノ要スヘク随テ再建費ノ総額ニハ当然幾拾万円ノ増加ヲ要スヘキハ勿論ニ候得共時節柄及フヘキ限り経費ノ縮小節減ヲ行ヒ前記最初ノ見積高以内ノ金額ヲ募集シ之ヲ以テ諸殿堂ノ再建及土地買入ハ勿論移転後ニ於ケル旧境内別院建設並該土地設計費其他移転再建ニ関聯スヘキ一切ノ費用等マデ悉皆支弁成功可致且該再建費募集願移転地境内ニ充用スヘキ土地買入願等ハ移転御許可ヲ待テ夫夫成規ノ手続ヲ履行可致候

三、移転後当寺維持方法ノ件

移転後当寺ノ維持方法ニ関スルコトハ若シ普通末派寺院一箇寺ノ移転ニ係ルトキハ新タニ寄降セララルヘキ寺有財産トシテノ土地又ハ檀徒信徒幾許祠堂金基本金幾許及移転発願主何誰並新旧雙方干与者ノ連署ヲ要スル等予メ其寺ヲ維持シ得ヘキ方法ヲ設定シテ出願スヘキ振合ニ候処当寺ハ一宗大本山トシテ成立スヘキモノニ候得者は迄寺有地トシテ特有セル土地悉皆ヲ單ニ旧境内別院維持費トシテ分割控除スルモノ同列大本山永平寺ト分有取得スヘキ両本山維持財團ノ収益末派寺院住職報酬金末派僧侶転衣恩金其他本宗末派僧侶檀信徒等ヨリ志納施入スル金穀物件等ヲ以テ維持スルモノニ候得者之ヲ以テ其維持方法ト看做スヘキモノニシテ別ニ茲ニ記載スヘキ事項無之且出願ノ方法等モ幾分力異例ニ涉ル哉ニ候得共特別ノ御詮議ヲ蒙リ度存候

四、移転跡当寺旧境内ニ別院建設ノ件

当寺移転ノ儀御許可ノ上ハ従前ノ境内ハ自然廢地ノコトニ相成可申候得共移転跡旧境内ノ儀ハ当寺開闢ノ當時真言宗諸嶽寺住持定賢律師ヨリ当時開祖弘徳円明国師ハ寄進セル特別ノ由緒アル境地ニモ有之且開闢以來六百年間一宗大本山ノ境地トシテ存続シ国師開法ノ勝蹟タルハ勿論後醍醐天皇以下列聖ノ厚キ御飯索ニ係リ賜紫出世勅願ノ道場タル靈地ニ候得者別

紙願ニ依リ当寺奥之院ノ旨趣ヲ以テ此地ニ当寺ノ別院ヲ建設シテ開祖及二代尊ノ祖廟ハ往昔ノ儘永遠嚴正ニ之ヲ保存シ殊ニ列聖ノ御尊牌モ往昔ノ儘ニ奉安シテ永代報恩供養ヲ修行致度其維持費トシテハ現存当寺境外所有地田畑宅地山林合段別式拾壹町五段壹畝拾六步此地価金七千參百六拾四円六錢式厘ヲ以テ之ニ充用可致依テ該境内地ノ儀ハ官地民有地共特別ノ御詮議ヲ以テ其儘御据置相成度其詳細ノ儀ハ別紙別院建設願ニ於テ記載可致候

五、移転先土地讓与者成願寺ニ対スル件
前記成願寺ニ於テ寺有土地五町六段六畝拾六步ヲ無償ヲ以テ当寺ニ讓与シ且現在境内官有地六百八拾參坪ヲ官有地ノ儘当寺へ御讓与ノ儀出願スルニ就テハ当寺ヨリハ同寺ニ対シ同県庁ノ御許可ヲ得テ左ノ如ク取計可致候

甲 成願寺境内民有地ニ充用スヘキ田畑合段別式段參畝拾步此坪數七百坪

右ハ当寺移転元境内ニ充用スルノ目的ヲ以テ買入ルヘキ土地ニ接続セル土地ヲ当寺ニ於テ買入無償ヲ以テ成願寺ニ讓与シ同寺境内地ト為サシムルモノニシテ該略図面別紙相添申候

乙 成願寺堂宇ノ転地改築ノ事

成願寺ノ現在堂宇ハ既ニ腐朽頽廢ニ属スルヲ以テ前項ノ地ニ転地スル以上ハ無論新タニ改築ヲ要スヘキニ付夫々成規ノ手續ヲ経タル上當寺ニ於テ該堂宇ヲ改築シ与ヘ可申尤モ境内薬師堂ハ建築以來年尚浅キヲ以テ其儘転地建替シ与ヘ可申候

丙 成願寺歳計補助ノ事

成願寺ノ現在寺有土地ハ田畑宅地山林総段別六町九段式拾四步此地価総計金千拾參円四拾錢ノ如ク合段別五町六段六畝拾六步此地価金四百六拾円八拾式錢ヲ當寺ニ讓与スルニ於テハ差引段別壹町式段四畝八步此地価金五百五拾式円五十八錢ヲ残存スルモノニシテ田地ハ幾ント其全部ヲ残シ畑地モ亦其幾分ヲ残スモノニ候得者縦ヒ之ニ対スル地租諸税ヲ公納スルモ年分ノ飯米及菜園ノ取得ニハ欠乏ナカルヘキモ其土地ノ讓与ヨリ来レル同寺收納ノ減少ハ著シキモノアルヘキニ付當寺ヨリハ同寺ノ歳計補助トシテ永遠無限ニ年々金式百円ツ、ヲ支給スルコトニ定メ予メ同寺干与者ノ承認ヲ得タル儀ニ有之候

「方法書」内丙該当

松山祖元『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』(磐山禪師奉讚刊行会、一九七四年、三五頁)

(35) 「曹洞宗大本山總持寺移轉ニ付該敷地ニ充用スヘキ土地買渡並移転ニ同意賛成書」は、縦帳袋綴裝紙捻綴(縦二八・三cm、横二一〇・五cm、料紙は楮紙)の冊子体である。民有地を買入れる契約として考えられる史料は「曹洞宗大本山總持寺移轉ニ付該敷地ニ

充用スヘキ土地賣渡並移轉ニ同意賛成書」である。この史料は土地売渡に関する契約書であり、この契約者は、地主である持丸兵輔他、七十五人の総代である。つまり、地元民が所有としていた土地を売り渡したという事が考えられる事から、これは民有地を買入れる契約の史料と考えられる。

曹洞宗大本山總持寺移轉ニ付該敷地ニ充用スヘキ土地賣渡並移轉ニ同意賛成書

今般曹洞宗大本山總持寺ヲ石川縣下鳳至郡櫛比村ヨリ當縣下橘樹郡生見尾村ヘ移轉セラルヘキニ付我等所有土地ニシテ總持寺ニ於テ該境内敷地トシテ有用ナル部分ハ既ニ賣買契約書ニ依リ其賣渡契約ヲ了シタルニ付其賣渡ヲ結了スルニ異議無之且同本山ノ當地ニ移轉セラル、コトハ同宗ノ爲メ最深ク我等ノ同意賛成スル所ナリトス依テ我等茲ニ土地賣渡ニ關スル地主總代トシテ土地賣渡ニ異議ナキコトヲ言明シ且移轉ニ同意賛成ヲ表明候也

明治三十九年十二月 日

曹洞宗大本山總持寺移轉ニ付土地賣渡ニ関スル地主持丸兵輔外七拾五人總代

神奈川縣下橘樹郡生見尾村字東寺尾八百四拾番地

持丸兵輔 ㊸

同 縣同 郡 同 村字鶴見五百拾壹番地

佐久間權藏 ㊸

同 縣同 郡 同 村字同九百九拾九番地

中西重造 ㊸

同 縣同 郡 同 村字生麦千貳百八拾四番地

小堀竹次郎 ㊸

(36) 註34を参照。

(37) 本文中に旧来の地は狭く臺萬七千八百七十八坪という事が書かれている。この数字と一致するのが、「財産寄附添書」中の別院建設に関する史料の「方法書」の中の境内臺萬七千八百七拾八坪と同じ坪数である。この事から、旧来の地の土地の坪数だと考えられる。この「方法書」を継に記す。

方法書

第一 別院建設境内ニ充用スヘキ土地ノ件

別院建設境内ニ充用スヘキ土地ハ本願書ニ記載セル當寺現境内壹萬七千八百七拾八坪此内譯左ノ通ニシテ別ニ略圖面相添申候

境内 壹萬七千八百七拾八坪

内

參千五百貳拾坪

舊來官有地第四種分

四拾六坪

同 官有地第三種分

四千五百八拾參坪

同 民有地第一種分

九千壹坪

本年五月四日上地森林ノ内官有地第四種トシテ現境内編入許可分

七百貳拾八坪

本年六月二十二日首山畑地民有地第一種トシテ境内編入許可分

また、「管長添書中」の「方法書」にも別院建設による同じ敷地面積が書かれている。

(38) 松山祖元『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』(瑩山禪師奉讚刊行会、一九七四年、三二〇～三三三頁)

(39) 松山祖元『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』(瑩山禪師奉讚刊行会、一九七四年、三二〇～三三五頁)

(40) 松山祖元『つるみヶ丘六十五年のあゆみ』(瑩山禪師奉讚刊行会、一九七四年、三三〇～三五頁)

(41) 鶴見大学仏教文化研究所『御移転百周年記念出版 大本山總持寺の成立と發展―新たな百年に向けて―』(鶴見大学、二〇一二年、一三頁)

(42) 門前町史編纂専門委員会『新修門前町史 通史編』(石川県門前町、二〇〇六年、五〇三頁)参照

おわりに

大本山總持寺の御移転理由を探れば探るほど、石川素童禪師をはじめ関係者の御尽瘁を知る事になった。石川素童禪師の御努力をはじめ、御移転に関わった先人の数々の御尽力があつて、我々が現在、總持学園鶴見大学・鶴見大学短期大学部で学ばせていただいている事に感謝をしなければならぬ。

御移転の理由に関しては、単に明治三十一年の火災だけではなく、「理由書」には交通が不便のため、首都東京近郊に移転する事、總持寺が金銭的に困窮している事等が記されている。そして、太祖有縁の地である旧境内に總持寺祖院として再建する事が書かれている。また、「明治」という時代になり社会制度が変わつた事、永平と總持の争い等が推考される。

さらに、従来明らかにされていなかった「理由書」の提出機関、提出先、提出時期に関して、「理由書」は「曹洞宗大本山總持寺移轉願」と共に提出されたと推測出来る。提出機関は、石川県庁と神奈川県庁であり、提出先は石川県知事村上義雄、神奈川県知事周布公平であり、提出時期は明治三十九年十二月五日と分かつた。その理由は、従来資料だけではなく、「諸願書概要目次」に記載されている「曹洞宗大本山總持寺移轉願」の提出機関、提出先、付属史料や、「曹洞宗大本山總持寺移轉願」の宛先や年月日等から導き出された。

最後に、「理由書」の掲載をご許可していただいた大本山總持寺監院乙川瑛元老師に深謝するとともに、原稿執筆にあたり曹洞宗大本山總持寺、山口正章老師、資料調査に関して紹介して頂いた仏教文化研究所客員研究員尾崎正善氏には格別のご配慮をいただいた。深く感謝申し上げる次第である。